

平成 21 年第 8 回定例会

津幡町議会会議録

平成21年12月 2 日開会

平成21年12月 9 日閉会

津幡町議会

津幡町告示第116号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第101条第1項の規定により、平成21年第8回津幡町議会定例会を次のとおり招集する。

平成21年11月20日

石川県津幡町長 村 隆 一

- 1 招集期日 平成21年12月2日
- 2 場 所 津幡町議会議場

平成21年第8回津幡町議会定例会会議録 目 次

1. 招集告示	1
第1号(12月2日)	
1. 出席議員、欠席議員	3
1. 説明のため出席した者	3
1. 職務のため出席した事務局職員	3
1. 議事日程(第1号)	4
1. 本日の会議に付した事件	4
1. 開会・開議(午前10時00分)	5
1. 議事日程の報告	5
1. 会議録署名議員の指名	5
1. 会期の決定	5
1. 会議時間の延長	5
1. 諸般の報告	5
1. 諮問第2号上程	5
1. 質 疑	6
1. 討 論	6
1. 採 決	6
1. 議案等上程(議案第78号～議案第90号)	7
1. 議案に対する質疑	9
1. 委員会付託	9
1. 町政一般質問	9
1. 休 憩(午後0時00分)	24
1. 再 開(午後1時00分)	24
1. 休 憩(午後2時35分)	42
1. 再 開(午後2時50分)	42
1. 閉 議(午後4時35分)	63
第2号(12月9日)	
1. 出席議員、欠席議員	65
1. 説明のため出席した者	65
1. 職務のため出席した事務局職員	65
1. 議事日程(第2号)	66
1. 議事日程(追加第1号)	66
1. 本日の会議に付した事件	66
1. 開 議(午後1時30分)	67
1. 議事日程の報告	67
1. 会議時間の延長	67
1. 議案等上程(認定第1号～認定第14号)	67
1. 決算審査特別委員長報告	67
1. 決算審査特別委員長報告に対する質疑	67

1. 討 論	67
1. 採 決	69
1. 議案等上程（議案第78号～議案第90号、請願第19～請願第29号）	70
1. 委員長報告	70
1. 委員長報告に対する質疑	72
1. 討 論	72
1. 採 決	78
1. 議会議案上程（議会議案第10号～議会議案第13号）	80
1. 質 疑	82
1. 討 論	82
1. 採 決	84
1. 議会議案上程（議会議案第14号、議会議案第15号）	84
1. 質 疑	85
1. 討 論	86
1. 採 決	86
1. 議会議案上程（議会議案第16号）	86
1. 質 疑	86
1. 討 論	86
1. 採 決	86
1. 議会議案上程（議会議案第17号）	87
1. 質 疑	88
1. 討 論	88
1. 採 決	88
1. 閉会中の継続調査	88
1. 休 憩（午後 3 時32分）	88
1. 再 開（午後 3 時45分）	88
1. 議会議案上程（議会議案第18号）	89
1. 質 疑	89
1. 討 論	89
1. 採 決	89
1. 議会議案上程（議会議案第19号）	90
1. 質 疑	90
1. 討 論	90
1. 採 決	91
1. 議会議案上程（議会議案第20号）	91
1. 質 疑	91
1. 討 論	91
1. 採 決	92
1. 議会議案上程（議会議案第21号）	92
1. 質 疑	92
1. 討 論	93
1. 採 決	93
1. 閉議・閉会（午後 4 時05分）	93
1. 署名議員	94

平成21年12月2日(水)

○出席議員(18名)

議長	谷口正一	副議長	南田孝是
1番	中村一子	2番	森山時夫
3番	角井外喜雄	4番	酒井義光
5番	塩谷道子	6番	前田幸子
7番	多賀吉一	8番	向正則
9番	道下政博	10番	鈴木準一
13番	山崎太市	14番	洲崎正昭
15番	長谷川恵子	16番	河上孝夫
17番	谷下紀義	18番	中田健二

○欠席議員(0名)

○説明のため出席した者

町長	村隆一	副町長	矢田征夫
総務部長	坂本守	総務課長	長和義
企画財政課長	岡本昌広	監理課長	酒井菊次
税務課長	河上孝光	町民福祉部長	焼田新一
町民児童課長	瀧川嘉孝	保険年金課長	板坂要
健康福祉課長	東本栄三	環境安全課長	坂倉秀夫
産業建設部長	杉本満	産業経済課長	榭田和男
都市建設課長	川村善一	上下水道部長	林敏則
料金課長	北野力	上下水道課長	岡田一博
会計管理者	兼保純一	会計課長	大田新太郎
監査委員事務局長	大坂茂	消防長	高森良昭
消防次長	國本学	教育長	早川尚之
教育部長	藤本英幸	学校教育課長	宮川真一
生涯教育課長	太田和夫	河北中央病院事務長	村田善紀
河北中央病院事務課長	橋屋俊一		

○職務のため出席した事務局職員

議会事務局長	竹本信幸	議会事務局次長	竹田学
総務課長補佐	田中健一	行政係長	田中圭
企画財政課長補佐	納口達也		

○議事日程（第1号）

平成21年12月2日（水） 午前10時開議

- 日程第1 会議録署名議員の指名
- 日程第2 会期の決定
- 日程第3 諸般の報告
- 日程第4 諮問第2号 人権擁護委員の候補者推薦につき意見を求めることについて
（質疑・討論・採決）
- 日程第5 議案等一括上程（議案第78号～議案第90号）
（質疑・委員会付託）
- 議案第78号 平成21年度津幡町一般会計補正予算（第5号）
- 議案第79号 平成21年度津幡町国民健康保険特別会計補正予算（第2号）
- 議案第80号 平成21年度津幡町国民健康保険直営診療所事業特別会計補正予算
（第1号）
- 議案第81号 平成21年度津幡町後期高齢者医療特別会計補正予算（第2号）
- 議案第82号 平成21年度津幡町介護保険特別会計補正予算（第3号）
- 議案第83号 平成21年度津幡町公共下水道事業特別会計補正予算（第2号）
- 議案第84号 平成21年度津幡町農業集落排水事業特別会計補正予算（第2号）
- 議案第85号 平成21年度津幡町バス事業特別会計補正予算（第1号）
- 議案第86号 平成21年度津幡町国民健康保険直営河北中央病院事業会計補正予算
（第2号）
- 議案第87号 平成21年度津幡町水道事業会計補正予算（第2号）
- 議案第88号 非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例の一部を改正する条例
について
- 議案第89号 津幡町ケーブルテレビ施設の設置及び管理に関する条例の一部を改
正する条例について
- 議案第90号 津幡町国民健康保険直営河北中央病院事業の設置等に関する条例の
一部を改正する条例について
- 日程第6 町政一般質問

○本日の会議に付した事件

議事日程のとおり

午前10時00分

<開会・開議>

○議長【谷口正一君】 ただいまから、平成21年第8回津幡町議会定例会を開会いたします。

本日の出席議員は、定数18名中、18名であります。

よって、会議の定足数に達しておりますので、これより本日の会議を開きます。

<議事日程の報告>

○議長【谷口正一君】 本日の議事日程は、お手元に配付いたしましたので、ご了承願います。

<会議録署名議員の指名>

○議長【谷口正一君】 日程第1 会議録署名議員の指名を行います。

本定例会の会議録署名議員は、津幡町議会会議規則第120条の規定により、議長において3番 角井外喜雄議員、4番 酒井義光議員を指名いたします。

<会期の決定>

○議長【谷口正一君】 日程第2 会期の決定を議題といたします。

お諮りいたします。

本定例会の会期は、本日から12月9日までの8日間といたしたいと思います。

これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長【谷口正一君】 異議なしと認めます。

よって、会期は本日から12月9日までの8日間と決定いたしました。

<会議時間の延長>

○議長【谷口正一君】 なお、あらかじめ本日の会議時間の延長をしておきます。

<諸般の報告>

○議長【谷口正一君】 日程第3 諸般の報告

をいたします。

本定例会に説明のため、地方自治法第121条の規定により、町長に出席を要求いたしました。

説明員については、お手元に配付してあります。

次に、町長から地方自治法第180条第1項の規定による

報告第11号 専決処分の報告について（「請負契約の締結について」の議決の一部変更について）。

の報告がありましたので、お手元に配付しておきましたのでご了承願います。

次に、本日までに受理した請願第19号から請願第29号までは、会議規則第91条および第92条の規定により、それぞれ所管の常任委員会に付託しましたので報告します。

次に、監査委員から地方自治法第235条の2第3項の規定による平成21年10月分に関する例月出納検査の結果報告がありました。

写しをお手元に配付しておきましたのでご了承願います。

以上をもって、諸般の報告を終わります。

<諮問第2号上程>

○議長【谷口正一君】 日程第4 諮問第2号 人権擁護委員の候補者推薦につき意見を求めることについてを議題といたします。

本案に対する提案理由の説明を求めます。

村町長。

〔町長 村 隆一君 登壇〕

○町長【村 隆一君】 本日ここに、平成21年第8回津幡町議会定例会を招集をいたしましたところ、議員各位におかれましては、何かとご多用の中ご出席を賜り、誠にありがとうございます。

今年も余すところ一月足らずとなりましたが、今のところ幸いにも大きな災害はなく、雨による災害も、小規模なものが数件発生したのみでありました。

台風につきましても、本州を縦断した台風はあったものの、当町への直接的な影響もなく、現時点においては、災害の少ない穏やかな一年でありました。

その一方で、本年5月に新型インフルエンザが国内発生をいたしまして、以降瞬く間に全国に広がり、当町においてもその対応に当たっているところでもあります。現在、石川県新型インフルエンザ対策本部からインフルエンザ警報が発令、町内においても多くの方が発症されております。

町といたしましては、町民の皆さま方に手洗いの励行やうがいなどにより、感染拡大防止に努めていただくよう広報をさせていただいているところでもあります。

なお、新型インフルエンザワクチン接種に当たり、2回接種が必要なすべての対象者に、2回目の接種費用を全額助成することとして本議会に補正予算案を計上させていただいているところであり、一日も早く新型インフルエンザが沈静化することを願っております。

11月23日には、大正9年に始まった国内屈指の歴史を持つ第89回河北潟一周駅伝競走大会が、当町役場前を発着点に盛大に開催をされ、27チームの参加の中、津幡南中学校チームが中学生・同好会の部において、2年連続優勝という輝かしい成績をおさめられました。

そして、11月29日に加賀温泉郷長距離コースで行われました第7回石川縣市町対抗ふるさと駅伝において、市町対抗部門で津幡町チームは5連覇を逃したものの3位に入賞、ふるさと部門に出場した1・2・SUNつばたチームが見事優勝し、3連覇達成というすばらしい成績をおさめられました。

どちらの部門とも、中学生から社会人までの男女6人のランナーで編成されたチームで、選手それぞれが十分に力を出し切り、たすきをつけない結果であります。

また、12月19日に山口県での開催の第17回全

国中学校駅伝大会に石川県代表として出場する津幡南中学校男子チームにおいても、日ごろの練習成果を遺憾なく発揮されるものと期待しております。

本年も町の将来を担う若者たちの活躍により、元気な津幡町を県内外にアピールしていただいております。今後とも、皆さまには精進を重ね、自分自身のさらなるレベルアップをご期待を申し上げます。

さて、本議会にご提案申し上げた議案のうち人事案件からご説明をいたします。

諮問第2号 人権擁護委員の候補者推薦につき意見を求めることについて。

本諮問は、平成22年3月31日で任期満了となります宮崎利廣氏にかわって、津幡町字中橋ハ89番地1 芝田 悟氏を推薦いたしたく、人権擁護委員法第6条第3項の規定により、議会の意見を求めるものであります。

<質 疑>

○議長【谷口正一君】 本案に対する質疑はありますか。

ありませんので、質疑を終結いたします。

<討 論>

○議長【谷口正一君】 これより討論に入ります。

討論がありませんか。

ありませんので、討論を終結いたします。

<採 決>

○議長【谷口正一君】 これより採決いたします。

お諮りいたします。

諮問第2号は、異議なき旨答申することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長【谷口正一君】 異議なしと認めます。

よって、諮問第2号は、異議なき旨答申する

ことに決しました。

<議案等上程>

○議長【谷口正一君】 日程第5 議案等上程の件を議題とし、議案第78号から議案第90号までを一括上程いたします。

これより町長に提案理由の説明を求めます。
村町長。

〔町長 村 隆一君 登壇〕

○町長【村 隆一君】 ただいまは、人権擁護委員の候補者推薦につき異議なき旨の答申を賜り、ありがとうございました。

次に、一般議案について、その概要を説明いたします。

議案第78号 平成21年度津幡町一般会計補正予算（第5号）について。

本補正は、歳入歳出それぞれ1億4,145万5,000円を追加するものであります。

歳入補正の主なものを説明をいたします。

12款分担金及び負担金3,323万8,000円の増額は、措置児童の増等による保育園保育料が主なものであります。

14款国庫支出金2,297万5,000円の減額は、障害者自立支援費等の増額と、国の制度廃止による子育て応援特別手当事業の減額および小学校建設事業に係る補助基準単価が見込みまで引き上げられなかったことに伴う減額が主なものであります。

15款県支出金2,174万2,000円の増額は、障害者自立支援給付事業の県費負担および新型インフルエンザワクチン接種助成事業の県補助金の増額が主なものであります。

18款繰入金9,448万2,000円の増額は、財政調整基金による財源調整が主なものであります。

21款町債1,370万円の増額は、緊急時連絡水道管整備事業の追加や道路整備事業の増額等に伴うものであります。

続いて、歳出補正の主なものを説明をいたします。

2款総務費、減額959万1,000円の補正は、防災情報通信設備整備による災害対策費等の増額のほか、職員給等の減額などが主なものであります。

3款民生費1,897万7,000円の補正は、国の制度廃止による子育て応援特別手当事業および職員給等の減額のほか、障害者福祉サービス費、町内グループホーム3か所へのスプリンクラー設置費補助および管外児童措置委託負担金の追加などの保育園運営費の増額に伴うものであります。

4款衛生費1億3,668万9,000円の補正は、主に新型インフルエンザ予防接種費用の助成に係る感染症予防費および河北中央病院に対する一般会計繰出基準の増に伴う運営負担金であります。

6款農林水産業費、減額1,682万7,000円の補正は、県単土地改良事業費の減額のほか、職員給等の減額が主なものであります。

8款土木費1,338万9,000円の補正は、道路側溝や区画線、暗渠、路肩など道路維持修繕費、雪寒地域道路整備事業、建築物の耐震改修促進のための住宅・建築物耐震改修計画策定費の増額のほか、人件費の減額などが主なものであります。

9款消防費、減額982万3,000円の補正は、職員給等の減額が主なものであります。

10款教育費713万6,000円の補正は、津幡小学校改築事業に係る工事費などの減額のほか、人事異動等に伴う職員給等や小学校および中学校就学奨励費などの増額を行うものであります。

第2表債務負担行為補正は、戸籍総合システム改修費および中学生海外派遣交流事業について、表のとおり追加するものであります。

第3表地方債補正は、県営土地改良事業負担金ほか4件の限度額を表のとおり変更し、緊急時連絡水道管整備事業について追加するものであります。

議案第79号 平成21年度津幡町国民健康保険

特別会計補正予算（第2号）について。

本補正は、歳入歳出それぞれ2億922万6,000円を追加するもので、医療費の増加に伴う一般・退職被保険者給付費および高額療養費の増額が主なものであります。

議案第80号 平成21年度津幡町国民健康保険直営診療所事業特別会計補正予算（第1号）について。

本補正は、歳入歳出それぞれ320万3,000円を減額するもので、河合谷診療所勤務の看護師を常勤から週2日勤務体制に変更したことに伴う人件費の減額が主なものであります。

議案第81号 平成21年度津幡町後期高齢者医療特別会計補正予算（第2号）について。

本補正は、歳入歳出それぞれ315万3,000円を追加するもので、保険料軽減被保険者増加に係る石川県後期高齢者医療広域連合への保険基盤安定納付金の増額が主なものであります。

議案第82号 平成21年度津幡町介護保険特別会計補正予算（第3号）について。

本補正は、歳入歳出それぞれ4,267万円を追加するもので、介護サービス利用増による地域密着型介護サービス給付費および居宅介護サービス計画給付費などの増額が主なものであります。

議案第83号 平成21年度津幡町公共下水道事業特別会計補正予算（第2号）について。

本補正は、歳入歳出それぞれ2,441万7,000円を追加するもので、前年度繰越金などを公共下水道整備基金へ積み立てるものが主なものであります。

第2表地方債補正は、公共下水道事業ほか1件について、表のとおり限度額を変更するものであります。

議案第84号 平成21年度津幡町農業集落排水事業特別会計補正予算（第2号）について。

本補正は、歳入歳出それぞれ51万1,000円を追加するもので、笠野第1処理場管理費の増額によるものであります。

議案第85号 平成21年度津幡町バス事業特別会計補正予算（第1号）について。

本補正は、歳入歳出それぞれ495万円を追加するもので、前年度繰越金をバス事業調整基金に積み立てるものであります。

議案第86号 平成21年度津幡町国民健康保険直営河北中央病院事業会計補正予算（第2号）について。

本補正は、入院や外来収益の減および職員給与費の減により、収益的収支で2,274万円を減額し、資本的収入について一般会計負担金など1,010万9,000円を増額補正するものであります。

議案第87号 津幡町水道事業会計補正予算（第2号）について。

本案は、各種事業費の変更により、資本的収入において663万3,000円を減額し、資本的支出において29万7,000円を増額し、2事業に係る企業債についてそれぞれ限度額を変更するものであります。

議案第88号 非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例の一部を改正する条例について。

本案は、雇用保険法の一部改正に伴い船員保険法が一部改正され、船員保険制度のうち「業務上疾病・年金部分」が労働者災害補償保険制度に統合されることとなったことから、引用する条項の整理を行うものであります。

議案第89号 津幡町ケーブルテレビ施設の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例について。

本案は、ケーブルテレビにおいて、新たな番組視聴コースとしてデラックスコースを追加するものであります。

議案第90号 津幡町国民健康保険直営河北中央病院事業の設置等に関する条例の一部を改正する条例について。

本案は、利用者の利便性を図るため河北中央病院の一般病床80床のうち6床を亜急性期病床として使用できるよう改正するものおよび診療科目のうち形成外科について削除するものであ

ります。

以上、ご提案を申し上げた議案の概要をご説明申し上げたところでございますが、関係の常任委員会において関係部課長より詳細に説明いたさせますので、何とぞ原案どおり決定を賜りますようお願いを申し上げ、提案理由の説明を終わります。

<議案に対する質疑>

○議長【谷口正一君】 これより議案に対する質疑に入ります。

質疑がありませんか。

ありませんので、質疑を終結いたします。

<委員会付託>

○議長【谷口正一君】 ただいま議題となっております議案第78号から議案第90号までは、お手元に配付してあります議案審査付託表のとおり、それぞれ所管の常任委員会に付託いたします。

<町政一般質問>

○議長【谷口正一君】 日程第6 これより一般質問を行います。

なお、本定例会の一般質問は、一問一答で行います。

質問時間は、1人30分といたします。質問時間内におさまるように的確な質問をお願いします。

また、発言は挙手をし、議席番号、名前を言って、議長の許可を得てから行ってください。

それでは、通告がありますので、これより順次発言を許します。

3番 角井外喜雄議員。

○3番【角井外喜雄君】 3番 角井です。

通告に従いまして、3点の質問および要望を申し上げます。

まず、第1点目は、児童虐待防止の取り組みについてお伺いをいたします。

11月は児童虐待防止推進月間であり、町も啓蒙活動の一環としてシグナス前に掲示板を設置し、虐待防止のメッセージが込められたオレンジリボン・キャンペーンを実施しています。

近年、児童や家庭を取り巻く環境の変化に伴い、子育て中にさまざまな問題や悩みが起きているかと思えます。家族間のストレス、住居や経済的な問題、親子の孤立など、児童虐待が生じる要因は、複雑、多様であります。

虐待は、人間形成期にある児童の心身に重大な影響を与えるものであって、児童福祉の観点から見過ごしがたいものであり、迅速かつ適切な手続きによる積極的な対応が求められているところであります。

こうした児童虐待については、平成19年に法改正がされ、通知義務、立ち入り調査、一時保護、家庭裁判所への申し立てなど所要の規定が設けられ、関係機関が密接な連携を図ることにより、児童の適切な保護に取り組んでいくことが盛り込まれました。

しかし、法改正がされた現在でも、児童相談所が立ち入り調査に踏み切っても、保護者の拒否などで調査を一たん断念し、虐待やその疑いを認識していながらも、子どもの状態、家族の状況、養育環境の把握が不十分であったことにより、痛ましい事件が各地域で起きているのが現状ではないかと思っております。

町の取り組みでは、平成17年に町要保護児童対策地域協議会設置要綱を定め、代表者会議、実務者会議、それぞれ15名で構成されています。行政、警察、保育園、学校など関係機関が連携し、児童の適切な保護を図ることを目的として設置されています。

そこで、町民児童課長にお伺いをいたします。

今年度11月現在では、31件の相談があったかと思えます。内容は、小学校に入る前の相談が13件、小学生では15件であり、児童相談所送致件数は16件であります。

協議会設置要綱では、このような問題に対し

個別ケース検討会議が行われており、児童に直接かかわりを有する担当者および直接かかわりを有する可能性のある担当者により構成する会議となっています。

児童相談所の判断が、子どもの生命や安全、安心を守る最後のとりでであります。実際に、児童相談所が立ち入り調査を及ぼすような虐待があったかと思えます。協議会およびケース検討会議で、どのような対応を図ったのかお伺いをいたします。

そして、児童虐待は、早期に発見し、的確な対応を図ることが重要であります。被虐待児からのSOSを受けとめるため、子ども相談の専用電話を開設し、虐待の疑いのある親子を発見した方からの通報や虐待してしまっているのではないかと悩んでいる保護者などからの児童相談体制を図ることができないか要望いたします。

○議長【谷口正一君】 瀧川町民児童課長。

○町民児童課長【瀧川嘉孝君】 角井議員の児童虐待防止への取り組みについてのご質問にお答えをいたします。

今般、少子化が進んでいる中、児童虐待は年々増加して、虐待の通告先が児童相談所から市町村へと拡大されております。

このような中、本町では虐待防止のため、町内の保育園や子育て支援センターなどで、育児相談、育児教室・育児講話などの実施や育児体験などを通して、親子で触れ合える場を設けるなどしております。

また、虐待児童およびリスク要因のある児童を早期発見や防止するため、町内の保育園、幼稚園、小・中学校、支援センター、児童センター等と連携を図り、児童の日ごろの生活状況を把握、あるいは民生児童委員、近隣の住民などからの通報、相談を通じて情報を得て対応しております。

さて、ご質問の協議会およびケース検討会議での対応であります。一般的に情報を受けた場合は、担当職員が調査に出向き、調査したこ

とに基づいて関係職員で協議し、ケースに応じて関係機関を招集し、検討会議を開催いたします。

検討会議では、情報の共有、役割分担をし、その後、継続観察を行います。月1回もしくは観察状況に応じて検討会を重ね、経過を児童相談所に報告し、指示を仰いでおります。

児童相談所では、町の報告を協議し、今後の支援の方向を町に指示、また場合によっては一時保護へと移行をしております。保護については、本町においても事例がございます。

次に、子ども相談専用電話を開設し、児童相談体制の確立をとのことでありますが、現状を申し上げますと、相談の増加や寄せられてくる相談の内容はさまざまであり、複雑な相談内容の対応に苦慮しているところであります。

今後、相談室の開設および専門的な知識を持つ児童福祉司の配置など、関係する部署と協議しながら検討してまいりたいと思っております。

以上でございます。

○議長【谷口正一君】 3番 角井外喜雄議員。

○3番【角井外喜雄君】 今ほど課長のほうから専用電話の検討をされると、そして児童福祉司をこれから検討していくというような答弁がありました。大変、前向きな答弁であったかと、私は思っております。

実は、私の地域にも、ことしそのような家庭がありまして、大変近隣の人が心配をしていました。これは児童虐待だけの問題ではなくて、いわば火災、そして子どもたちのたまり場となって、非常に地域の不安材料となりました。そういう面では、私はやはり、虐待が地域に及ぼす影響というのは、非常に大きいものがあるなということを感じまして、今回この一般質問に取り上げて質問したわけですけど、今ほど課長が言われたように、これからの的確な対応を、ぜひ町に要望するものであります。

続きまして、2点目に、小中学生の携帯電話所持についてお伺いをいたします。

ことし6月に、県議会で、小中学生に防災や防犯以外の目的で携帯電話を持たせないようにする保護者の努力義務を盛り込んだ、改正「いしかわ子ども総合条例」を可決いたしました。来年1月から、全国で初めて施行されます。携帯電話の有害サイトに絡んだ犯罪に子どもが巻き込まれるということが全国で、全国的にいろんな報道とか新聞で、報道されております。いわばそれを防ぐのが目的であるというふうに思っております。

条例による所持規制は、販売者いわゆる携帯電話を販売する販売者は、18歳未満の携帯電話のフィルタリングを販売者が解除する際、保護者に理由を書いた書類を提出してもらうことを義務づける改正条例も可決しております。

これは、事業者は提出された書類を保管しなければならず、保護者と事業者の双方に責任を持たせることを明確にしています。努力規定には罰則はなく、効果は未知数との声もあり、県は条例改正について、携帯電話を子どもに与えないという選択肢があることを保護者が認識してほしいと強調しております。

一方、県PTA連合会では、持たせるか、持たせないかの議論ではなく、実際に被害があるということ、現実としてしっかり理解をしていかなければならないという談話を一部見ました。ちょっと私はこれについては、双方の認識の違いがあるのかなと感じました。

そこで、教育長にお尋ねいたします。

町教育委員会として、来年1月から施行されるいしかわ子ども総合条例に対し、小中学生の保護者との周知活動で、携帯電話を持たせるのか、持たせないのか。持たせたい家庭がいた場合の基準なりをどのように話し合われたのかお尋ねいたします。

そして、その施行後の、実施後の認識の変化と実態把握を今後どのように行っていくのかお伺いをいたします。

○議長【谷口正一君】 早川教育長。

○教育長【早川尚之君】 角井議員のいしかわ子ども総合条例にかかわっての携帯電話についてのご質問にお答えいたします。

町内における小中学生の携帯電話の所有状況、これは平成20年の12月に調査したものでございますけども、小学校では2,661名の児童中約8.3パーセント、県平均は約8パーセントでございます。それから中学生1,415名中の23.3パーセント、県平均は22.2パーセントという割合で、子どもたちが所有をしている現状でございます。

日進月歩で技術革新が進んでいる現代社会にあって、インターネットの利用は至極当然のことのようになっていく時代であろうというふうに考えております。

しかし一方、携帯電話でのインターネットやメール等から、子どもたちが犯罪やトラブルに巻き込まれるケースが発生していることは、今おっしゃっているとおりであるというふうに思っています。

こうしたネットトラブルを未然に防止し、被害に遭う子どもたちを守ろうということで、実は石川県教育委員会も今年度、教員、警察官、弁護士等によるネットパトロールチームを立ち上げ、活動を展開し始めました。

町教育委員会は、このいしかわ子ども総合条例の改正以前から、子どもたちの携帯電話保持の状況把握や携帯電話の持つ有用性あるいは弊害、危険性等について、あるいは携帯電話から有害サイトに接続できなくするフィルタリング機能の設定等についてを話題として、いろいろ話し合いもさせていただきました。それから町教育センターを中心に学校教育研究会、PTA連絡協議会、青少年問題協議会、豊かな心を育む町民会議、警察等の各種団体、関係機関との連携のもとで、子どもたちや保護者、また町民に対しての啓発運動を行ってまいりました。こういう中で、直接携帯電話だけにかかわらず、また新たに地域のほうで声かけ、中学生への声

かけ運動をしてくださるそういう組織もできてきております。子どもたちに携帯電話を持たせるか、持たせないかについては、いろんな話し合いの中で、これは、保護者、やはり保護者の判断にゆだねられるものであるというのが教育委員会の考え方でありまして。

改正いしかわ子ども総合条例におきましても、このような考え方のもとで、保護者に携帯電話を持たせないようにとの強い努力義務を求めたものであるというふうに思います。町PTA連絡協議会は、ことしの去る11月8日開催の町のPTA大会におきまして「津幡町の明日を託す、豊かな心と志を持ち創造性に富む人材を育成する上でも、すべての保護者が、よりそのあり方を意識し、実践していくことを考えなければなりません」という文言を盛り込んだ大会宣言を採択していただきました。携帯電話に関しましては、この中で「携帯電話は、親と子どもがお互いの同意の上で初めて使用することができます。家庭でのルールを決め、守らせましょう」という表現で、保護者が携帯電話使用の責任者であることの共通理解をされたというふうに思っております。

したがいまして、ご質問の持たせたい家庭がいた場合の基準等についても、教育委員会が基準をつくって出していくものではない、つくれるものではないというふうに考えております。ただ、携帯電話の学校への持ち込みということにつきましては、ある程度の基準というものが必要であるというふうに考えております。この基準につきまして、平成21年1月30日付で、文部科学省より「学校における携帯電話の取り扱い等について」という通知が出ました。この通知の中で、小・中学校に関するものとして「携帯電話は、学校における教育活動に直接必要のない物であることから、小・中学校においては、学校への児童生徒の携帯電話の持ち込みについては、原則禁止とすべきものである。しかしながら、緊急の連絡手段とせざるを得ない場合そ

の他やむを得ない事情により、例外的に持ち込みを認める場合には、学校で一時預かって、登校してきたら一時預かって下校時に返すなど、保護者との話の中で、学校の教育活動に支障のない、そういう内容にするよう配慮すること」という通知が出ております。

津幡町では、この通知以前から実は学校と話をしながら、このような取り組み、こういう基準での取り組みをしてきたところであります。

次に、いしかわ子ども総合条例施行によっての意識の変化と実態把握の検証についてですが、成果の要因を分析することは大切なことだと考えております。県議会のいしかわ子ども総合条例の可決後、全国の町村教育長会のほうへもこういう情報をお伝えし、そういう中で、数県の教育長さんからも、そのことについて質問を受けてまいりました。私は、子どもたちが携帯から有害情報にアクセスし、犯罪に巻き込まれるケースが深刻化する状況を、議会の方々が憂慮して具体的な提案をくださったことに、子どもたちに係る仕事をする者として、大変うれしく思っております。

教育委員会としても、いしかわ子ども条例の改正の趣旨を踏まえて、これからも関係機関、団体等との連携を深め、子どもたちを支援するこれまでの取り組みの継続を図っていききたいというふうに考えております。

答弁終わらせていただきます。

○議長【谷口正一君】 3番 角井外喜雄議員。

○3番【角井外喜雄君】 今ほど教育長さんが言われたとおりに、この問題、本当に保護者と子どものきちとした家庭間での取り組みが重要ななと思います。ちょっと私の認識違いを教育委員会に求めたような質問内容になりましたけど、要はそういう認識をしている方が、私は結構多いんじゃないかなという思いをしております。やはりこの携帯電話所持というのは、学校に求めるものでもなく、あるいは教育委員会に求めるものでもなく、やはりこれは家庭間の

中で、しっかりと子どもを守るといふ、親が我が子を守るといふことを、きちっとした認識を、これから保護者会などで説明をしていっていただきたいというふうに思います。

最後に、町長さんにお伺いいたしますが、次期町長選の出馬を問うものであります。

先の行政刷新会議による仕分け作業で私が懸念したのは、大幅に削減された公共工事であります。不測の事態が生じた場合に備えた事業予算、農道整備事業など、あわせて10の事業を廃止し、これあくまでも私の私的な見積もった額ですけど大体500億円くらいになるのかなと思っております。そして、さきのテレビ報道で鳩山首相は、仕分け作業の結果を基本的に重く受けとめていくと言っています。

しかし、地方自治体に直轄する公共事業では無駄な事業はなく、縮小や廃止をすればどこかでだれかが痛みを感じ、結果として地方にしわ寄せがくると各自治体は警戒感をあらわにしております。そして、市町村が使い道を自由に決められる地方交付税の減額も懸念されているところでもあります。

現在、町の財源は地方交付税に頼っている現状からすれば、来年度の予算編成に大きく影響し、町は推移を見守っている状態であるのかなと思っております。

町長さんはこれまで大変厳しい行財政の中で、子どもからお年寄りまで笑顔あふれるまちづくり、住んでよかったまちづくりに取り組み、人口約3万7,000人の町民とともに力強く町政に取り組んでこられています。そして、平成18年度から進められている第四次津幡町総合計画に基づき、着実な行政発展に尽力され、多大な功績を残され、高い評価をしているのは、私一人ではないと思っております。

しかし、町内にはまだまだ道路整備や社会福祉、農林業施策など多くの問題が山積しており、総合計画も道半ばであり、町民の期待と要望は大きいものがあります。

我が町は、豊かな自然と恵まれた立地条件で、これからも飛躍し、元気あるまちづくりをしていかなければなりません。これからも住民が安心して暮らせるまちづくりを期待する町民のためにも、次期町長選に出馬を願うものであります。

村町長ご自身のお気持ちはいかがなものかお尋ねをいたします。

○議長【谷口正一君】 村町長。

○町長【村 隆一君】 角井議員のご質問にお答えをさせていただきます。

平成14年4月25日に町長として当選以来、子どもからお年寄りまで笑顔あふれるまちづくり、住んでよかったと実感できるまちづくりを目指しまして、突っ走ってまいりました。

この間、議員の皆さまを初め、町民の皆さま方に深いご理解をいただき、2期7年7か月余りの間、元気なまちを目指し、民間企業出身の町長といたしまして一生懸命住みよいまちづくりに取り組んでまいったつもりでございます。

角井議員のおっしゃるように、過去にない厳しい経済状況下にありまして、町を取り巻く環境は他の市町村と同様に財政的にも大変厳しい状態と言わざるを得ません。このような時期にこそ、知恵と工夫を凝らした行政運営が必要であると思っております。

事業面におきましても、厳しい財政の状況にあるため大きなハード事業に次々と取り組むことはできませんが、地区の防災拠点としての活用や地区住民の憩いの場としての北部公園造成事業とともに、老朽化をいたしました津幡小学校改築事業の着手を初め、学校施設の耐震化を優先的に進め、安全・安心の確保に努めさせていただいております。

また、役場職員の意識改革につきましては、私の民間での経験を生かしまして取り組みをさせていただきました。近ごろでは、町民の皆さま方から「役場の職員は変わった」とお褒めの言葉をいただけるようになり、少しずつでは

ありますが、私のまいた種が芽を出し、大きくなり始めたかなという思いをしているところがございます。

さて、次期町長選につきましては、国の政権交代の影響から石川県町長会会長や各種協議会の役員として、また全国町村会用務などで出かける機会が大変多くなりました。私は、支持者の皆さまと協議をしている暇もなく、決めかねている状況でありました。これから議員の皆さまを初め、いろいろな方々、ご支援をいただいた方々と相談をさせていただき、前向きに検討したいと思っております。

○議長【谷口正一君】 角井外喜雄議員。

○3番【角井外喜雄君】 今ほど町長さんの答弁で、前向きに検討したいと、いわば支持者およびここにおられるいろんな方々のおそらく意見を聞きながら判断されるのかなと思っておりますが、ぜひとも次期町長選には、私個人の要望ですけど出馬していただきたいと、よろしく願いいたします。

以上で終わります。

○議長【谷口正一君】 以上で3番 角井外喜雄議員の一般質問を終わります。

次に、17番 谷下紀義議員。

○17番【谷下紀義君】 前回に引き続き、中山間地に住む一人の議員として、最近、新聞紙上でも話題となっておりますイノシシ対策について今回も質問させていただきます。

前回の質問で、部長からは「いろんな問題を抱えているのは承知しているし、何らかの助成対応を考えたい、考えているところである」という答弁もいただいております。そういうことも踏まえながら、あえて質問に入ります。

まず、先月出ておりました北陸3県のイノシシの状況等について、毎日新聞の記事を一部読ませていただきます。

「10年前から年を追って北上。

北陸3県で、イノシシによる農業被害がとまらない。福井県では沈静化したとみられた被害

が「V字悪化」し、富山県では毎年3倍のペースでふえている。石川県では七尾湾を泳いで北上するイノシシの姿も目撃されたという始末。近年は、さらに手ごわいニホンジカの脅威も迫りつつあると人間と動物との知恵比べは続きそうだ」。

「七尾湾を泳ぐ姿を目撃した。新たにシカも浮上した。

98年に敦賀市など嶺南が中心だったイノシシの生息域が、01年には特別豪雪地帯の池田町や嶺北の大部分に拡大した。06年には、ついに全市町に広がった。

農業被害は03年度に1億円を突破。06年度は5,100万円に減ったが、08年は7,900万円と再び増加した。

石川県でも、10年ほど前に福井県境でイノシシ被害が確認されてから年を追って北上。07年には能登半島南部の宝達志水町に達し、08年は能登中部の七尾市に広がった。

県自然保護課によると、ことし3月末、同市内の七尾湾を泳ぐイノシシが目撃されたという。その後しばらくすると対岸にもイノシシが出没するようになった。同課の担当者は「海を泳がれてはお手上げの状況。移動を食いとめる手段は不可能だ」。

05年度以降、毎年3倍のペースで被害がふえたのは富山県。08年度はニホンザルを抜いて獣類として被害額に占める割合が1位になり、総額でも石川を抜いた」。

さらに「福井県は、04年度から電気さくの普及に本腰を入れている。総延長は、四国霊場八十八箇所を相当する1,400キロを突破した。

嶺南地方の美浜町では、若狭牛を「番人」として山際の休耕田に放牧し、イノシシを寄せつけない試験も始め、今年度は4市町16か所、17.5ヘクタールに広がる。

富山県でも猟友会などが知恵を絞る。「先進県」の福井県や石川県の猟友会と連携を図り始

めた。福井県永平寺町と交流するのは大沢野猟友会。山内敏康会長は捕獲おりの設置方法など「イロハから教わっている」。

さらに「被害拡大の背景には、里山の荒廃に象徴されるマンパワーの衰退が挙げられる。

例えば富山県の猟友会の会員数は、78年度の2,175人をピークに30年連続して減少した。08年度は最盛期の35パーセントにすぎない。

07年の鳥獣被害防止特措法により、都道府県知事の一部の許可権限が市町村長に移譲され、免許取得者の増員を図ろうと市町村職員や農業者への働きかけを強めた。その結果、合格者の数も倍増した。だが「それ以上に取得者が減り、急減を抑えている程度」

3年に一度の免許更新を見合わせる狩猟者がふえ、登録数の減少に悩むのは福井県も同じ」、石川県も同じであります。「県は急増する被害対策として、07年度から「網・わな」共通免許を網猟とわな猟に分割し、従来は年1回だった狩猟免許試験を年2回にふやした。今年度の合格者は昨年度の延べ32人から115人と3倍増した」こういう新聞記事が出ております。

こういったことを含めて、このたび、環境省、この問題というのは非常に大きい問題がございます。県とか環境省に、ぜひこういった事情を訴えていただき、対応をしていただきたいということについては町長に、そして前回「何らかの対応措置を考えたい」と言われた部長に対してはその後できたと聞いております河北郡の有害鳥獣対策協議会そのあたりへの働きかけを、そして課長には上部は上部として、現実にある、対応している集落あるいは免許所有者の対応、連携等を課長にお聞きしたい。そういうことで一般質問とさせていただきます。

まず、町長にお尋ね、お願いをいたします。

狩猟免許と狩猟許可についてであります。

前回、全員協議会の席でも一部申し上げました。私も含めてであります。狩猟免許を取得しても県の現在の指導では、あるいは環境省か

もしれませんが、3,000万円以上の保険に加入しなければ狩猟許可を出さない。もう一つあります。県が目的税といいますか、県税として8,200円を県に納めなければなりません。そして、登録料として1,800円。私の言いたいのは、農家が狩猟免許を、自分の畑や集落の農作物を鳥獣から守るために行うこの狩猟制度に、なぜ私からすれば多額と言いたいところがありますが、県税を納めなければ免許を取っても狩猟許可が出ないのか。そのあたりをぜひ、県に問い合わせさせていただき、どれだけの減額をお願いしたいということをあえて質問させていただきます。環境省や県のことについては、町長がいんじゃないかということから、あえて申し上げます。

その他、以前から猟友会には大変な世話になりながら、今日までイノシシ対策が行われているやに聞きます。津幡町も去年あたりから猟友会と農林課との連携を、私はそれなりに見てもきましたし、その世話にもなってきたのが現実です。そういったことを考えたときに、単に以前からある狩猟を楽しむための猟友会というものと、自分らが自分らの農地を守るための対策というものを、別の角度から考え直していただく方法はないものかどうかということ、ぜひ上部の方と協議していただきたいということ、町長さんに、まずお尋ねしたいと思います。

○議長【谷口正一君】 村町長。

○町長【村 隆一君】 谷下議員のイノシシ対策についてのご質問にお答えをいたします。

最初に、自分の土地の農作物を守るために行うわな狩猟については、一般的な猟友会と異なる対応をしていただけないかのご質問でございます。

狩猟するためには、まず都道府県知事が行う必要な種類の狩猟免許試験に合格することが必要です。次に、実際に狩猟するときには、狩猟者登録と狩猟税の支払いが必要となります。その費用は、先ほど谷下議員が申されました石

川県のわな猟の場合は、ご指摘のとおり1,800円と8,200円が必要となります。また、第三者に損害を与えた場合に備え、これも谷下議員が言われました3,000万円以上の保険加入が別途必要となると、こういうことでございます。

鳥獣の保護及び狩猟の適正化に関する法律施行規則の規定によりますと「囲いわなにあつては、農業者又は林業者が事業に対する被害を防止する目的で設置するものを除く」との記載があります。現在の制度でも、垣根や柵で囲まれた敷地内で銃器を使用しないで行う狩猟鳥獣の捕獲等であれば、狩猟期間に限り、自分が所有し耕作する田畑に設置することは可能でございます。その場合、狩猟免許や県税等の支払いも不要となっておりますので、環境省への働きかけは不要と存じます。

次に、以前からの猟友会とイノシシのみに対応する制度をつくってほしいとのご質問ですが、すでに鳥獣の保護及び狩猟の適正化に関する法律や石川県有害鳥獣捕獲許可事務取扱要領が定められておりますので、新たな制度をつくることは困難であると存じますので、ご理解をお願いいたします。

○議長【谷口正一君】 17番 谷下紀義議員。

○17番【谷下紀義君】 環境省が行っております県に対する指導の要綱等、私もここに持っております。今、町長が言われたとおり、自分の畑の周囲に囲える「囲いわな」については、狩猟時期のみとなっております。

私たちがイノシシ対策として行動するのは、主に6月から10月の猟期以外であり、そのことについての疑問点を申し上げているのであって、11月15日から今年度から3月31日、イノシシの場合は3月30日という形になっておりますが、その6月から11月31日までの間に自分たちで対応するときの対応のあり方を、ぜひ広げて、枠を広げていただきたい。それは11月15日から3月30日までの狩猟期間のみ、狩猟を楽しむための期間にのみ、許可なくわなをかけることがで

きるという制度になっているということ、ぜひ直していただけないかということでございます。できたら。

○議長【谷口正一君】 村町長。

○町長【村 隆一君】 谷下議員にお答えをいたします。

その件につきましては、産業経済課長のほうから説明をさせていただきます。

○17番【谷下紀義君】 それでは、2問目に入らせていきます。

その答えについては、また改めて、町長の質問に対して、そういうことを申し上げたつもりです。そういうことを関連しながら、部長、課長にまたお尋ねしていきたいと思っております。

まず、部長にお尋ねとお願いを申し上げます。

前回の一般質問のときに「国からのあるいは県からのいろんな指導もあり、交付金等も活用しながら、何らかの対応を検討中であり、また、助成金制度的な考え方も取り入れさせていただきたい」という答弁を、前向きにいただいております。

その後できました河北郡市有害鳥獣対策協議会についてを質問いたします。

先ほども申し上げましたが、私を含め集落で数名が免許取得いたしました。免許取得するまでに、農林課からの呼びかけもあって、そういう行動に出たわけなんです。数名が試験を受けて免許を取得させていただきました。さっそく登録をしていただいて、狩猟許可はもらえるものということで県のほうに出向いたところ、狩猟許可と免許とは違うんだ。先ほど言いました県税を納めていただきたい。語呂がいいですね。ちょうど1万円、登録料が1,800円、8,200円が狩猟税と語呂のいい数字になつるとなるなということと思うんですけども、その時点で県の方々に申し上げた、先ほど町長に言ったことを申し上げたわけです。県税、自分の畑にわなをかけて対応するのになぜ県税を納めるんだと。登録については、まずこういった人が県内ある

いは町内にいるということに登録していただくことについては、やぶさかでございますが、そういうなぜ生ずるんだと。調べましたところ、これは県税でして、猟友免許を持っている方からいただいた税金は、主に鳥獣対策に使うという目的で徴収されているようでありますので、その点については、またこれから協議の余地がある問題かなというふうに解釈しております。

ただ、先ほど申し上げました河北郡市にできております、かほく市、内灘町、津幡町で立ち上げておりますこの協議会、何と私どもも狩猟許可を申請に行きましたところ、指導的には猟友会に入ってくださいというのが条件であります。今年度助成というのは、今年度限りということであります。ただ、一度猟友会に加入いたしますと、毎年2万円ずつの会員費が要ります。そうした集落で4人も5人も免許を取った場合に、その方々は登録者としてならいいとしても、有猟者としてとる場合は、毎年猟友会に2万円ずつ払わなければ狩猟許可が出ないという制度になっております。その2万円と1万円の問題については、また協議させてもらいますが、ぜひ、免許を取得して鳥獣対策をやろうという集落あるいは個人に対しての何らかの助成体系を、現在ある河北郡市の協議会の方針を一部見直していただきたいことを部長にお答え願いたいと思います。

○議長【谷口正一君】 杉本産業建設部長。

○産業建設部長【杉本 満君】 谷下議員の河北郡市有害鳥獣対策協議会について、免許取得者が河北郡の猟友会に入会しなければ、一時補助金が支払われないように聞いているが、地域で田畑を守るために行う捕獲行為に対しても補助金を出してほしいとのご質問にお答えいたします。

対策協議会では、イノシシやクマの有害鳥獣の捕獲免許に係る費用の一部を河北郡市で行う有害鳥獣の捕獲活動に参加、協力していただける方を条件に助成金を交付すると定めておりま

す。

地域一体となって農作物や人命を鳥獣被害から守ることは、大変重要であると存じます。

しかしながら、対策協議会の設立総会において、イノシシやクマなどのおりの購入と捕獲免許の取得者の拡充を最優先に審議され、承認、決定がなされたことから、捕獲行為に係る必要な予算につきましては、次年度の対策協議会総会にお諮りしたいと思っております。

次に、対策協議会に地域の代表者が加わったほうがよいように思うがどうかとのご質問についてですが、当協議会に地域の代表者として、当町からは町区長会より、井上、笠谷、河合谷地区代表の区長3名を推薦いただき、委員としてご協力をいただいておりますので、その辺ご理解をお願いいたします。

以上でございます。

○議長【谷口正一君】 17番 谷下紀義議員。

○17番【谷下紀義君】 私の認識不足もありましたこととお詫び申し上げて、今後ともまたよろしくお願ひしたいと思います。

さらに具体的な話を課長のほうにお願いしたい。

まず、今部長さんから答弁がありました地域からの参加者はどうかという問題を含めて、あえて申し上げます。私は猟友会を云々申し上げるつもりは毛頭ありませんし、やはりこういう自然界の動物と対応するときには、やはり猟友会だけでは、猟友会の皆さんに、うちの集落、うちの畑にイノシシが出たので捕っていただきたいというのは無理があると思います。そういうことから考えたときに、集落は集落でしっかり対応して、猟友会の皆さんに協力をいただきながら、あるいは集落全員が猟友会に協力しながら、有害鳥獣に対抗するそういう制度をつくらない限り、なかなか難しかろうということ、このいろんな制度を調べてみた限りにおいて痛感いたします。

ぜひ、猟友会と集落が協力しながら、絶対に

イノシシの野生の動物に私どもは勝てるとは思いませんけれども、1年でも2年でも被害の拡大が防げるような対策というものを、ぜひ考えていただきたい。協議会は協議会として活動していただくことには、やぶさかではありませんが、現実的な行動をどのようにして起こすかということ、課長に今後の課題としてお尋ねをいたします。

○議長【谷口正一君】 榊田産業経済課長。

○産業経済課長【榊田和男君】 谷下議員のイノシシ対策についてのご質問にお答えいたします。

自分の田畑や集落の耕作地をイノシシ被害から守りたいと思うことは、当然の思いであろうと存じます。

名称はともかく、集落や地区でもそれぞれの立場で対策を講じていただければ、集落内や地区の地理にも熟知されていることから、イノシシ対策に大きな効果が得られるものと存じます。

また、今後の対策として、耕作者と猟友会そして行政が一体となって捕獲方法等の情報を共有することで、さらなる大きな効果が得られるものと存じます。

しかしながら、狩猟税について県に問い合わせをいたしましたところ、鳥獣保護のための目的税であると回答をいただき、その税の一部を補助金として使用することは厳しいと伺っておりますので、ご理解をお願いします。

以上でございます。

○議長【谷口正一君】 17番 谷下紀義議員。

○17番【谷下紀義君】 ただ単にこの8,200円を云々ということ、1地域からあるいは役場の農林課等々から申し上げても、ただいまの答弁が返ってくるのが常識であろうというふうに思っています。私の言いたいのは、猟友会制度の延長線上にある猟友、狩猟免許というその金額というものと、集落が独自で対応するそういう狩猟免許に対して、何らかの減額処置か助成金制度というものを考えていただきたいとい

うことが趣旨でございますので、なくせよとか、そういうことではないということをし添えて、今後のご協力をお願いして、一般質問を終わります。

○議長【谷口正一君】 以上で17番 谷下紀義議員の一般質問を終わります。

次に、11番 南田孝是議員。

○11番【南田孝是君】 11番 南田です。

私のほうからは、2点について質問をさせていただきます。

初めに、住民が主役の地域づくりとして協働事業提案制度を提案させていただきます。

協働のあり方については、私は何度か質問をしています。その中で、地域の身近な課題について、住民の提案をもとに市、町との協働で解決していく協働事業提案制度が各自治体でモデル事業として紹介されてきています。

この制度は、地域でこうしたらよい、こんなものがあつたらよいなど、住民が感じていることや気がついたことについて、その解決を市、町へ要望するのではなく、市、町に提案をして行政と住民が一緒になってそれぞれ持っている力を出し合いながら、協働して取り組んでいこうというものであります。

一例としては、千葉県市川市の場合は、提案の内容は、市民の福祉、利便性、快適性などの向上に直接役に立つことに対して、提案者は市内在住、在勤、在学の方や団体、法人などさまざまな方面から、住民でできることと市に担ってほしいことを一緒になって考えて、提案しています。

提案後は、提案者と市のそれぞれの役割などについて、市と相談しながら事業の内容を決めています。なお、提案は随時受け付けているのですが、内容によっては市が新たに予算を組まないと実施できないものに対しては、条件が整うまで待っていただくことになるのであります。

また、この協働事業提案制度は、ほかの自治

体でも取り入れられています。横浜市では、協働によるきめ細かな質の高いサービスの提供により市民満足度を高めるとともに、協働というものを分かりやすく周知し、幅広い協働の実践につなげていくことを目的に、3年間、17年から19年度をモデル事業として実施しています。

ちなみに、平成18年度のモデル事業は、子育てサポーターとして学生たちが協働事業提案制度により、NPO法人「びーのびーの」が行っている子育て家庭にボランティアとして訪問するプログラムに参加しています。学生が子どものいる家庭を訪問し、子どもたちと遊び、子どもたちの視線を感じ、さまざまな経験をしたり、また、生の子育てを体感する活動を通して「親ってすごいんだ」ということを改めて実感したことが事業報告とされています。

私は、当町でも協働のまちづくりのために、現在各種団体との協働は実施しています。それを協働事業提案制度として、前向きなビジョンを持って実施するほうがより効果的であると考えますので、町長の見解をお聞かせください。

○議長【谷口正一君】 村町長。

○町長【村 隆一君】 南田議員にお答えをさせていただきます。

南田議員の住民が主役の地域づくりとしての協働事業提案制度の導入についてのご質問にお答えをさせていただきます。

その前に、日ごろから南田議員におかれましては、地域のコミュニティーの活性化とさまざまなボランティア活動にご尽力をいただいております。地区の発展に寄与させていただいておりますことを、まずお礼を申し上げたいと思います。地域のコミュニティー活動やボランティア活動に真剣に取り組まれている南田議員であればこそ私はご提案ではないかなと、このように思っております。

さて、住民提案をもとにいたしました地域と町の協働事業制度でございますが、これまで行ってきた町民の皆さんの要望を受けとめ、町が

行うという事業実施形態から、町民の皆さんの提案に基づき、町民の皆さんと町がそれぞれ力を出し合い、おのおのができることを分担し、協力しながら行うという事業形態へと大きく変わるものであります。

おっしゃるとおり、千葉県の市川市で現在実施をしております。神奈川県横浜市では、3年間のモデル事業として行った経緯があります。

このような制度による提案は、予算の都合により即時採用とはいかないケースもあるとは思いますが、また住民の意識改革も不可欠だと考えられますが、住民目線の事業の実施に大変有効だと考えられます。浸透すれば住民が意識を持って地域のコミュニティーの活性化に取り組むための有効な手段になると考えられ、結果的に歳出予算の削減にもつながる可能性があると思います。

現在、町と住民の方が協働で事業を行うものはいくつかはございますが、いずれも町が用意をした制度を住民の方が活用し、結果として協働的な事業となっているものであり、住民の皆さんの提案によるものは加賀爪区に設置された「ひだまり」など限られたものしかありません。

また、町のかかわり方として、補助金や負担金、委託料などというような金銭的なものが多く、本当の意味での協働事業とは異なるものです。

まず、先進自治体の協働事業制度を参考にしながら、津幡町にあった協働事業制度の創設に向けた検討をしてまいりたいと存じますので、引き続き南田議員におかれましては、ご協力をお願いを申し上げたいと、このように思っております。

○議長【谷口正一君】 11番 南田孝是議員。

○11番【南田孝是君】 どうもありがとうございます。

次の質問に入らせていただきます。

次に、高齢者の外出支援策と買い物代行制度について質問をさせていただきます。

私は、要支援、要介護でない高齢者の方が買い物をする場所、会合・サークル活動・学習のための施設、病院、また診療所に行くための外出支援を早急に考える必要があると前々から思っています。

少子・高齢化社会を迎え、高齢者の外出を促進することの意義は、今後ますます必要となっています。

高齢者が積極的に外出する機会をサポートすることによって、本人においては身体的や精神面でよい影響がもたらされ、その結果、社会的にも介護費、医療費などのコスト削減、地域活性化や消費拡大などの効果を与えることが期待されます。

高齢者の外出支援の方向性は、国が定める政策目標・課題、法制度などにも反映されています。また、高齢者の介護予防や閉じこもりの防止という観点から、自治体の多くが高齢者の外出促進に取り組んできています。

高齢者が外出することの効用は社会的に認められつつありますが、さまざまな取り組みが行われている現在でも、なかなか外出はままならないものがあると感じます。その背後には、移動手段を確保することの難しさだと感じています。

一方には、元気な高齢者にも若い世代にはない外出の阻害要因があります。その一つが車の運転だと思っています。当町でも、外出支援策として、福祉バスの活用もあります。地域によっては小型バスが地域の中を回るサービス、また、高齢者に対してタクシーの無料券、安い料金なども設定されています。足腰の弱い人や車いすの人に対しては、自動車で移送するサービスがあります。私は、特に移送サービスが必要と感じております。

そのためには、人的ネットワークの構築としては、社会福祉協議会の強化が一番ではないでしょうか。私は、社会福祉協議会による福祉移送サービスを実施してほしいと考えております。

ぜひ、よろしくお願ひしたいと思っております。

それと関連して、買い物代行制度について質問をいたします。

当町でも最近では、地域のつながりが希薄化し、高齢者のひとり暮らし世帯がふえています。地域で安心して生活できる基盤づくりとして、それから安否確認にもつながる買い物の代行制度も高齢者の外出支援策と一緒に検討すべきだと思います。

住みよさが実感できるまちには、住民の顔がよく見え、一人一人が役割を持って生き生きと輝き、人のつながりに豊かさがあります。そこには住民の笑顔があると思います。「健康は思いやりと 笑顔から」、また「笑いの数だけ健康になる」とも言われます。私は、高齢者の外出支援策と買い物代行制度を、早急にぜひとも実施してほしい、そういう考えからぜひとも町長の前向きな考えをお願いして、私の一般質問といたします。

よろしくお願ひいたします。

○議長【谷口正一君】 村町長。

○町長【村 隆一君】 南田議員の高齢者の外出支援策と買い物代行制度についてお答えをいたします。

現在、当町におきまして、高齢者の外出支援サービスは、町が主催する通所型介護予防事業や地域支え合い事業の在宅福祉サービスの利用者に対し、町が所有する福祉車両を使用して自宅と会場までの送迎の実施や高齢者が通院するために必要なタクシー運賃の一部を助成する事業を展開しております。また、他の法人等が行っている福祉有償運送を含め、いずれも対象者が心身的な都合によって一般の公共交通機関の利用が困難な方に限られております。

ご指摘のとおり、要支援、要介護ではない高齢者の方の外出支援は、ちょうど制度のはざまになっていると思います。

移動が制約されている高齢者などのいわゆる交通弱者と言われる方々に対する支援を充実す

ることは、高齢者の方々が余暇や娯楽、買い物等のために積極的に外出することを促進し、それは元気な高齢者のふえることとなり、介護費や医療費の抑制と町全体の活性化などにつながると思われまます。

そこで現在、週2回の割合で各集落へ運行をしております福祉バスについて、一部の利用者から大型商業施設や駅などでおりられないかとの要望もあり、今後、利用者のアンケート調査等を実施をいたしまして、要望の多い場所に降車場所を設置できないかを関係機関と協議をしたいと、このように思います。

また、ご提案の町社会福祉協議会での福祉移送サービスの実施については、現在の同協議会の体制では今のところ困難と思われまますが、将来にわたり収益事業やネットワークづくりおよびスタッフの充実等の環境を整えていくことにより、移送サービスの実施も可能であると思われまますので、財源等の確保を含め、今後の検討課題とさせていただきます、このように思います。

また一方、買い物代行につきましては、介護認定を受けた方は介護保険におけるホームヘルプサービスを利用できますが、そうでない方の場合はご自身で有償ボランティアやシルバー人材センターおよび配送サービスを行っている商店等へ依頼することによりサービスが受けられます。ただし、これらのサービスを必要以上に利用することにより、外出することが消極的になることが懸念されることに加え、対象とする方の判断基準が難しく、公平性を図る観点から、現在のところ有料サービスとなる場合は実費を負担をしていただいております。

今後とも限られた財源を有効に活用するため、各方面の方々からご意見をいただきながら、効果的な事業を展開していくことができるよう必要に応じて現行の事業の見直しを行い、高齢者の福祉の向上を図ってまいりたい、このように思っております。

○議長【谷口正一君】 11番 南田孝是議員。

○11番【南田孝是君】 どうもありがとうございます。

さらなる工夫と知恵を使って、いいまちづくりに努めてほしいと思います。私も一緒になって頑張りますのでよろしくお願ひいたします。

どうもありがとうございます。

○議長【谷口正一君】 11番 南田孝是議員の一般質問を終わります。

次に、2番 森山時夫議員。

○2番【森山時夫君】 2番 森山時夫です。

事前通告により、私から2点の質問をいたします。

最初に、国の予算改革による町行政の行方についてお伺ひをいたします。

昨年より世界大不況に見舞われ、政府による大幅な追加予算の投入、補正対策により、ことし夏ごろから部分的に底打ち感の兆しが見える企業があられてまいりました。

しかし、8月の衆議院選により政権交代が実現をし、新政権の公約である政府の行政刷新会議が2010年度の予算概要の無駄を洗い出す事業仕分け作業が全面公開となる異例の姿でのスタートとなりました。全国民は、異常な関心を持ちながら見守ったことと思われまます。テレビ、新聞報道では、国民に分かりやすく、克明に解説され、いろいろな組織、事業内容が明らかになったように思われまます。

しかし、3兆円削減をねらいとする仕分け作業は、さきにねらいをつけた各省庁の事業予算を短時間にめった切りする荒手法にも受け取れまます。長時間にわたり練り上げた予算要求を説明員の知識、説明不足により、廃止や見送り、予算縮小など、末端の現場無視の状態であり、政治公約でもある国民一体型政治にはほど遠く感じられます。

大都市にあまり影響はないのかもしれませんが、私たちが住む地方にとっては、地方交付税や医療、福祉、公共事業、農業、林業、環境、少年育成事業などいろいろ予算があつてこそ、

前進できるものであり、予算が削減されること
によって、事業停止に追い込まれるおそれがあり、安心できる社会、雇用の拡大、各種の手当、
高速道路無料化や暫定税率の廃止など、財源なしの名ばかりの政策で、行政に携わる者として
町民の生活、サービス向上に何とか努力して、
努めなければなりません。今後は、特に優先順位をしっかりと定め、町民とともにより一層密に
事業を進めていくことが重要と感じております。

今、予算のめどが全くつかないような状況とは思いますが、現在大きな公共事業も進行中
であります。そこで、町長にお伺いいたしますが、
今、平成22年度予算が大幅な見直しや削減になると予想されますが、現在、津幡小学校が着手
しています。今後、小学校改築工事やまた今後の刈安小学校の耐震工事は、当初のとおり
に進行できるのかをお伺いをいたします。

○議長【谷口正一君】 村町長。

○町長【村 隆一君】 森山議員の国の予算改革による町行政の行方について、津幡小学校改築工事、刈安小学校の耐震工事、当初の予定ど
おりに進行できるのかのご質問にお答えをさせていただきます。

津幡小学校については、関係各位のご協力により、平成23年3月の校舎、屋内運動場の完成
を目指しまして鋭意努力を行っているところでございます。さきに行われました工事委員会
においても、皆さま方の関心は非常に高く、貴重なご意見を伺ったと聞いております。

ご質問にあります津幡小学校改築工事の国庫補助金については、近年の県内学校整備に
対する国補助の状況から当初、補助金の上乗せ分を見込み予算計上をいたしました
が、政権交代等により、現在上乗せ分の取り扱いについては不透明で非常に困惑
しているところでございます。

また、平成22年度分の補助金についても、計画した当初のとおり要望を
しておりますが、現在、国では事業仕分けにおいて議論がなされる
中で、補助金の基準等が不明確なところでもあ

り、大変厳しい状況にあるものと思っております。

しかしながら、良好な教育環境の整備を推進するため、一日も早い完成を目指し、
事業費の圧縮に努めながら、町民の皆さんのご期待に沿えるよう最大の努力を
してまいりたいと考えております。

また、刈安小学校の耐震工事につきましても、他事業との調整を図りながら
整備を進めてまいりたいと考えております。

いずれにしましても、学校施設は児童生徒等が1日の大半を過ごす活動の場
であり、また非常災害時には地域住民の応急避難場所ともなることから、
財源手当ができ次第、最優先に対応したいと考えておりますので、議員各位
のご協力とご理解をお願いをしたいと思います。

○議長【谷口正一君】 2番 森山時夫議員。

○2番【森山時夫君】 ありがとうございます。

平成23年の3月に完成の予定です。特にちょうどその時に卒業される
児童の方とか保護者の方の期待も非常に大きいと思いますので、何とか町
としても努力のほどを、よろしくお伺いをいたします。

次に、国道8号北バイパスにおけるロードキル対策についてお伺いを
いたします。

平成20年3月に全面開通した国道8号北バイパスは、人間社会にと
っては長い年月の願いがかなった重要なライフラインでもあります。

しかし、そこに生息している動物たちはどうでしょう。動物の生活は、
ねぐらや繁殖地、えさ場や水場などさまざまな要件を満たす場所を含んだ
空間で行われております。

基本的に、動物は道路が建設されても従来の移動ルートを変えない
特性があり、また道路は線的につくられたものであり、地域を完全に分
断してしまうため、これまで地域を一体のものとして利用していた動物
にとっては、生息に重大な支障を来しております。

少し前のデータでありますけども、日本道路公団資料によりますと、日本の高速道路7,112キロにわたる動物のロードキル件数は年間3万5,933件であり、また全国の国道、地方道を合わせると膨大な数になるでしょう。

津幡町管内においても、平成20年度この当町に持ってきた動物は202件、平成21年10月時点で174件、そのうちの40件が北バイパス、全体の23パーセントが回収されております。場所的に言いますと平谷トンネルから加茂地区の間が80パーセントを占めております。多くの動物が活発な地域だと思われれます。

動物天国の森林公園に沿うように建設された国道8号北バイパスは、最も動物の生息地域であり、自動車運転中、動物の飛び出しや動物の死骸をえさとするトビやカラスが急にフロントガラスの前に飛来するなど、冷やりとした経験者は多くいることと思います。

今後、動物の急な飛び出しを避けるために、運転中の追突事故や回避による正面衝突、また自損事故など重大な事故が起こることが想定をされます。

こうした中、全国に数多くの動物横断道路設置箇所があります。動物の生息地分断を対象に動物標識、フェンスの設置、またカルバートボックスやオーバブリッジ、排水用管路などの設置が多くあります。

そこで町長にお伺いいたしますが、動物も生き物です。動物の生息地に支障を与えたのは人間であり、お互いの車事故を防ぐ、改善するためにも、国道8号北バイパスにもロードキルを防ぐために考察を強く望みますが、町長の見解をお伺いいたします。

○議長【谷口正一君】 村町長。

○町長【村 隆一君】 森山議員の国道8号北バイパスにロードキル対策をとのご質問にお答えをさせていただきます。

ロードキルは、道路建設に伴い動物の生息域の分断が生じ、道路上で動物が自動車にひかれ

る現象であり、交通安全と生態系の保全という観点から憂慮すべき課題であると認識をいたしております。

国道8号津幡北バイパスは、加賀・能登・富山を結ぶ国道の基幹道路ネットワークの一翼を担うものであります。平成20年3月の全線開通により、津幡町の産業や交流人口の拡大に大いに寄与しており、また渋滞の緩和によりCO₂の削減をも実現をしていると思っております。

豊かな自然が残された地域における道路整備は、地域の状況に応じて動植物や生態系等の自然環境に十分配慮したものでなければならない、このように思っております。

国道8号津幡北バイパスでのロードキルは、ことしに入りまして11月末時点で先ほどおっしゃいました42件でございます。その多くは、タヌキであります。道路管理者である国土交通省金沢河川国道事務所においても、ロードキルのデータは継続的に蓄積されており、防止対策について調査中であるとのことであります。

津幡町といたしましても、ロードキル多発地帯の対策については交通安全の見地からも大変重要であり、道路管理者へ強く要望をし、また国土交通省金沢河川国道事務所ならびに石川県へもいろいろご相談をしながら、このロードキルがないようにしていくようにどうすればいいのか検討してまいりたい、このように思っております。

以上でございます。

○議長【谷口正一君】 森山時夫議員。

○2番【森山時夫君】 ありがとうございます。

また、自分がひかなくても、ひいた動物をみると非常に気持ちも悪いし、穏やかではありませんので、またそうならないように、またいろんな努力のほうよろしくお願いします。

これで、私の一般質問を終わらせていただきます。

ありがとうございました。

○議長【谷口正一君】 以上で2番 森山時夫

議員の一般質問を終わります。

この際、暫時休憩をいたしまして、午後1時から一般質問を再開いたしたいと思います。

〔休憩〕午後0時00分

〔再開〕午後1時00分

○議長【谷口正一君】 休憩前に引き続き、一般質問を再開いたします。

5番 塩谷道子議員。

○5番【塩谷道子君】 日本共産党の塩谷です。

6点にわたり質問をいたします。

まず、1番目の質問ですが、1、2年生での30人以下学級を求めます。

内灘町と津幡町で教員経験のある先生から訴えをお聞きしました。「内灘町で1年生を担当すると30人以下学級なので、一人一人に目が届き、子どもたちも落ちついて学習できるようになる。津幡町では35人以下学級か40人以下学級で支援の先生がつくか、どちらかの選択になる。同じ1年生として随分その環境に差がある。どうして津幡町では30人以下学級にならないのか」と言われました。実際、内灘町では1年生が30人以下学級で23、24人のときに、津幡町では1年生が、37、38人学級ということがありました。

小学校でも1年から6年まで、その発達段階により課題があります。子どもたちには切磋琢磨が必要だと、十把一からげの見方ではいけないと思います。初めて小学校へ上がった1年生の子どもたちは、うれしい半面、不安な気持ちをたくさん持っています。うまく仲間に入っていけなくて困っている子、自分の思いが十分に出せない子、勉強が分からずつらい思いをしている子、家庭の問題を引きずっている子など、どの子も「先生、私を見て」「先生、私のことを構って」と先生を大変頼りたい気持ちでいる時期です。

1年生を持つ親御さんも同じく、我が子が友達とうまく遊べるだろうか、勉強は分かるのだろうか、思いをちゃんと話しているのだろうか

など、いろいろな心配を抱えています。

このような一人一人の子どもたちに、また親御さんに十分かかわるためにも、30人以下学級はぜひ必要です。

町長さん初め議員の皆さんの中には、自分たちは50人学級だったし、その中で十分育ってきたという思いの方もいらっしゃると思います。今の子どもたちは、以前にも増して多くの問題を抱えていますし、親御さんの学校に対する思いも以前とは大きく違っています。そのことをぜひ、お考えいただきたいと思います。

さて、すでに1、2年生で30人以下学級を実施して4年目を迎えている内灘町での取り組みをお聞きしました。30人以下学級を実施する場合も、30人以下学級か35人以下学級かの選択制をとるなどの配慮をしているそうです。最近では、1年生では30人以下学級、2年生では3年生から40人学級になることも見越して35人以下学級を選択する学校がふえているそうです。1年生では親御さんからも「30人以下学級で本当によかった」という声が、たくさん届いているということでした。特に「1年生では学校生活になれてもらうのに、30人以下学級は効果があり、落ち着いて学習に取り組んでいる」というお話をお聞きしました。

津幡町で30人以下学級を実施しようとしたら、何学級ふえるのかと資料から考えてみましたが、平成20年度資料では、1年生が1学級、2年生が5学級、合計6学級です。平成21年度の資料では、1年生2学級、2年生1学級で、合計3学級です。これからもっとたくさんふえるとは思えません。

以前、町にお聞きしましたときには、30人以下学級にするつもりはないというお考えでしたが、今も同じお考えなのでしょう。もしできないのなら、なぜできないのかという理由をはっきりお聞かせください。

町長にお尋ねいたします。

○議長【谷口正一君】 村町長。

○町長【村 隆一君】 塩谷議員にお答えをさせていただきます。

30人以下学級の実施についてのご質問にお答えをいたします。

平成19年6月議会定例会で塩谷議員のご質問にお答えをいたしましたとおり、本町では現在、公立義務教育諸学校の学級編制及び教職員定数の標準に関する法律に基づき、40人学級を基本としております。

しかし、これまでも各学校において、児童生徒の実態を把握をしている学校長が指導方法等の形態を選択をいたしまして、児童生徒を習熟度別、課題別に分けての少人数授業や低学年を対象としたきめ細かな学習を実施して魅力ある学校づくりを推進しております。

また、石川県が平成17年度から実施をいたしました小学校1、2年生での35人学級を編制することができる制度を活用し、平成19年度津幡小学校の2年生、平成21年度は条南小学校の1年生で35人学級を選択をいたしまして、授業が進められております。今後もこういった制度を活用をいたしまして、基礎学力の向上や特色ある学校づくりに努めてまいりたいと思っております。

したがいまして、現時点での町単独の30人学級の実施は考えておりませんが、今後、国、県の動向を見きわめてまいりたいと思っております。

以上でございます。

○議長【谷口正一君】 塩谷道子議員。

○5番【塩谷道子君】 再質問させていただきます。

先ほどお聞きしました。もし間違っていたらすみません。少人数学級も実施されているというお話でしたが、多分少人数学級というのは、算数などの教科においてクラスを2つくらいに分けて学習するという方式じゃないかと思えます。でも、1年生ではそういうことは多分行われていないと思えます。私が求めているのは、特に

2年というよりも1年生、本当に入学したての子どもたちにはやっぱり30人以下学級が必要ではないかということをおもいます。

今、1年生では「1年生プログラム」という言葉もあるそうですが、大変いろんな問題を抱えてますし、少人数であればあるほど、あればあるほどという語弊かもしれませんが、しっかり目が届く、一人一人に対応できるということが本当に大事だと思いますので、そういうこともお考えになって、ぜひお願いしたいと思うのですが、いかがでしょうか。

例えば、1、2年生というのがもし無理であれば、1年生、特に入学期の子どもたち、1年生に対してということをお願いしたいと思うのですが、よろしくをお願いします。

○議長【谷口正一君】 村町長。

○町長【村 隆一君】 塩谷議員の再質問でございますが、担当いたしております教育委員会より、お答えをさせていただきます。

○議長【谷口正一君】 早川教育長。

○教育長【早川尚之君】 私のほうから、お答えさせていただきます。

基本的には、町長の答弁にありましたように、うちの町では40人学級、今のシステムの中でやっていき、将来的には国や県の動向を見た上で、それに従っていくということに変わりはありません。

塩谷議員のおっしゃる、子どもたちが「先生、私を見て」とか、あるいは「私のこと構って」とかというこの気持ちは、そのとおりで思います。

この件に関して言えば、子どもにかかわるのが、その1時間のうちに30人、40人の子どもと全部かかわる必要があるのか、かかわらなければならないか、1週間でかかわったらだめなのか、1か月の間にどうするかという、そういうかかわり方もありますし、学校へ入って子どもたちが自分だけではない、ほかに自分の仲間もいる、多くの子どもたちがいる、同じ年

年齢の子がいるということや学ぶことも大切なことであるというふうに考えますし、そういうことを、あるいは学担だけでその学級のことを全部構う必要があるのか、もっと組織として子どもたちとかかわっていくということが必要なこともあるんじゃないか等々、いろんな要素があるというふうに考えています。

また、内灘町と津幡町とは、町の状況等々も違う要素もあるわけでありまして。そのことを考えて、単に一学年だけ、一つの学校だけという見方ではなくて、教育全体を見る上から、町として一つの方針のもとで動いていくことも必要であろうというふうなことを思っております。

先般の全協、11月の全員協議会の折に、うちの子どもたちの学習状況等もお伝えさせていただきましたが、決して子どもたちの状況は30人学級をやっていないから劣っているというふうには思っておりません。

以上で、答弁とさせていただきます。

○議長【谷口正一君】 塩谷道子議員。

○5番【塩谷道子君】 もう一度だけお話しさせていただきます。

今、お話を聞きましたが、1年生の特性というかあると思うんです。1日のうちでかかわればいいのか、1か月の間でかかわればいいのか。大きくなればそれで十分だと思いますが、本当に1年生って休み時間になったら、わーっと周りに寄って来ますし、その時にかかわって、話をして、聞いて、特に話を聞くということが大事だと思うんですけども、それはやっぱりほかの学年とは違うところだと思います。友達同士で学ぶというのはもちろんなんですけども、先生が一人ずつに目がかけられる、それだけでなく親御さんともしっかり話ができてということが大事だと思いますし、特に今、先生たちの多忙化が本当に問題になっていますが、1年生の先生たち、例外ではなくて、大変忙しい中にかかわらないといけないということを考えたときに、やはりせめて1年生で30人という数であ

るということは大事だと思います。

内灘町と津幡町は違うというお話もありましたが、内灘町でお聞きしましたときには、内灘町としては子育てと教育を中心に、そこは大事にやっていきたいという町の姿勢なんだという話をしてらっしゃいましたので、それはやっぱり、どれだけ子どもたち、1年生に入ったときの子どもたちをどれだけ大事にするかという意識が出てくるんじゃないかなっていうことをすごく思いましたので、多分もう一度お聞きしても、だめだというお考えでしょうけども、ぜひということで、もう一度だけよろしく願います。

○議長【谷口正一君】 早川教育長。

○教育長【早川尚之君】 先ほども申しましたように、子どもたちとのかかわりを多く持つことは大変大切なことだと思っております。

津幡町の状況の中で、どう子どもたちの小1問題をなくするようなことをすべきかという観点でいくと、実は、津幡町は県内でも進んでいると思いますが、保育園、幼稚園、小学校の連携を大変強く取り組んでおります。そういう中で、保護者との連携を取りながら子どもたちにできることを取り組んでいるというふうに思ってます。つまり、その町、その町で課題の解決のためにいろんな方策をとっていると。子どもたち、例えば30人あるいは20人がいいか、それはさまざまですけども、いずれにしても子どもたちが迷わないように、精いっぱい努力、与えられた状況の中で、一生懸命取り組んでいく方向で、今動いていることになります。

30人学級に取り組むという状況はないという町長の答弁のとおりであります。

○議長【谷口正一君】 塩谷道子議員。

○5番【塩谷道子君】 子どもたちが本当に、子どもも親もなんですけれども、どう大事にされるかという観点でいくと、本当に忙しい先生方の状況だからこそ、もしそれが先生方がもっと余裕を持ってできるようになれば、また違う

展開もあるかもしれないんですが、本当に残念ながら一番大事にすべき子どものことが3番目、4番目になるという訴えをお聞きしたこともあります。そういう状況の中でということを考えてときに、例えば30人以下学級にできない場合は、先生方の多忙化をもう少し、特に書類を出したり何かする直接子どもたちにかかわりのない部分で、ご検討をいただければうれしいなと思います。

次に、子どもの医療費の中学校卒業までの通院費を含む無料化を求めます。

全国ですでに22都府県が子どもの医療費無料化を実施しています。石川県内でも自己負担がないのは、七尾市、小松市、かほく市、能美市、川北町、内灘町、志賀町、中能登町と8市町にまで広がっています。事務的に難しいという答弁も以前にありましたが、現にこれらの市町では実現しています。津幡町だけができないとは思えません。先進市町に問い合わせることで、解決の道は開けてきます。もし、すぐにできないというのなら、小松市や内灘町のように自己負担なしの年齢を限定すること。例えば、小松市でしたら0歳児から2歳児までが無料ですし、内灘町は0歳児から小学校就学前までは無料となっています。そういうことや自己負担分を500円に引き下げること検討できるのではないのでしょうか。また、金沢市が昨年10月から実施している自動償還制度の検討も可能なのではないかと思います。

今の大変な不況下で、仕事が減らされ、収入が著しく減ったという声をたくさん聞きました。子どもたちが病気になっても、お金の心配をしないで安心して病院に行ける医療費無料制度を、ぜひつくっていただきたいのですが、いかがでしょうか。

さらにもう1点、県として子どもの医療費窓口無料化を図っていただけるように要望を上げていただきたいと思います。11月の全協で、町長さんは知事に要望したことを報告されました

が、75パーセントが道路関連のものとのこと、その他25パーセントの中に子どもの医療費窓口無料化の要望は入っていましたでしょうか。

「金沢市長、小松市長、能美市長からは、子どもの医療費窓口無料化の要望が出されているが、他の自治体からは意見が上がってこない」と県では言っているそうです。

2002年に県の子どもの医療費対象者が拡大されたときには、8市町から意見が上げられ、実現したという経緯もあります。津幡町から県への要望を上げていただきたいと思います。いかがでしょうか。

以上の2点について、町長よろしくお願ひします。

○議長【谷口正一君】 村町長。

○町長【村 隆一君】 塩谷議員の子どもの医療費の中学校卒業までの入院費・通院費の無料化を求めるとのご質問にお答えをいたします。

平成21年第6回議会定例会でもお答えをいたしました。助成対象は平成19年度からは小学校修了前の入院まで、平成20年度からは中学校修了前の入院までと町独自の拡大をしたところであります。

なお、通院費については、県は3歳までとなっているところ、町単独で就学前までの拡大をして対応しております。

いずれにしても、子どもの医療費については、今後の国、県の制度改正などとあわせて検討してまいりたい、このように考えておりますし、また、子ども医療費の国費および県費拡大については、県または県を通じて要望してまいりたい、このように思っております。

以上でございます。

○議長【谷口正一君】 塩谷道子議員。

○5番【塩谷道子君】 要望を上げていただけるということで、大変ありがたく思います。できるだけ早く、できたら他の市町にも働きかけて、一緒にこれを届けていただけるようお願いいたします。

大変子どもの貧困が報じられていますので、子どもたちが病気になっても安心して通えるよう、通院できるように、ぜひお願いしたいと思いますし、調べましたら岡山県では県としては自己負担があるのですが、すべての市町村で無料化を実施しているということでした。こういう取り組みをしている自治体もありますので、ぜひ津幡でも無料化の方向で考えていただいて、住みよいまちづくりによりしくお願いします。

次の3番目の質問に移ります。

住民税、国民健康保険税などの滞納者に対する町のきめ細かな対応を求めます。

住民税や国保税などの滞納者の方と担当課長さんに相談に行くと大変よく相談に乗ってくださって、きめ細かな対応をしていただけるのでいつも感謝しています。役場まで足を運び、相談までたどり着きますと、今後の生活のめども立ちますし、一息つけるのですけれども、問題は役場までどうやってたどり着けるかということです。

役場の立場で言いますと、書類も送っているし、文面には「相談に応じます」「時間外でも対応します」ということも書いてあるわけですから、電話もかけてこないということこそが問題なのだとということになります。しかし、実際には書類を読んでいない人がいるわけです。書類を送られた人の立場で考えてみますと、いろんな場合が浮かんできます。督促だと分かるとつい後回しにしてしまい、それが未開封のままということもあります。開封はしたものの、今は払えないから後でと思い、相談の機会を逃している人もいます。勘違いして、住民税は給与から支払われていると思い、開封が後回しになったということもあります。困っている人は、かえって役場に出向くことをためらうということが十分考えられます。

初めにも言いましたように、役場に足を運んでもらえれば相談できるわけですから、書類を送ったからそれでよしとしないで、電話をかけ

るなり、その家まで出向いて家庭の実情をつかんでいただきたいと思います。その上で、相談に乗ることを伝えて、役場までぜひ足を運べるように働きかけていただきたいと思います。人手が足りないと思います。例えば、社協の方を正職員として採用して、町を回ってもらうこともできるのではないのでしょうか。

今、県に滞納の回収を頼むことも始まっていますが、県に回す前に一度は、直接その家庭に接触し、実情をつかんだ上で、役場に出向いていただきたいことを伝えることが大切だと思いますが、いかがでしょうか。

総務部長さんよろしくお願いします。

○議長【谷口正一君】 坂本総務部長。

○総務部長【坂本 守君】 塩谷議員のご質問にお答えをいたします。

まず初めに、税の基本理念を申し上げておきたいと思います。当たり前のことでございますが、大変大事なことでございます。

ご存じのとおり、納税は、憲法でもうたわれている国民の義務の一つであります。

また、税は、各人の担税力、租税負担能力でございりますが、担税力に応じて公平に負担されるべきというのが原則であります。

町税は町のさまざまな事業を行うための費用を所得や資産の状況に応じて、皆さまに公平に負担していただくもので、租税負担の公平性は適正に課された租税を確実に徴収することによって保たれるものと考えております。

そのため税の徴収には、他の私債権に対し、私の債権ですが、私債権に対し優先権が定められているとともに、裁判によらないで差し押さえなどの強制執行、滞納処分ができる自力執行権が認められています。このような公権力が付与されているからこそ、その権限の行使については、法に基づき慎重に行わなくてはならないと強く認識をしております。

総務部税務課では、滞納処分について、その具体的手続きについて、法的根拠から具体的対

応、対処方法などについてまで細部にわたって記載をしてあります「滞納整理マニュアル」によって、細心の注意を払って慎重に対応しているところがございます。

次に、滞納となった場合の町の基本的な考え方を申し上げます。

納期限までに納付がなかった場合、約1か月後をめどに督促状を送らせていただきます。その後、文書による催告、電話や臨戸、臨戸とは個別に訪問することと理解していただきたいのですが、電話や臨戸による折衝を行います。まずは、未納者が自主的に納税していただくようお願いをしております。

しかしながら、何度にもわたる督促、催告をさせていただいても、全く連絡のない方や分納の約束がなされていても履行されない場合など、納税の意思が見受けられない方につきましては、やむなく差し押さえという滞納処分を行っているところがございます。

本当に困っている滞納者には実情を十分に聴取、調査、相談し、滞納処分の停止を含む納税の緩和措置を適用していく一方、意図的に納税を回避している滞納者には徹底した財産調査などを行い、差し押さえ処分など適切な法的措置を講じているところであります。

税務行政において、長引く不況の影響は、町の最も重要な財源である町税にも影響しております。滞納件数や滞納税額も増加傾向にある中で、町では平成20年度に税務課内に納税推進室を設置し、納期内に納付された方との不公平をなくすとともに、税負担の公平性と税収確保を図るため、収納率の向上と滞納額の縮減を目指した対策を強く進めております。

また、これまで臨戸徴収、臨戸訪問を基本としておりましたが、これからは極力来庁していただき納税相談を行うよう、徐々にその対応もシフトしているところでもございます。

これは日中に臨戸してもなかなか会えないこと、また会えたとしても納税について税務職員

がお願いに出向いたというイメージを滞納者の方に与えてしまうことなどから、本来なら滞納者自ら銀行などに行って支払うのが当然であるのに、来ないから払わなかったとか、そういう甘えとかゆがんだ環境が作り出されるところに問題があるためです。もちろん、日中に来庁できない方や高齢や交通事情等で役場まで足を運べない方は、従来どおり臨戸相談や時間外でも柔軟に対応いたしております。

今後とも税の公平性確保を基本理念として納税の推進を図ってまいりますので、ご理解をお願いをしたいと思います。

また、県税への直接徴収制度の件についてでございますが、この制度は県の徴税吏員が地方税法第48条の規定に基づき、市町村長の同意を得て1年を超えない範囲で定めた一定の期間、津幡町では町・県民税の滞納額の全部または一部を徴収または滞納処分をすることができるという制度で、この制度をもって津幡町でも県のほうに徴収委託をしております。直接徴収制度を活用しております。この制度の活用については、先ほどご質問の中にございましたが、当然滞納者の中に県のほうへこの制度で該当する中の人については、当然のことながら町が滞納者としての折衝、いわゆる接触は当然しております。これは、した者すべてとは言いませんが、基本的には先ほど滞納の基本を申し上げましたが、まず臨戸、接触というのは基本的にしております。直接徴収制度で県のほうにお願いしたものについても、相当部分については間違いなく直接会って話をしております。それからもう一つ、県へ直接徴収制度で対応する旨も本人には必ず文書で伝えて、いついつより県の直接徴収制度になりますよということを伝えておりますことを申し添えておきます。

以上でございます。

○議長【谷口正一君】 塩谷道子議員。

○5番【塩谷道子君】 今、総務部長さんがおっしゃいましたように、徴収する側としてはそ

のとおりだと思います。ただ、私がさきに申しましたが、本当に接触しないで、結局相談までいかない方がいらっしゃるの、そういうことがないようにということをお願いしたわけで、今のご説明の中で、接触する、ただししないような方法をとると言われたのには、これはちょっと困るなど思っているんですけど、接触したり、実情をよくつかんでという言葉がありましたので、ぜひそういう方向でよろしく願います。

全国商工新聞というのがあるんですが、その中に「三重県菰野町が預金全額差し押さえたために女性が抗議の自殺を図った」という記事が出ていました。ちょっと紹介します。「菰野町は女性の家庭の生活状況を把握せず、夫の給料などが振り込まれた預金を事務的・機械的に全額差し押さえ。生活に困り悲観した女性は「命がけで抗議する」と町役場税務課前で焼身自殺を図ったもの。

町側は、今後の税徴収の進め方として「本人と必ず面接し実情を把握する」「滞納整理は税務課だけで判断せず、協議会をつくり、健康福祉課など関係各課で総合的に判断する」「差し押さえは悪質滞納者に限る」などの改善を約束した」という記事が出ています。

ぜひ、本当に今苦しい立場の方もいらっしゃると思いますので、よく相談に乗れるような状況をつくっていただきたいと思います。公務員である以上、憲法を尊重する立場にありますし、憲法には「健康で文化的な最低限度の生活を営む権利を有する」という25条もあるわけですから、住民の福祉を守るという立場で、困っている人が役場へ来て、相談できるという道筋をつくっていただきたいということを申し添えておきたいと思います。

次の4番目の質問に移ります。

介護についての多様な要望を受けとめ、それにこたえる町の取り組みを求めますということで質問いたします。

北陸中日新聞が11月20日から「介護社会」と

いう特集を組んでいます。介護する側の疲れや苦悩が紙面にあふれています。これはほかの地域での問題ではなく、まさに津幡町の問題でもあります。介護保険施設に預けようにも入居待機者がずらり。空きが出て年金生活者には負担が大きくて支払いが困難。せめてショートステイでお願いしたいと思ってもなかなか空きがない。在宅介護に頼らざるを得なくても、介護度により受けられるサービスの量が限定される。利用料が負担になる。ヘルパーさんに入ってもらうにはその仕事の制約があって利用できないなど、いくつもの問題があります。

根本的な解決は、国の介護保険制度の改革に待つしかありませんので、町として取り組めることはないのかということで考えました。

一つには、今、町で取り組みを始めている「支え合いのまちづくり」だと思います。11月11日には、認知症徘徊者対応訓練が実施されています。150名の参加で県内初めて行われたそうです。こういう機会が何度か行われることで、認知症の方への関心も実際の声かけなども、ごく自然に行われるようになるのだと思います。

以前にもお話ししましたが、私の両親の住んでいる町でも、認知症の父にごく自然に声をかけてくださり、時には3人して父を家に連れて帰ってくださったこともありました。車を出して送ってくださったことも、一度や二度ではありません。また、自分の本当の家が別のところにあると思い込んだ父が、母を伴って歩き出したものの途中でどこへ行くのか分からなくなったときにも、近所の方が「阿部さんのお家ならすぐそこですよ」と、父についてきた母と一芝居うって家まで案内してくださったこともあります。認知症の家族を抱えていることを分かってもらっているということ。また、ごく自然に声をかけていただけるということは、家族にとっては本当にありがたいことです。

各地区で認知症の方を支える活動が定着するよう推進できればいいなと思っています。もし、

今後の計画などあれば聞かせていただきたいと思ひますし、この件については通告はしていなかつたと思うんですが、実際にやってこられたことでもあり、今後も進めていかれることだと思ひるので、できればお聞かせいただきたいと思ひます。

2つ目には、要介護者を抱えた家族の実態をつかみ、できることを見つけることが必要ではないかと思ひます。例えば「認知症を抱える家族の会」をつくってほしいという要望があります。以前にはあつたとお聞きしますが、中心になつて頑張つておられた方ができなくなつてから、その会が機能しなくなつたと聞いています。包括支援センターの職員をふやすとか、社会福祉協議会の正職員化を進めるとかして、家族会のお世話をする、あるいは町に出かけて相談に乗るなどの活動をふやすことができるんじゃないでしょうか。人をふやさないで、あるいは臨時職員のままで仕事だけもっとやってもらふというのは問題だと思ひます。きちんと人もふやし、身分も安定させるのと一緒に仕事の中身を充実させることが大切だと思ひますが、いかがでしょうか。

町民福祉部長さんにお尋ねいたします。

○議長【谷口正一君】 焼田町民福祉部長。

○町民福祉部長【焼田新一君】 塩谷議員の介護についての多様な要望を受けとめ、それにこたえる町の取り組みを求めるがいかがかとのこと質問にお答えをさせていただきます。

ご質問にあります要介護者を抱える人たちの家族会については、町でも必要性を認識しており、本年度は、津幡町、内灘町、かほく市と合同で若年性認知症のひとと家族の会、愛称「てるてるの会」の立ち上げ支援をすることができ、現在29名の会員で活動を開始しております。

また、介護認定を受けているが介護サービスを利用していない方やその家族が必要としている支援の把握を行つており、今後は介護サービス利用者や家族についても同様の把握を行つて

いきたいと思つております。

そして、その結果を踏まえ、介護者家族の会や男性介護者の会の発足などの立ち上げを支援していく予定であります。

地域包括支援センターの職員については、今年度は社会福祉士1名、津幡町福祉会から出向で介護支援専門員1名、計2名を増員し、体制の強化を図つており、今後ますますふえていくと思われる相談業務やお互いに支え合う地域づくりに取り組んでまいります。

社会福祉協議会の嘱託職員の正職員化については検討課題となっておりますが、現在、町と社会福祉協議会と連携して、地域支え合いマップづくりを行つており、介護認定者に限らず地域の人々が抱えている問題やニーズの把握に努めております。

また、県指定のモデル事業として実施しています津幡町認知症安心ネットワーク推進事業においても相互連携し、認知症になつても住みなれた町で安心して暮らし続けることができる地域づくりを進めており、地域ぐるみで介護者をサポートする体制整備の構築に努めておりますので、ご理解をお願いいたします。

以上であります。

○議長【谷口正一君】 塩谷道子議員。

○5番【塩谷道子君】 包括支援センターの職員の方々、本当によく頑張つていらっしゃると思ひます。その方たちを2名ふやされて、今後もまた必要な場合はということをお聞きしましたので、大変ありがたいことです。

それから「てるてるの会」のお話をお聞きしましたが、ここへ参加するための足の確保とかそこら辺も考えられているのでしょうか。割合に老々介護の方が多いと思ひますので、その場所へ行く、例えば津幡の中にあるのなら、まだバスとかがあるかもしれませんが、これ3町が一緒になつてする場合の会場まで行けるかどうかというあたりは、どういふふうになっているか、再質問でお願いします。

お聞きいたします。

○議長【谷口正一君】 焼田町民福祉部長。

○町民福祉部長【焼田新一君】 塩谷議員の再質問につきましては、担当課長の健康福祉課長より報告させていただきます。

よろしく申し上げます。

○議長【谷口正一君】 東本健康福祉課長。

○健康福祉課長【東本栄三君】 塩谷議員の再質問ですけれども、それにつきましては、先ほども部長も言いましたように、若年性認知症の人と家族の会ということで、足については問題はないかと思っております。

よろしいでしょうか。

○議長【谷口正一君】 塩谷道子議員。

○5番【塩谷道子君】 一度にお聞きすればよかったですのですが、例えば若年性じゃなくて、本当に老々介護とかしていらっしゃって、私の母親もそうだったんですが、こういう会があって話を聞くよりも、自分の思いを出す場、聞いてもらう場で、しかも同じ体験をした人たちの聞き合いとか、それがすごく大事だと思うので、そういう方たちへの会の立ち上げとかということは予定がないのでしょうか。それはぜひやっていただきたいなと思っておりますが、お尋ねいたします。

○議長【谷口正一君】 東本町民福祉課長。

○健康福祉課長【東本栄三君】 その件につきましても、先ほど部長が言ってますように、調査によりニーズにこたえると、多様な形態でグループ化あるいは自主的な活動につながるようなものにしていきたいということで、先ほど例として部長が申しておりますように、介護者家族の会や男性介護者の会などを立ち上げて支援していきたいということで、それでよろしいでしょうか。

○議長【谷口正一君】 塩谷道子議員。

○5番【塩谷道子君】 ぜひ、今後ともその方向でよろしく申し上げます。

5番目の質問に移ります。

介護保険にかかわるリフォームについての要望です。

介護保険にかかわるリフォームについて、資料を見ますと業者工事がほとんどです。平成20年度には78件、21年度の9月までで40件だそうです。家族工事は、それぞれ1件ずつしかありません。21年度の資料では、家族でリフォームした場合はかなり安くなっています。家族でリフォームした方にお話をお聞きしましたところ、大変だったのは見積もりをとることだったそうです。現在のものはかなり細かくて、見積もりをつくるのに何回も、これはご自分でやり直されたそうですが、何回もやり直したそうです。家族でする場合は人件費が入りませんから、業者に頼むより安くなります。しかも、領収書はきちんと提出するわけですから、見積もりをもっと簡単にはできないでしょうか。自分でリフォームできる人への門戸を開くというためにも、ぜひ検討いただきたいのですが、いかがでしょうか。

保険年金課長さんにお尋ねいたします。

○議長【谷口正一君】 板坂保険年金課長。

○保険年金課長【板坂 要君】 塩谷議員の介護保険にかかわるリフォームについてのご質問にお答えいたします。

介護保険における居宅介護住宅改修費は、在宅の要支援、要介護者が手すりの取り付け等の住宅改修を行ったとき、工事費の9割を償還払いとして支給しています。上限額は、工事費20万円の9割で18万円となっております。

平成20年度実績は78件、給付費985万4,705円、うち家族工事1件、平成21年度は10月末現在で44件、給付費540万3,860円、うち家族工事1件となっております。

住宅改修を行うほとんどの方は工務店等に発注していますが、家族工事で行った場合、給付の対象は材料代のみとなります。

申請があった場合、現地住宅でご家族立ち会いのもと職員等2名が必要工事の確認をし、そ

の後、家族工事の場合は材料代のみの見積書を提出していただき、工事内容と材料の数量、金額等が適正であるかを精査しております。そして、完成後は、実際購入した材料の領収書をもとに、その9割を支給することになります。

家族工事の場合、金額的な負担は軽くなりますが、見積書作成等の事務をご家族がされることになるため、煩雑になるかと思えます。しかしながら、事業予算、事業内容を把握し、適正給付を図るためには、工事に係る詳細な見積書等の提出は必要となりますので、ご理解をお願いいたします。

以上です。

○議長【谷口正一君】 塩谷道子議員。

○5番【塩谷道子君】 実際、自分でなさった方が何とか少し皆さんが自分でできるように、やりやすいために、やはり見積もりを簡単にしていただけると、もう少しこう入れるのではないかということをお聞きしましたので、今はちょっと無理というお話がありましたが、もしできたら、また検討していただけるとありがたいです。

では、最後の質問、(仮称)ボートピア津幡の設置計画の白紙撤回を求めますということで述べます。

今まで一貫して、(仮称)ボートピア津幡の設置に反対してきました。今回は、ボートピア津幡を推進する理由が本当に理にかなったことなのかということで、検証を試みることにしました。

ボートピアを設置するメリットとして、町の独自財源の確保と町の活性化、さらに雇用の拡大がうたわれていました。

まず、財源の確保の問題です。桐生競艇のもう一つのボートピアである青森県の南部町の環境整備費を調べましたところ、町の財源になったのは、平成15年には売り上げ金額の1.2パーセントで約2,819万円、平成16年には売り上げ金額の1パーセントで約1,715万円、平成17年

には約1,689万円、平成18年には売り上げ金額の0.5パーセントになって約732万円、平成19年には約643万円になっています。環境整備費2,400万円が収入として期待できるというのは、かなり怪しい数字となっています。南部町でも当初は、小学生の国内研修と中学生の海外派遣事業にその金が充当されていたようですがけれども、今はそれも行われていません。

また、ほかに固定資産税や法人税が期待できるといっても、今の段階ではいくらになるか分からないということでした。

また、流動人口や雇用の創出で町が活性化するというのも、苦しい言いわけとしか映りません。ボートピアに来る人は町に来るわけではありません。

また、雇用も非正規雇用しか望めないでしょう。

町が本当に元気になるにはどうすればいいのか。雇用をふやすにはどうすればいいのか。簡単にギャンブルに頼ろうとすることをやめ、真剣に知恵を出し合うことから始めることこそ大切だと思います。ギャンブルに乗っかって、住民の福祉や生活の安定を図ろうなどと考えることは、普通の感覚ではあり得ません。農業、林業、環境、福祉など、雇用の広がる分野があります。不確かな財源論に頼らず、知恵を出し合って津幡町をよくするためにも、ここでボートピア津幡の設置計画を白紙撤回することが必要だと思いますが、いかがでしょうか。

町長さんにお尋ねいたします。

○議長【谷口正一君】 村町長。

○町長【村 隆一君】 塩谷議員のご質問にお答えいたします。

(仮称)ボートピア津幡設置計画の白紙撤回を求めるがいかかかのご質問でございます。

前回の第6回9月議会定例会で塩谷議員の質問や今まで同様のご質問に何度もお答えしております。それぞれの立場やさまざまな角度から検討した結果を町長として総合的に判断をし

たものであり、白紙撤回をする考えはございません。

また、当該施設にかかわる雇用については、みどり市との行政間協定書にもうたわれており、正規、非正規それぞれの雇用を期待をいたしております。

また、町として雇用対策には、当然のことながら可能な限り真剣に取り組んでおります。

以上でございます。

○議長【谷口正一君】 塩谷道子議員。

○5番【塩谷道子君】 先ほど、先日ですかね、新聞である有名な桃源社の元職員が横領で逮捕されたという記事が出ていましたが、それも同じくやっぱりギャンブルによるお金が必要になって横領をしたという問題でした。やはり、そういう問題もつきまとうということも、大変怖い問題だということもつけ加えさせていただいて、これで私からの質問を終わります。

○議長【谷口正一君】 以上で5番 塩谷道子議員の一般質問を終わります。

次に、6番 前田幸子議員。

○6番【前田幸子君】 6番 前田幸子です。

ことしの流行語大賞に「政権交代」が選ばれ、また「事業仕分け」もトップテン入りしたそうです。偶然ですが、私は今回の一般質問で、この政権交代、事業仕分け、そしてポートピアに関連して質問いたします。

まず、1番ですけれども、民主党政権との関係を町はどのように構築していくのかということで、2点にわたって質問いたします。

11月21日、民主党による自治体や業界団体からの陳情、要望の受け付けが始まり、初日は2市と4団体が予算要望をしたことが新聞等で報道されていきました。これは自治体や各種団体からの要望を都道府県連民主党が窓口となって一元的に受け付け、幹事長室に一本化するということですが、まず、昨年度、町として国に対して行った陳情、要望というのは何件で、どのような陳情をされたのか。ま

た、本年度分についてはどうか。政権交代後に、陳情、要望はされたのか。また、早急に陳情しなければならない事項は何でしょうかということ、村町長に質問いたします。

○議長【谷口正一君】 村町長。

○町長【村 隆一君】 前田議員のご質問にお答えをさせていただきます。

昨年度および本年度の町としての国への陳情、要望件数、その内容についてのご質問でございます。

現在、私は、石川県の町長会の会長を務めております。それに付随をいたしまして、各種協議会等の会長職が数多くございます。上京する主な理由は、その県町長会の会長といたしまして、また全国道路利用者会議常任理事、全国道路整備促進期成同盟会理事、県農村整備防災事業推進協議会の会長など、各種の協議会の代表として国への陳情を行っているのがほとんどであります。

政権交代後、この今まで申し上げました要望、全国の要望ならびに石川県の要望を持ってまいりまして、民主党本部へ陳情をいたしております。

このことにつきましては、毎月の議会全員協議会において、議員の皆さま方に報告をいたしております。また、この陳情には当然のことながら、当町に関することも含まれていることは言うまでもありません。

そこで、ご質問の昨年度および今年度の町としての国に対して行った陳情、要望についてですが、津幡町独自で、独自です、国の機関に直接行った陳情、要望は、本年には2件あるのみです。そのうち1件は、公立病院の特別交付税措置が変更されることに伴い、当河北中央病院の措置額が大きくマイナスとなるため、総務省に対して実情の説明と経過措置を設けていただくように要望をいたしましたものであります。もう1件、太白台小学校の耐震化のうち、屋内運動場に係る補助基準の配分基礎額と実施額と

の乖離の解消および津幡小学校の全面改築に伴う補助単価について、地盤の悪さを考慮した単価としてほしい旨、文部科学省に対して要望いたしました。2件とも1回の上京で対応をいたしております。

また、政権交代後、町独自の要望、陳情はいたしておりませんし、今後早急に国に対して陳情しなければならない事項は、現在の時点ではありません。

今まで国の行う事務事業に対する陳情等については、原則として石川県を通じて行っております。その陳情等についても、私は県の方々と一緒になりまして、県の職員と石川全体の問題、それと国および県の選出議員の方々にも要望を行っております。民主党の政権になりました。先ほど申し上げましたように、県選出の民主党の議員のところへもお邪魔して、要望をいたしております。

民主党政権になったことにより、これまでの石川県を通じた方法は受け付けないということになるのであれば、陳情等の必要が生じたときに、その新しいルールで対応をする所存でございます。

そして、この間の報道でご存じのように、私ども土木関係、石川県の土木関係の5協議会、一つは道路、都市計画、それと砂防、それと港湾でしたか、もう一つの5団体で私どもは要望を、民主党の皆さん方に県連にお越しをいただきまして、国会議員の先生、一川先生を代表として、私どもは要望をいたしております。また、こういうことがこれからおそらく先ほど申されましたように、民主党の県連で一本化して、それでそのあと幹事長室へ行くわけです。これは私は町村会のいろんな要望を、全国町村会の要望をしましたときに、副幹事長の細野さんからお聞きをいたしました。これからそうして、この県の部門は県連で扱うということも言われておりましたので、こういう方向をとりました。

しかしながら、これからどのような方向

になるか、今私どもとしては石川県の分は全部一緒に行くのか、町で行くのか、県庁がだめだったらということもあります。ここら辺は、また民主党の皆さん方と相談をして、どこへきちっとした、この要望はどうかということも検討していかなければならない。基本的には、石川県の民主党県連へ要望をするということになっております。そういう形になるのではないかと、こういうようなことを思っておりますし、これから農業関係もいろいろ出てまいります。仕分け、そういうものはきちんと整理をして私ども要望してまいりたい、このように思っております。

なお、津幡町として独自に国に対して行った陳情等に関しては、過去にはほとんどございません。全部県を通してやっているとということが今までの実情であり、民主党の政権になってからは、今、先ほど申し上げた民主党県連の方へ、また民主党の国会議員の皆さま方に要望をしております。

以上でございます。

○6番【前田幸子君】 県を通してというお答えをいただきました。

〔執行部席から発言あり〕

今まではという。はい。

〔執行部席から発言あり〕

はい、分かりました。

村町長は、自由民主党の北村候補を応援されたわけですが、民主党政権というのは少なくとも4年間は続くだろうと言われておまして、今後、民主党衆議院議員である近藤議員との関係ということも築いていかれると思いますけれども、今のお答えを伺いまして、首長という立場で民意というものを見据え、この津幡町の将来を見据え、政権与党の考えというものを的確にとらえられて、今後町政運営に最大の努力をお願いしたいと思います。

2点目にまいります。

財政健全化に向け、町も事業仕分けの意気込

みが必要ではないだろうかということで、2点質問いたします。

1番ですけれども、11月24日の新聞によりますと、県事業の自己評価の調査結果の記事がありました。県の場合は、521事業を対象にして、3つの選択肢で評価され、継続実施が86.6パーセントの451事業、6.9パーセントの36事業が見直し、6.5パーセントの34事業が廃止で、見直したまたは廃止と回答された事業の合計が全体の13.4パーセントの70事業に上ったとありました。

津幡町の場合、「平成20年度主要な施策の成果」という分厚い資料がそれにあたると思います。これまで決算書にとじ込みとなっていたものが、決算書の附属資料の形で別書類として提示されたもので、今回は人件費以外の全事業が網羅されているとのことであり、情報開示という視点からも評価できる資料であると思われる。約700の事業が評価対象となり、事業の評価は廃止、縮小、改善、現状維持、拡大の5段階となっていますが、評価結果の割合はどうなっているのでしょうか。また、評価はどのような方法でなされたものでしょうか、質問いたします。

○議長【谷口正一君】 村町長。

○町長【村 隆一君】 前田議員にお答えをいたします。

9月定例議会において認定議案として上程済みの、平成20年度津幡町決算に係る平成20年度主要な施策の成果についてのご質問にお答えをさせていただきます。

これは地方自治法第233条の第5項の規定により議会に報告したもので、従来決算書と併せた1冊の中につづり込んでいたものを、一層詳細な説明内容とし、充実させたものであります。

本報告は、一般会計と11特別会計の事業のうち、職員給のみの事業を除く676事業について、その目的、内容、成果・課題を説明した上で、所管部署による事業の評価を終了・廃止から充実・拡大までの5段階で行っております。

ご質問にある評価の割合について申し上げますと、終了・廃止は14事業で全体の2.1パーセント、統合・縮小は19事業で全体の2.8パーセント、効率化・改善は57事業で全体の8.4パーセント、現状維持は444事業で全体の65.7パーセント、充実・拡大は142事業で全体の21.0パーセントとなっております。

評価の方法につきましては、あくまで所管部署による評価でございますが、事業担当者や担当課長、さらに担当部長が、目的、内容、成果・課題など、それぞれの立場で改めて検証した上で評価をしております。おのおのの意見が相違する場合は、それぞれが納得できるまで十分に話し合いを重ね、担当部署としての最終的な統一評価をしております。

第四次津幡町総合計画におきましては、事業評価の導入検討を掲げており、今回の資料はその第一歩と考えております。平成20年度職員給を除く全事業を掲載いたしました。今後は一定の基準を設け、事業を抽出することを念頭に置きつつ、議員の皆さんのご意見、ご提案などもいただいて、より効果的なものになるように検討を重ねてまいりたい、このように思っております。

○議長【谷口正一君】 前田議員。

質問するときは、挙手してから。

○6番【前田幸子君】 はい。

今のお答えによりますと、現状維持、拡大ということで、90パーセント近くに上るといえるのでしょうか。

○議長【谷口正一君】 村町長。

○町長【村 隆一君】 今の件につきましては、総務部長が担当いたしておりますので、詳しくご説明を申し上げます。

○議長【谷口正一君】 坂本総務部長。

○総務部長【坂本 守君】 前田議員の再質問にお答えをいたします。

先ほど町長からもありましたが、終了・廃止は14事業で2.1パーセント、そして統合・縮小

は19事業で2.8パーセント、その2つだけでいますと4.9パーセントになります。そして、効率化・改善は57事業の8.4パーセント、そうしますと4.9に8.4ですから13.3ということになるかと思えます。

以上でございます。

○議長【谷口正一君】 前田議員。

○6番【前田幸子君】 ありがとうございます。

関連して2点目の質問にまいります。

11月の町広報には、20年度末における津幡町の財政状況が大変分かりやすく示され、「基金残高の微増、町債残高の減少など、これまでに行ってきた事業等の見直しや整備、合理化による財政効果が少しずつあらわれ、将来負担比率は前年度より財政状況は緩やかながらも回復の兆しが見えるが、厳しい経済状況のもと、社会保障費の増加や税収の減少が予測される」と報告されています。

百年に一度の不況が叫ばれ、貧困襲来という言葉が現実となってきています。津幡町の場合、20年度の歳出総額は約115億6,000万円、町民1人当たりに換算すると年間30万7,989円の公金が使われたことになるそうです。百年に一度の節約感覚で、21年度事業は行われたのでしょうか。21年度の当初予算で、津幡町では法人町民税の比率が少なく、不況の影響が少ないことを勘案し、町税収入が前年度より1.5パーセント減の37億3,712万円が見込みとなっていました。自主財源の中心である町税収入は法人税に関しては19年度の2億8,000万円から20年度は2億2,000万円まで落ち込み、担当課の方の説明では「今までにこれほど税収が下がったことはなかった。21年、22年度は非常に厳しい状況になることが予想される」とのことでした。

さらに、国からの交付金等の見直しも懸念され、国の行政刷新会議が行っている事業仕分けを取り入れて、財政健全化に向け、歳出の無駄を洗い出し、事業の廃止、縮小など仕分け作業を徹底することが必要ではないでしょうか。

津幡町には、40を超えるさまざまな委員会や協議会、審議会があります。行政改革大綱の改革推進項目の中に、審議会、委員会等の見直しも挙げられています。例えば、これらの委員報酬を半額にカット、あるいは思い切って無償ボランティアの形にしてはどうでしょうか。ある委員の方に伺いますと「町のために、少しでも自分がお役に立てばと引き受けた。しかも、ほんのわずかな時間で、皆さんの税金を報酬の形でいただくのは本意ではない」とおっしゃっていました。

また、一例として、私も先日開かれました津幡小学校の建設工事委員会に、文教福祉常任委員として出席して、委員報酬7,000円をいただき驚きました。多くの町民が知りたいと思っている最新情報の説明を詳しく聞き、また、自分の意見を述べる機会までいただいていること自体が特権であり、仕事でもあり、今の不況の時代、特に議員には委員報酬は不要だと考えます。

事業が長年続けばしがらみ予算となり、慣例となった事業を変えていくことはなかなか難しいことですが、この不況こそ、すべての事業一つ一つをゼロから見直し、行政サービスのあり方を根本から考えるチャンスととらえることもできるのではないかと思います。

行政改革推進委員会という組織もありますが、仕分け人を公募することも一案です。一般市民の目線で、素朴で思い切ったチェック作業が期待できそうです。

百人委員会を組織して、住民と行政の協働を行っている鳥取県の智頭町や北海道の栗山町など先進的自治体もあります。一線を退いたシニア世代の第二の社会貢献の活躍も大いに期待できるのではないのでしょうか。先進自治体を探せば、まだまださまざまな案があると思います。

ある自治体の行財政改革に関する提言には「行財政改革はそれ自体が目的ではなく、あくまでも住民サービスの向上、住民の利益を目指すための手段であり、住民の視点に立った住民

本位の改革を行うこと。行政はもとより、住民や地域全体で知恵を出し、協力していくことが重要で、そのためには情報の共有と住民参加、住民協働の推進が必要である。そして、大きな改革だけでなく、小さな改革の積み上げも大切だ」とありました。

こういう視点に立って、町民との協働による事業仕分け、徹底した事業仕分けをという提案について、町長の見解をお願いしたいと思います。

○議長【谷口正一君】 村町長。

○町長【村 隆一君】 前田議員のご質問にお答えをいたします。

事業仕分けの実施についてのご質問にお答えをいたします。

ご存じのとおり平成20年度法人町民税の落ち込みは大幅なものとなり、平成21年度以降の税収はさらに落ち込みが予想されます。

税収の落ち込みに加えて、政権交代に伴う国庫支出金の引き下げや廃止により、財政運営は一層厳しくなります。

ご存じだろうと思えますけれども、今津幡町に予算を立てようとしたしましても予算の立てようがない状況でございます。これから国の予算が立てられるわけでございます。そういう中で、やはり地方交付税はどうなんだとか、いろいろ仕分けをされております。そういう中で、津幡町とすれば税収の落ち込み、不況の問題、いろいろございます。そういう中で、私どもはこれからこの予算をきちっとしたことで考えていかなければならない。これは大変血のにじむ思いをするような状況になるかもしれません。そういうときは、いろんなことを、今言われること以上のことをしないと町の運営もできない状況になるかも分かりません。これは今、国の予算が、原口総務大臣は「地方には絶対迷惑はかけない」と言われておりますけれども、これが今地方とすれば、それは今数字が出てきて初めて分かるわけで、今やはり厳しい状況にあると、

こういう状況の中で、津幡町は行政をしていかなければならないと、こういう実情もお含みをいただきたい。それには私は、議員の皆さま方のご協力が本当に必要になってくるのが現状ではないかというふうに思いますので、お願いを最初に申し上げておきます。

本年度、条南小学校と津幡中学校に設置を予定をしていた太陽光発電設備については、実施設計まですでに対応済みであり、工事費についても本議会補正計上を予定しておりましたが、政権交代により財源措置率の大幅な悪化により、取りやめざるを得なくなっているのが現実であります。また、森山議員の質問にお答えしたように、すでに着工済みの津幡小学校改築事業についても、国の財源措置が大幅に引き下げられており、その影響は大きいものとなっております。

さて、前田議員のご提案の事業仕分けでございますが、国の行政刷新会議による事業仕分けについては、連日テレビなどで報道をされていることからそのイメージは皆さんもお分かりになると思います。仕分けの様子を見た住民の方にはいろんな考え方があります。いろんなご意見があります。仕分け人と呼ばれる人が公開の場において分かりやすい言葉を使い、事業改善点や欠点を指摘していくのを大いに評価される方もいらっしゃる一方、専門知識を持たない人が質問を受け付けずにわずか1時間足らずで一方的な議論だけでどれくらい国民に影響するかを考慮せずカットすることは、安易過ぎるのではないかという方もおられます。これはそれぞれその人の立場でのいろいろな考え方があると思います。

そういう中で、政策シンクタンク構想日本によると、平成21年11月26日現在におきまして、過去に事業仕分けを実施した自治体は44団体となっており、平成14年に始めた当初は行政改革を目的としてスタートしたものが、最近では歳出削減の切り札のように言われるようになったと

しています。

今回の国の事業仕分けが国民に理解され、受け入れられるならば、国の予算には削減できるだけの無駄があり、仕分け人の一方的な仕分け作業に対して理路整然と反論できる事業内容ではなかったと結論づけられてしまいます。

少なくとも当町においては、国のような事業仕分けが必要ないと思っておりますが、実施した場合を想定すれば、国が行うものよりも、さらに直接的かつ即時に町民の皆さまへの行政サービスの低下につながることも懸念されるわけでございます。

事業仕分けの実施には仕分け人の選任はもちろんのことですが、住民の皆さまのご理解と意識改革も必要であり、実施に対しては慎重に対応しなければならぬものと私は考えております。

そういう中で、先ほどのご質問にございました主要な施策の成果は、予算説明のために議員の皆さんに提出をしている各常任委員会資料の中の事業名とリンクさせており、前年度実施事業に対し、議員の皆さんが独自に事業仕分けをし、後年度の予算編成時期に合わせて改善等のご提案ができるように工夫しております。

今後も議会の皆さまや監査委員、行政改革委員の皆さんにこれらの資料を活用していただき、町の実情を踏まえた津幡町にふさわしい事業仕分けとしての役割を果たしていただけないかと期待をいたしております。

なお、当町の当初予算要求に当たっては、事業仕分けという形ではございませんが、すべてにおいて従来の制度や取り扱いを再点検するとともに、自主性・自立性の強化を図る見地に立つこと。2番目に、事務事業の内容・目的はもとより事業効果見込みも検証し、住民に身近な行政主体として地域の特性に応じ、自主的に積極的な施策展開を図ること。3番目に、事務事業全般にわたって、行政が真に責任を持つべき分野の再点検や行政関与の必要性、行政効率等

に配慮することを指示するとともに、要求された予算を複数の人間により最低二度の査定を行うことで、すべての事業の目的、内容、効果を検証しております。

今後も限られた財源を有効に活用し、町民の皆さんが住んでよかったと実感できるようなまちづくりを心がけてまいりたいと存じますし、最初に、冒頭に述べました、今どのような状況になるか分かりません。これを私どもは今見守っております。そういう中できちっとした対応をしていかなければならない、こういう覚悟で町長はおりますので、議員の皆さまのご理解をお願いいたします。

○議長【谷口正一君】 前田幸子議員。

○6番【前田幸子君】 今ほど、町長さんが予算の立てようがないほど切実な状況だというようなことをおっしゃっておられました。よほどの覚悟で、これは対処しないと本当に大変なことになるだろうなということも、私も予想しております。

先ほど私は、この「平成20年度主要な施策の成果」というこの冊子が、非常に分かりやすく、それから情報開示という視点からも有効なものであるということをお申しましたけれども、議員はもちろん、またある意味でこれは町民参加ということも踏まえて、こういう資料を町民、住民が目にも届きやすい、そういう図書館等にもぜひ置いてくださって、市民の意見を吸い上げる、そういう資料にもさされていただいたらいいなというふうに思っております。

それから、さっき総務部長が計算して4.9パーセント、8.4パーセントが廃止、縮小、あとは改善も含め現状維持、拡大ということが、ほとんど占めておったわけですけども、やはりこの自己採点では甘いということになりますので、この点、また厳しい判断をお願いしたいと思っております。

では、最後の質問です。

ボートピア問題を問うということで、2点質

問いたします。

先日、議員の方から「ボートピアの問題をいつまでも追及して町の人はいらっしゃっている」という声をいただきました。しかし、私のところへは、今もなお「ボートピアはどうなったか。絶対反対だ。自分たちの町には不要だ」という町民の声が届きますので、質問いたします。

まず、1番目。ボートピアなんぶの現状はどうなっているのかということですが、先進地として議員の方それから職員の方が視察された青森県のボートピアなんぶについて質問いたします。

職員については、平成18年8月10日、11日、総務部長、町民福祉部長、産業建設部長、上下水道部長、教育部長、企画財政課長補佐の6名の方が青森県南部町と宮城県川崎町のボートピア視察をされました。そして、それぞれの職員から推進の立場で視察研修報告書の報告が提出されていますが、それから3年経過いたしております。

先ほど、塩谷議員からの報告もありましたけれども、ボートピアなんぶの現状を町としても十分把握されていることと思っておりますが、環境整備費の推移、地元住民の雇用状況、また、町の活性化の面から、なんぶの状況についての把握されていることを、町長としての見解を含めて、改めてお願いいたします。

○議長【谷口正一君】 村町長。

○町長【村 隆一君】 前田議員にお答えをいたします。

先進地として議員、職員が視察をいたしましたボートピアなんぶの現状の把握について、環境整備費の推移、地元住民の雇用状況、町の活性化の面から答弁をとのご質問にお答えをいたします。

これまで同様の質問にお答えをしておりますとおり、他町と施行者との取り決めや諸事情によることですので、答弁は私は控えさせていただきます。

当町においては、町の活性化につながると判断をし、環境整備協力費として売り上げの1パーセント、津幡町の住民が優先して雇用されるよう努めるということなどを盛り込んだ行政協定をみどり市と締結したものであります。

以上でございます。

○議長【谷口正一君】 前田幸子議員。

○6番【前田幸子君】 今の町長のお答えでは、私の問いに答えてはもらってないのではないかと思うのです。

やはり、町として推進の立場でいらっしゃるわけですが、今のボートピアなんぶ、それは3年前に把握させたその報告を受けられた状況とはどのように違っているのか、町としてどのように把握されているかということをお伺いしたわけなので、よろしくをお願いします。

○議長【谷口正一君】 村町長。

○町長【村 隆一君】 先ほど申し上げましたが、これは他町と施行者の取り決めでございます。その推移でありますし、そういうことに対して私がお答えをする、答弁することは控えさせていただきます。

○議長【谷口正一君】 前田幸子議員。

○6番【前田幸子君】 ちょっと私には、その答えはちょっと納得できないんですけれども、その当時の南部町の状況から今変わってきてるのではないかと。私が出た情報でもそのように思っているんですけれども、町長はそれを把握されているかどうかということの確認でした。

なかなか雇用状況がどうであるとか、そういうところを私どももなかなか把握しにくい部分がありますので、町として本当にどういう状況かという実態を教えてくださいということでお伺いいたしました。

ただ、その当時やりました中学生の海外派遣というのはもう廃止になっていると、それは私は伺っておりますし、環境整備費というものが道路の草刈りであるとか町内会のコミュニティーの助成に80万使われているとか、そういうほ

どの情報というのは得てるんですけれども、あとのことはちょっとなかなか入ってこないものですから、こういう質問をいたしました。

ただ、もう一つお聞きしたいのは、町長が考えていらっしゃる町の活性化ということは、どういうことを指して町の活性化とおっしゃったのか、そのことについて確認させていただきたいと思います。

○議長【谷口正一君】 村町長。

○町長【村 隆一君】 私としては、当町においては町の活性化につながると判断をし、環境整備協力費として売り上げの1パーセント、津幡町の住民が優先して雇用されるように努めるところということを盛り込んだ行政協定として、みどり市と締結をしたものであるということでございます。活性化とは。

○議長【谷口正一君】 前田幸子議員。

〔議席から発言あり〕

○6番【前田幸子君】 今、3回とおっしゃいましたけれども、私が伺ったのは、町の活性化とはどういうことを町長は考えていらっしゃるかということで質問したので、お答えは……。

〔議席から発言あり〕

違うのではないかと思います……。

〔議席から発言あり〕

○議長【谷口正一君】 3問までなので、ここで次の質問のほう。

○6番【前田幸子君】 はい、分かりました。

それでは、2つ目の質問にいきます。

12年前の嵐山町でのボートピア誘致に絡む襲撃事件についてということで質問いたします。

ことは町を挙げて木曾義仲の大河ドラマ誘致に動き出したところですが、埼玉県の嵐山町といえ、その木曾義仲生誕の地と言われているところです。偶然とはいえ、嵐山町と津幡町、私は不思議な因縁を感じております。12年前この嵐山町で起きたボートピア誘致に絡む襲撃事件は、悪質、凶悪暴力事件として、当時大々的に全国報道されて、今も記憶に残る事件ですけ

れども、町長はこの事件をどのようにとらえ、認識されていらっしゃるのでしょうか。

○議長【谷口正一君】 村町長。

○町長【村 隆一君】 前田議員の12年前の嵐山町でのボートピア誘致に絡む襲撃事件についてどのようにとらえ、認識をしているかのご質問でございます。

12年前の嵐山町ボートピア誘致に絡む襲撃事件について、私、嵐山町での襲撃については大変痛ましい事件と遺憾に思います。

嵐山でのことがそのまま当町に当てはまるわけでもなく、実際、当町に現在までそのような事件はなく、また今後も私は起こらない、起こり得ないというような思いを持っております。

○議長【谷口正一君】 前田幸子議員。

○6番【前田幸子君】 町長は、痛ましい事件だとおっしゃいましたが、本当にそのとおりの事件でございました。

事件の概要ということでお話ししますと、これは1997年の9月8日の夜8時5分ごろですけれども、嵐山のボートピア誘致に反対していません女性議員宅を訪ねてきた2人組の男がいきなり女性議員、渋谷さんとおっしゃる方ですけれども、渋谷さんを外に引きずり出して、金属の棒で手足をめった打ちにするという事件でした。

また、その10日前には、4年前まで渋谷さんが住んでいた元の住所に移り住んだ別の女性が同様に襲撃されて、左足のかかどが砕けるほどの重傷を負うという襲撃事件でした。渋谷町議と間違えた誤認襲撃であったことが、警察の調べで明らかになりましたが、暴力団が露骨に執拗にボートピア誘致工作に関与し、傷害事件まで発生したということで、埼玉県警が特別捜査班を設置し、捜査が進められました。

地元嵐山町を初め、浦和市や大宮市などの議会でも、真相究明を求める決議が出され、全国から激励の声が上がったそうです。

偶然といえば余りに偶然なのですけれども、ことしの6月、嵐山町の国立女性教育会館で男

女共同参画セミナーが開催され、その会場でその渋谷さんにお目にかかりました。そして、渋谷さんからボートピア事件について、衝撃的な事実を教えてもらいました。

年月がたっているので事細かには思い出せないようですが、事件の2年ほど前、埼玉県警の刑事さんが2人訪ねてきて、渋谷さんにボートピア誘致の情報をつかんでいるが、ぜひ渋谷さんに反対してほしいと依頼したそうです。なぜそんなことを渋谷さんに依頼したかという、ボートピアができれば必ずあちこちから暴力団がやってくるようなことになる。今の県警では取り締まるだけの人員確保はとても難しいというようなことだったそうです。それで、環境問題など市民活動に積極的に取り組んでいる渋谷さんに依頼したということです。

そのとき渋谷さんは、場外舟券売り場もボートピアのことも何も知らなかったそうですが、それからいろいろ情報を集めて勉強して、こういうギャンブル場は要らないと反対運動をやっていったそうです。しかし、とうとう卑劣な暴力事件が起きて、そのため嵐山町のボートピア計画は撤退いたしました。

津幡のボートピアについて、こういうことが起きないだろうと、先ほど町長はおっしゃいましたけれども、多額のお金が動くギャンブル場にはいろんな力が絡んでくると言われています。

嵐山町のボートピアで県警が動いたのも、そういうことではないかというふうに思われますけれども、とにかく町長は「笑顔あふれるまち」「安全・安心のまちづくり」のためにと、今頑張るとおっしゃっておられるわけですから、この津幡町のボートピア建設、やはり見直していただくということを考えていただきたいと思います。

それから、先ほど財政難という話がありましたけれども、本当にこの財政難のときに、ボートピアを建設することが本当の財政難解消にはならないということも、本当に考えていただき

たいということを私は思って、質問を終わりたいと思います。

○議長【谷口正一君】 以上で6番 前田幸子議員の一般質問を終わります。

この際、暫時休憩いたしまして、14時50分から一般質問を再開したいと思います。

〔休憩〕午後2時35分

〔再開〕午後2時50分

○議長【谷口正一君】 休憩前に引き続き、一般質問を再開いたします。

4番 酒井義光議員。

○4番【酒井義光君】 4番 酒井です。

今回は、2点の質問をさせていただきます。

1点目に、児童の通学路の安全対策についてお伺いいたします。

通学路の児童生徒の安全対策は、保護者や先生の一番神経を使うところかと思えます。

最近の登下校については、PTAや交通安全協会、防犯協会や地元のボランティアなどの連携により、通学路の要所で監視や指導をいただいています。しかし、全国的にも通学中の児童の列に、車が飛び込んだなどの事故が数多く報道されています。1年中、児童は危険にさらされているといっても過言ではありません。

昨年の交通事故の一つを例にしますと、国道159号津幡バイパスをかほく市に向かって走っていたRV車が、能瀬のおり口を猛スピードで走行中、横から出てきた車に驚き、ハンドルを切り、電柱に激突しました。RV車の前面は強度のパイプで補強されており、大きな破損ではありませんでしたが、電柱は大きく曲がり、信号は止まってしまいました。電柱には信号の押しボタンがあり、20分ほど前に児童が集まり、ボタンを押し、道路を渡っていった後です。登校時に事故が起きたとしたら大変なことになっていたと思えます。電柱をそれれば、よその家の真ん中あたりまで飛び込むようなスピードでおりにきた状況でした。そういうこともありまして、大きい事故にならなかったのは、幸い

ということでありませぬ。

このような交差点はどこにでもあり、どうすることもできないかもしれません。前が危ないので、後ろに下がってといっても、どこが安全か分かりませぬ。子どもたちにとって、交通事故、転倒事故、自然災害、犯罪被害などに遭わない通学路でなければなりません。

区や行政でいろいろ改善をしていますが、これでよいということはありません。

学校の夏休みに、野々市でのことですが、子ども数人と保護者を含め大人が数人、何をしているのかと尋ねると、子ども目線で危険箇所をチェックしているとのことでした。何でもかんでも危険だから早急に改善してほしいといわれても、これくらいなら大丈夫などの判断もいろいろあるかと思ひます。

行政でするもの、区でするものもあるかもしれませんが、児童、教員、行政などで、一緒に道路を歩くのもよいかと思ひます。全地区で1年に一度、子ども目線でのチェックもあつてもよいかと思ひますが、町長のお考えをお伺ひいたします。

また、子どもの目線に立ったレベルの話になるわけですが、子ども110番、これ警察が発行したのか、配布したのかと思ひますけども、110番との看板を家の玄関に張つてあるのをよく見ることがありますが、看板のある家を探して、子どもが駆け込みや通報には行けないと思ひます。歩道を歩いていて、どこに看板があるか、どの家に行つたらよいのかを一目できるように改善すべきかと思ひますが、町長のお考えをお伺ひいたします。

○議長【谷口正一君】 村町長。

○町長【村 隆一君】 酒井議員の1年に一度子どもの目線で安全チェックをとのご質問にお答えをいたします。

議員のおっしゃるとおり、通学時の児童生徒の安全対策には、保護者の方々や教職員が一番神経をとがらせている部分であり、また安全ボ

ランティアの方々と連携をしていただひいていても、防ぎようのない事故が発生する場合があります。

より安全な通学路を通るような指導はもちろんのこと、道路管理者として児童生徒のみではなく、歩行者全般の安全対策を施さなければならぬのは、当然のことだと思ひております。

現在8つの小・中学校におきまして、地域の区長さんや防犯委員、民生児童委員、老人会の方々の協力を得て、学校安全委員会を組織をいたしてしております。この会合の中で、委員の皆さまから危険な箇所、不良部分の情報をいただき、行政として対応させていただひております。

また、これらの情報をもとに子ども110番の家や危険箇所の明示、交通量の多寡、危険状況の記載等を行った安全マップを作成してあります。

これを利用して、児童生徒が教職員とともに実際に歩いて危険状況を確認している学校や新学期に教職員や保護者、地域安全ボランティアの方々と一緒に通学路にある子ども110番の家を確認しながら下校している学校もあります。

今後も、学校安全委員会の活動をさらに拡大をいたしまして、ご協力を得ながら、児童生徒の通学路の安全に万全を期したいと、このように考えております。

次に、子ども110番の家の看板についてのご質問でございますが、現在、津幡町内では174施設が子ども110番の家として登録をされております。現在、安全・安心なまちづくりのためにご協力をいただひており、心から感謝を申し上げます。

子ども110番の家は、子どもが被害に遭つたり、遭いそうになったときの保護、警察への通報・連絡、負傷・病気等の応急手当をするための緊急避難場所として、警察署が委嘱し、看板を設置しているものであります。

現在、商工会青年部が発行する電話帳「ミニページつばた」において、子ども110番の家の

一覧表を掲載し、町民の皆さんに周知をしていただいております。

さて、看板が一目で分かるようにとの改善がありますが、看板は石川県内の統一のものであり、警察署では玄関先等に子どもが分かりやすいように設置するようにお願いをしております。

また、看板が設置されていることで、子どもに安心感を与えるとともに犯罪や被害の大きな抑止力になっているものと思っております。分かりにくい看板につきましては、警察署と協議し、分かりやすいように設置していただくように要請をしてみたいと思います。

子ども110番の家の登録の有無にかかわらず、子どもが被害に遭ったり、遭いそうになったときの保護、警察への通報、連絡等を地域の皆さまにもご協力をお願いしたいと存じます。

交通事故抑止・防犯対策につきまして、警察署、関係団体と連携をとりながら、交通安全・防犯教室等を通して周知を図り、さらに地域の安全・安心なまちづくりに努めてまいりたいと、このように思っております。

酒井議員のご協力、ご指導をお願いを申し上げます。

以上でございます。

○議長【谷口正一君】 酒井義光議員。

○4番【酒井義光君】 今ほどの学校安全委員会というものを、私も区の役員とかしながら全然知らなかったのはちょっと申しわけないなと思っておりますけれども、その内容の充実に努めていただきたいと思いますと思っております。

2点目に入ります。

耕作放棄地対策の取り組みについてですが、前回に向議員も割と似たような話は一応していたのですが、ちょっと具体的な部分がありますので質問をしたいと思っております。

今、全国で耕作放棄地が大きな問題となっています。国は耕作放棄地を減らそうと耕作放棄地再生利用交付金で再生整備工事費を、また耕作放棄地再生利用推進交付金で土壌改良や肥料、

教育費などいろいろな面で支援するとしたため、当町では町耕作放棄地対策協議会を立ち上げ、協議をしているところでございます。

しかし、政権が変わり、政府の行政刷新会議の事業仕分けで、耕作放棄地再生利用緊急対策事業そのものが予算計上見送りになってしまいました。今のところはっきりした最終決定ではないかもしれませんが、自給率向上関連事業の予算縮減、中山間地域等直接支払制度、農地・水・環境整備事業も査定の対象になっています。農業の先行きの不安は隠せません。

しかし、制度がなくなろうと、予算が削減されようと、当町には農振農用地区内に放棄地が110.5ヘクタール、そのうち64.9ヘクタールが解消可能、また農振農用地区外には放棄地が23.3ヘクタール、解消可能面積が15.9ヘクタールあることには変わりはありません。

町では、20年度に調査、21年度に地権者と交渉、22年度に整備するというところで、また23年度から米や野菜をつくるという計画で進んでいるところです。私もちょうど役員に入っていますので、話し方がちょっとあれなんですけども、米については条件が合えばつくる農家もあるかと思っておりますけども、野菜については目標面積が広く、野菜を作付してくれとお願いしても、技術や労働力不足で広大な面積に対応できないかと思っております。手作業ではコストがかかり、機械化を図るほど一度に大規模にできず、また大規模で機械化ができたとしても、販売に問題が出てきます。市場に出すとしても、県内、県外で長年野菜専門の農業者が研究して規格に合ったものを出荷している中へ入り込むのは並大抵ではないかと思っております。

本来、農業者がすべて努力し、取り組むのが当たり前なのですが、それができないため特産物が少ない今の津幡町があるのではないのでしょうか。

野菜などの作付技術は県の農林総合事務所、企画は町産業経済課、JAなどの協力である程

度のスタートはできたとしても、販売しなければなりません。作物によりますが、直売所、町内料理店、弁当関係のところに販売したとしても量的にはわずかです。市場に出せるようになるまでは、1市2町の学校給食で消費をお願いしないと、まずスタートができないと思います。

今、私も会にいるんですけども、ヤーコンはかほく市にも学校給食で多く使ってもらい、特産化に大きく協力していただいております。

そこで、町長に3点お伺いいたします。

国の制度がどうなろうと、町として耕作放棄地対策に取り込んでいくのでしょうか。

また、取り組むとしたらどのような規模でお考えでしょうか。

また、販売について、町の特産物として行政のバックアップが必要だと思いますが、学校給食の利用など町一体となり協力をしていただけるのでしょうか。

この3点、よろしくお伺いいたします。

○議長【谷口正一君】 村町長。

○町長【村 隆一君】 酒井議員の耕作放棄地解消の取り組みとして、国の制度が変わっても、今後町として取り組んでいくのか、また耕作放棄地解消の取り組みをするとすればどんな規模ですのかとのご質問にお答えをいたします。

国では行政刷新会議の事業仕分けにおいて、仕分け人による仕分け作業が行われました。その仕分けにより、農林水産省が平成22年度事業として予算要求をしておりました耕作放棄地再生利用緊急対策について「基金の積み増しを認めない」との判定がなされ、今のところ耕作放棄地解消の事業実施は大変厳しいものだというふうに考えております。

しかしながら、この判定は最終決定ではなく、再度復活もあり得るとのことで、今後国の動向を見定めた上で、町として取り組みを進めてまいりたいと考えております。

また、耕作放棄地解消の取り組みをするとすれば、どのような規模ですのかとのご質問で

ございますが、耕作放棄地解消の取り組みを進めていく上において、地権者の理解や作付作業をしてもらえる人材探し、作物の販売など、さまざまな問題がございます。

現在、津幡町耕作放棄地対策協議会において、国の耕作放棄地解消モデル事業として、舟橋、川尻地内の耕作放棄地にて、採択、推進できないか計画を進めており、検討中でございますので、当協議会からの提案をなされた意見、要望に基づき実現できるように対応してまいりたい、このように思っております。

それともう一つ、農林水産省のほうからいろんな、この耕作放棄地ばかりじゃなしにいろんな仕分けの中で判定を下されました。県のほうも今、耕作放棄地もそうでございますけれども、農地の、農道の問題そういうものをずっとこう列記をいたしまして、私もその一つの会長をいたしておりますので、県と相談をして国、また県連のほうへ要望してまいりたい。その推移を見ていかなければならない。それによって決定されたことで、またいろいろなご相談をしなければならぬんじゃないかと、こういうような今、経過をたどっております。そういう中で、私としては一つ一つこの問題をきちっとどういうところへ、どう要望して、どこへ行って、どうだということも県と相談をしながら、この問題に取り組んでいきたい、このように思っております。

また、その経過の中でいろいろ問題が起きましたら、また皆さま方にご相談をいただいで進めてまいりたい、こういうふうに思っておりますので、ご理解をお願いしたい、このように思っております。

次に、学校給食の利用等、町一体で取り組みをできるかとのご質問でございますが、今後これら耕作放棄地において生産された作物の価格面、生産量、安全性等を総合的に検討し、農業施策の一環として学校給食に導入し、行政として支援をしてまいりたいと、このように考えて

おります。

以上でございます。

○議長【谷口正一君】 酒井義光議員。

○4番【酒井義光君】 今ほどの答弁のほうで、面積的には川尻と、この前協議会では自分が知っているのであれなんですけども、実際に仮にヤーコンを1反歩つくるといって、この前25人の会員でつくったのが1反歩にも満たないんじゃないかなと、計算上3キロから5キロとかいうのを4キロで計算して、何トンという思いをしていたんですけれども、結局は百何十キロと桁がちょっと、なかなかよいものが採れないということで、結構いろんな面で難しいので、まず販売をいかにしていくかと、町長も前にお話ししていたように、加工品のそちらのほうには何とか努力をとということも聞いておりますので、先ほど話をしていたんですけれども、漬物が、おいしい漬物になるということもありますので、将来的には加工品も含めていろんな面で協力をお願いしたいなと思っております。

これで私の質問を終わります。

○議長【谷口正一君】 以上で4番 酒井義光議員の一般質問を終わります。

次に、1番 中村一子議員。

○1番【中村一子君】 1番 中村一子です。

最初に、監査委員制度等の問題点について質問いたします。

監査委員制度という、自治体職員の中には、仕事の粗探しをされるというイメージを持つ職員もいるかもしれません。しかし、監査によって自治体の仕事が改善され、住民サービスの向上につながると考えれば、よりよい自治体のあり方を目指す上で、監査は事業が住民の福利にかなったものかを示す有効な指標であると思います。自治体の監査は住民のためにあり、監査委員制度は住民自治の原理に基づいてあるという考えのもとで質問いたします。

最初に、監査委員など委員候補者の選出についてお聞きします。

監査委員は、町長が議会の同意を得て選任しています。現状では、議会の同意をとる際、本会議が始まる前に、候補者の名前、経歴の書かれた履歴書が各議員に回覧され、そのあと本会議で採決されています。履歴書1枚を見ただけで、その直後に開かれる本会議での採決では、候補者を監査委員として同意すべきかどうかを考えるための十分な期間や情報が与えられているとは言えません。また、どのような理由で、町はその人を委員として選んだのかということについても、そして候補者自身の監査に対する考え方などについても知らされていません。町が推薦した監査委員を議会がそのまま承認しているということが現状であると思います。このようなことでは、代表監査委員は行政にとって都合のよい人が選任されるという可能性を十分に含んでいると言えます。

町長にお聞きします。

代表監査委員の候補者は、どのように選出されていますか、詳しくその経緯をご説明ください。

また、委員候補者の選出に際しては、教育委員会の委員も同様な形で議会で採決されており、教育委員会の委員候補についてもどのように選ばれているのか、詳しくその経緯をご説明願います。

また、教育委員会については、教育長にも答弁をお願いします。

○議長【谷口正一君】 村町長。

○町長【村 隆一君】 中村議員の代表監査委員の選出および教育委員会委員選出の経緯について、ご質問にお答えをいたします。

まず、代表監査委員の選出についてですが、地方自治法第196条の規定に基づき「人格が高潔で、普通地方公共団体の財務管理、事業の経営管理その他行政運営に関し優れた識見を持つ方」で、兼職を禁止されている地方公共団体の常勤の職員である方や国会議員、警察官、検察官、収税官吏等の職についていない方を選出し

た上で、議会にお諮りをし、議員の皆さんの同意を得て、選任をいたしております。

次に、教育委員会委員の選出についてですが、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第4条の規定に基づき「人格が高潔で、教育、学術及び文化に関し識見を有する方」で、委員の年齢、性別、職業等に著しい偏りがないよう、また、委員には保護者が含まれるよう配慮し、地域住民の代表として教育に熱意と見識がある方を選出した上で、議会にお諮りをし、議員の皆さんの同意を得て、任命をいたしております。

○議長【谷口正一君】 早川教育長。

○教育長【早川尚之君】 中村議員の教育委員選出の経緯についてのご質問なんです、今の質問される中で、問題点を問うという論点の中で、この質問がされ、そして教育長に答弁を求められたことに、正直困惑しております。

町長の答弁にありましたように、法にのっとり、私どもは選出されておまして、私がこの問題について答弁できる立場にはないというふうに思っております。

以上です。

○議長【谷口正一君】 中村一子議員。

○1番【中村一子君】 再質問します。

まず町長に対してですけれども、行政にとって都合のよい人が選任されるという可能性を含んでいるのではないかということをお話ししましたけれども、現行の選任方式では、中立性、独立性の確保が難しいという認識はおありでしょうか。

それから、教育委員会ですけれども、これについては、教育行政っていうのは自治体の長が責任を負い、教育委員会はそれを監視する役割を負うべきではないかということ、私は思っております。

監査委員は財務監査や行政監査を行い、教育委員会は教育行政を監視するべきで、この2つの行政委員会は自治体からの独立性が求められるというふうな考えを持っています。

町長にその点について、認識はおありかどうかお聞きします。

○議長【谷口正一君】 村町長。

○町長【村 隆一君】 中村議員の再質問にお答えをいたします。

監査委員の選出については、私はこの監査委員というのは大変重要な役割だということに思っております。その職務の重大性をかんがみ、当町の職員でなかった方で絶えず町政の現状に関心を持ち、常に公平、謙虚な心構えのある方ということで、私自らも各種団体の皆さんと相談をして選出させていただき、議会の皆さまにお諮りをしているものであります。

そういう中で、私は、平成15年だったと思いますが、この監査委員の兼務を議会事務局でしておりました。これでは監査という意味からして、やはり私はこれは独立性を持ってきちっとやるべきだ。私が民間におりましたときに、営業というものはその日のいろんな売り上げ、そういうことによって一つ一つ反省をしてやっていく、私、行政も一緒だと、こういう考え方を持っております。その人には、やはりこのなる人には責任があって、もう一つは監査に本当にいろんな知識を持っておられる、そういうことを中心に選んでおります。私自ら各種団体の皆さんと色々な方と相談をし、また自分の目で見て、私は監査委員を選び、また議会の皆さま方にお諮りをしている、こういう状況でございます。

教育委員の選出については、地域性を考慮し、津幡中学校区および津幡南中学校区それぞれのバランスを基本として選出させていただき、議会の皆さま方にお諮りをしているものでございます。

以上でございます。

○議長【谷口正一君】 中村一子議員。

○1番【中村一子君】 それでは、監査実施体制についてご質問いたします。

2003年に先ほど町長がおっしゃったように、

町監査委員事務局が設置されました。2人の事務局職員が常勤しています。

地方自治法では、その職員の任命および免職については、代表監査委員が行うとされています。このことは監査委員会には自治体からの独立性が求められており、より中立的な立場で監査を行うということが監査委員事務局にも求められているということだと思います。

事務局職員の選任、配属は、本町ではどのようになされていますか。

また、現在の事務局の人員体制で、監査委員が十分に監査できていますか。

そして、2人の監査委員のうち、1名は議員から選ばれていますが、その意義、理由は何ですか。議員が監査委員になることに対し、私は問題があると考えますが、この点について町長の見解をお聞きします。

○議長【谷口正一君】 村町長。

○町長【村 隆一君】 中村議員の監査実施体制は十分かについてのご質問にお答えをいたします。

まず、監査委員事務局の職員の選任、配属についてですが、町長部局から出向という形ではありますが、先ほど申し上げました専門性も配慮し、適正な人員を配置しているものと思っております。

次に、監査委員事務局職員の現在の人員体制で、代表監査委員が十分に監査できるのかということについてですが、当町では平成15年度、それまで議会事務局で兼務しておりました監査委員事務を独立させ、専任職員を配置をいたしました。そして、専門研修等を通じ、専門知識の習得に努めております。

また、県内の9町の中で専任職員を配置している町は、当町と野々市町だけであり、同規模の団体の中では、私は十分に人員が配置をされていると、このように思っております。

また、監査委員の職員にはいろいろな職場をきちっと回っていただいて、いろんな問題点を

取り上げていただく仕事もしていただいております。そういうことが日ごろ切磋琢磨され、私はこの監査委員の役目を務められるんじゃないかと、こういうような思いをいたしております。

次に、監査委員2人のうち1人が議員から選ばれているが、その意義、理由は何かという質問にお答えをいたします。

国の地方制度調査会等においてさまざまな議論がされておりますが、当町としては、当然のことながら現行法令を遵守しているのであり、現在も適切な監査が実施されていると私自身、確信をもって思っております。

○議長【谷口正一君】 中村一子議員。

○1番【中村一子君】 再質問します。

まず、職員の選任、配属についてですが、地方自治法では、任命、免職については代表監査委員が行うとされていますが、ここでは実際は町長がされていると理解してよろしいのでしょうか。

それと第2点ですが、議員の選任についてですけれども、私は問題があると言った理由の一つは、議員は必ずしも財務の専門家ではありません。監査する立場としての専門性に欠けるのではないかと思っております。もちろん議員によっては有能な方もいらっしゃるでしょうが、その専門性という意味では、議員には少し問題があると考えております。

それから2つ目の理由は、議員は監査委員として決算審査等の報告書を議会で審査するという立場にあると同時に、決算報告書を作成するという立場にも立ちます。同じ議員がこの2つの立場をあわせ持つということに疑問を持ちます。

それから、3つ目の理由としては、議員の選任が議員による多数決で決定されます。議会の多数派から選出されることが圧倒的に多く、このような場合、議員選出委員が中立的な立場を保持できるか、独立性が保てるかという問題があります。

4つ目の理由としては、議員は地方公共団体の内部にあるものであり、その監査が形式的になりがちではないかということです。

そして、5つ目の理由としては、監査結果の報告と意見についての決定は、監査委員の合議によるとされており、全監査委員の意見が一致することが必要とされています。本町の監査委員は2人です。議員に関する監査が必要な場合は、議員選出委員は監査することはできませんから、監査を1人でしなければならなくなりますが、制度上では、監査は合意に基づいて決定されることになっていますから矛盾があります。このことについて町長はどう考えられますか。

詰めて言えば、行政内の一部門として、監査事務局があることに監査の独立性が保たれるかどうか。それについて監査実施体制は十分だと言えるのでしょうか。

お願いします。

○議長【谷口正一君】 村町長。

○町長【村 隆一君】 中村議員の第1番目の質問でございますが、代表監査委員が選任をしております。

それと議員の選任ということでございますが、私は議員の皆さん方は、やはりきちっとして町民の皆さま方から選ばれた方でございます。そういう中で監査をしていただく、こういうことは私は大切なことだというふうに思っております。

以上でございます。

○議長【谷口正一君】 中村一子議員。

○1番【中村一子君】 私としては、今までの答弁を聞く限りでは、監査委員に独立性、中立的立場が持たれているとは、なかなか考えにくいのではないかと考えています。

監査委員は、町長が議会の同意を得て選任していると最初に述べましたが、このような監査委員制度は、内部監査として位置づけられるのが実態です。内部監査では、公正で合理的、効

率的な行政運営を保障することは難しく、住民の立場に立った監査も期待できません。

そこで、外部監査を導入する考えはないかをお聞きます。

個別外部監査については、現行では各地方公共団体の条例により、任意に導入することができますとされています。麻生政権下で内閣諮問の第29次地方制度調査会が、ことし6月内閣府に提出した「今後の基礎自治体及び監査・議会制度のあり方に関する答申」によれば、条例制定がなければ外部監査を導入できないことに関して、条例が制定されなくとも外部監査の導入を認めることが適当であり、監査機能の充実の観点から幅広く活用されることを、そういった内容のことを提言しております。外部監査を導入すべきではないでしょうか、町長に答弁を求めます。

○議長【谷口正一君】 村町長。

○町長【村 隆一君】 中村議員の外部監査を導入する考え方はないかということでございます。

その前に、次のことについて、中村議員に確認をさせていただきます。

個別外部監査制度の導入については、地方自治法第252条の39第1項に規定をされており条例の制定が必要であります。しかし、中村議員の引用された第29次地方制度調査会の答申は、この制度を導入する前提として条例の制定を不要とすることを求めています。

中村議員のご質問は、個別外部監査制度の導入のための条例制定を求めているものなのでしょうか。それとも、地方制度調査会の答申を尊重して、現行法令の改正を国に求めるのでしょうか。どちらであるかお答えをいただきたいと思っております。

もう一度申し上げます。条例制定を求める場合、法改正の場合、どちらでございましょうか。

○議長【谷口正一君】 中村一子議員。

○1番【中村一子君】 私の考えとしては、外

部監査を導入したいと思っております。なので条例をつくっていただいても結構です。条例がないのであるならば、その答申に基づいて、幅広く活用されるこの外部監査を、幅広く活用されるということを望んでおります。そういう考えはあるかないかということです。

○議長【谷口正一君】 村町長。

○町長【村 隆一君】 それでは、質問の私の答弁をいたします。

条例制定を求める場合、個別外部監査制度の導入については、地方自治法第252条の39第1項に規定されているとおり、条例の制定が必要であります。

個別外部監査制度につきましては、現時点では条例制定する予定はございません。その理由といたしましては、個別外部監査契約に必要とする監査人への高額な報酬や監査報告書の内容に基づき指摘事項等を実施をした場合においても、費用対効果が容易に期待できないこと等があげられます。県内においても独自に条例を制定している町はございません。

しかしながら、本町においては過去に大規模な工事における監査では、外部からの監査専門機関から派遣された検査員とともに監査を実施した実績もありますので、今後においても必要と思われるものについては、その都度対応していきたい考えでおります。

また、本町の監査委員による監査は、年間の監査計画のみならず、住民監査請求等にも対応していただいております。その機能や実績において、外部監査によらずとも十分に責務を果たしていただける、このように確信をいたしております。

法改正の場合は、国の唯一の立法機関である国会の今後の動向を見守り、法令を遵守してまいります。このように思っております。

○議長【谷口正一君】 中村一子議員。

○1番【中村一子君】 先ほど町長は、「県内にはこの外部監査を取り入れているところはない」ということをおっしゃられましたが、金沢

市はもちろん取り入れています。これはそういう義務がある。義務化されているわけですが、小松市は小松市外部監査契約に基づく監査に関する条例というのをもっております。これは1999年につくられたもので、内容的にはこの外部監査を、個別外部監査を取り入れるための条例になっております。このことについてはご存じだったのでしょうか。

それと現在の状況を言いますと、2007年度の財務省の個別監査に関するどれぐらい導入されているかという情報ですが、市区町村、いわゆる義務化されていない自治体ですが、2007年度末現在では59団体あるということです。

町長、質問しますのでお願いします。

○議長【谷口正一君】 村町長。

○町長【村 隆一君】 中村議員にお答えをいたします。

先ほど申し上げたのは、私は町のことを申し上げております。市とは申し上げておりません。そのところを間違えないように、お願いをしたいと思います。

以上でございます。

○議長【谷口正一君】 中村一子議員。

○1番【中村一子君】 この市というのは確かにあれなんです、義務化されてるところと義務化されていない市があるんですね。

○議長【谷口正一君】 はい、質問は。

○1番【中村一子君】 いや、これは質問じゃないです。

小松市の場合は、これ義務化されていない市、市区町村にあたると思うんです。もし間違っていたらごめんなさい。このことは私、確認させていただきますが、小松市は義務化されていない市区町村だと思いますので、よろしく願います。

次にですが、外部監査を導入することで、次の質問に移ります。

住民監査請求の監査報告書のホームページ公開をということで質問いたします。

監査に関しては、報告書の公表が義務づけられています。町は、住民監査請求による監査結果、報告書をどのように公表していますか。ホームページでも公表することを望みます。

これは、事務局長に答弁をお願いします。

○議長【谷口正一君】 大坂監査委員事務局長。

○監査委員事務局長【大坂 茂君】 中村議員のご質問にお答えいたします。

私、代表監査委員より辞令をいただき、日々適正な監査に努めるべく監査委員を補佐している事務局長の大坂と申します。

まず、住民監査請求による監査結果、報告書をどのように公表しているかという質問にお答えいたします。

住民監査請求による監査とは、監査委員が地方自治法第242条の規定に基づき実施する監査であります。ちょっとくどいですが中身を確認させていただきますと「普通地方公共団体の住民は、当該普通地方公共団体の長若しくは委員会若しくは委員又は当該普通地方公共団体の職員について、違法若しくは不当な公金の支出、財産の取得、管理若しくは処分、契約の締結若しくは履行若しくは債務その他の義務の負担があると認めるとき、又は違法若しくは不当に公金の賦課若しくは徴収若しくは財産の管理を怠る事実があると認めるときは、これらを証する書面を添え、監査委員に対し、監査を請求する」ことができます。監査委員は、当該請求を受理した場合、請求があった日から60日以内に監査を行います。

その結果については、同条第4項に基づき、請求に理由がないと認めるときは、理由を付してその旨を書面により請求人に通知するとともに、これを公表し、請求に理由があると認めるときは、当該普通地方公共団体の議会、長その他の執行機関または職員に対し期間を示して必要な措置を講ずべきことを勧告するとともに、当該勧告の内容を請求人に通知し、かつ、これを公表しなければなりません。

監査結果、報告書の公表方法は、津幡町監査委員条例第8条の規定により、津幡町公告式条例に定める方法に準じて、公表の旨の前文、年月日および代表監査委員名を記入し、代表監査委員印を押した上で、監査結果報告書および監査請求書の写しを津幡町役場の前の掲示板に掲示する方法で住民へ周知しております。

次に、インターネットのホームページを用いた監査結果、報告書の公開についての質問にお答えいたします。

本町の監査委員事務局のホームページでは、現在、監査に関する新着情報のほか、監査委員や監査委員事務局の紹介、監査の種類や年間監査計画の説明、監査委員の関係法規の掲載を随時行っていますが、住民監査請求監査を含めた各種監査等の結果、報告書の公開は行っていません。

県内ではホームページを利用して監査結果を公表している自治体は、石川県のほか、市では金沢市、小松市、白山市、能美市のみであり、町では本町含めて公開している自治体はございません。また、全国の町村においても、監査結果の公開方法は、掲示板によるものがほとんどであり、ホームページを利用して公開している自治体は極めて少数となっております。

このような状況でありますので、本町におけるホームページを用いた監査結果、報告書の公開につきましては、今後の検討課題とさせていただきますので、よろしく願いいたします。

以上、終わります。

○議長【谷口正一君】 中村一子議員。

○1番【中村一子君】 まず、再質問させていただきます。

役場の前の掲示板に掲示されているということですが、何日ぐらい掲示されているのか。それから、その内容をばらばらと見ることができるといふような、どういう形になっているのか、もっと具体的に分かりやすくご説明ください。

それと、ホームページのことですけれども、ホームページで実際に情報公開しているところがあります。例えば長野県の小布施町、ここは人口が1万1,478人、世帯数3,500世帯余りの小さな町です。ここの町のホームページを開きますと、1ページ目に住民監査請求という項目があります。そこをクリックしますと、請求内容の要旨、監査の実施内容、請求人の意見陳述や町当局の意見陳述、それから請求に対する結論、判断理由等に対することが公表されております。もちろん金沢市のホームページでも、定期監査、行政監査、財政援助団体等監査、決算審査・健全化判断比率等審査、監査結果に係る措置通知、住民監査請求の6項目があり、これもすべて公開されております。

ぜひ、この公開について積極的に取り組んでほしいと思います。

先ほどの質問をよろしくお願いします。

○議長【谷口正一君】 大坂監査委員事務局長。

○監査委員事務局長【大坂 茂君】 中村議員の再質問にお答えします。

掲示板では、町のほうの掲示物がたくさんある場合によりましてでも、最低2週間は掲示してございまして、ガラス戸を開けますと自由に閲覧できるようになっております。

それと今指摘の確かにすぐれた自治体はございますが、現在日本では989の町村がございまして、そのうちでおっしゃるとおり住民監査請求のみならず一般の監査業務の結果を知らせているところは35自治体ございまして、まだまだ4パーセントに満たない数字でございまして、ご意見、もちろん尊重はさせていただきますけれども、先ほどのとおり今後の課題とさせていただきますので、よろしくご理解をお願いいたします。

○議長【谷口正一君】 中村一子議員。

○1番【中村一子君】 実は、私も一度掲示板をなんだろうと思って見たことがありましたら、この紙がですね、こう曲がっちゃってよく見る

ことができなかつたり、こういう掲示の仕方はあるのだろうか。ほかに方法を、ほかのやり方で公表されているのかということをお聞きしたのでお聞きしました。この掲示、役場の前の提示だけで終わってるということですね。はい、了解しました。

それでは、民主党政権によってなされた事業仕分けは、国民の目をくぎづけにし、知られざる国の仕組みのあり方が国民にも公開されるようになってきたことに、大きな意義を私は感じております。監査委員は、事業が住民サービスにかなったものか、あるいは必要最小限で最高の効果を上げているかなどの監査をするのも大きな仕事です。今後は、行政監査を行い、事業仕分けにも倣って無駄な事業はないかなど、チェックされることを望みます。そのためには、監査委員会が独立性を保ち、中立的立場にあることが重要であると思います。

続いて、親を支えるための子育て支援についてということで質問させていただきます。

子育て支援というと、どんなことが思い起こされるでしょうか。金銭的な支援、民主党がマニフェストに掲げる子ども手当がそうですね。また、児童センターや図書館での本の読み聞かせや紙芝居などの親子の集いもそうですね。放課後教室や学童保育も子育て支援の一環です。

でも、今回、子育て支援に関して私が質問したいと思うことは、子育て支援の最も根源的な対象は、実は親であり、親をどう支援していくかという課題に即して、子育て支援に関する質問をさせていただきたいと思います。

11月の児童虐待防止推進月間にあわせ、児童虐待防止のシンボルマークであるオレンジリボンのネオンサインが、約100万円をかけて町はシグナス前に設置しました。今、国を挙げて取り組まれている問題が、児童虐待対策ということではなかろうかと思えます。

児童相談所への相談、虐待の昨年の相談件数は、全国では4万2,664件、県内では348件あり、

10年前に比べると全国では6.2倍、県内では8.4倍に激増しました。これは児童相談所への相談件数だけですから、それ以外に市町村の児童相談窓口や子育て支援センターなどで解決された事例や相談されないままの虐待も考えれば、実際の児童虐待はこれよりはるかに多いのは明らかです。

県の昨年のデータによると、虐待を受けている児童数の内訳については、就学前、小学生、中学生ともすべて5年前と比較して2倍以上に増加。特に、3歳から就学前の年齢に当たる保育園児、幼稚園児に対する虐待が割合として多い。虐待の内容は、多い順で身体的虐待、育児放棄、心理的虐待の順番で、どれも倍増しています。実の父母による虐待が全体の9割以上を占めています。

津幡町の町民児童課には、11月現在、児童虐待に関する未解決の事例が30件余り寄せられているということです。町の福祉協議会が運営する親子サロンへの育児相談は昨年の1年間で2,500件余りに上り、相談内容は人間関係やストレス、病気、家庭関係、障害、保育園・幼稚園に関するもの、子育てサポートセンターに関する相談が多いということです。津幡町に至っても、問題は深刻であると思われます。

さて、虐待が起きる家庭状況はどうかというと、全国の統計では、虐待の要因とされる家庭の状況は、経済的困窮や虐待者の心身の状態、あるいはひとり親家庭、夫婦間の不和などがあります。

経済的困窮という点では、ことし金沢大学の大学祭で講演した反貧困ネットワークの事務局長 湯浅 誠氏によると、15.7パーセントと推定される貧困率について「家族がかろうじて支えている状態が多い、そういう人が多い。餓死寸前やホームレスの状態でなくても、外に見えない貧困がある」と指摘していました。経済的な困窮が家庭内に与える影響は、児童虐待のみならず、不登校、ひきこもりなどの大きな要因

になるとも思われます。

また、虐待の大きな要因として、子育ての現場が昔と比べて大きく変化していることが挙げられるという専門家の意見にも耳を傾けなければなりません。核家族化が進む中、乳幼児に接する体験がないまま親になる。子どもになれていなくて、泣き声などに神経質になる。あるいは、子育てに関して相談できるような家族や近所の人たちがいなくて孤立し、ひとりで育児不安や悩みを抱え込んでしまう。このような親たちがふえているということです。

また、子育て支援の現場では、親本人の状況をよく知らない中、「子どもを抱きしめてあげて」と親を指導する言葉がかえって親を追い込み、親としての自信を失わせ、子どもへの虐待につながる場合もあるそうで、このことは支援者はまず相手の立場に立って考え、決して意見を押しつけるような支援者であってはならないことだと思います。

子を前にした親の戸惑いに対して、親育てとどうか、親を支援していく取り組みが必要だと思います。孤立し、ひとりで悩んでいる親たちに、どう対応していったらいいか。相談窓口としての役割だけでなく、親子が楽しく時を過ごせるような地域の人たちが集う居場所づくりをもっとつくれませんか。さまざまな理由から、我が子を虐待してしまう親の苦しみに向き合うには、まだまだ受け皿が足りません。子育て支援は親支援、親育てという視点を持ち、虐待している親を責めるのではなく、また教諭すのでもなく、互いに学び合い、人と人が結び合うことから、親が自分への自信を取り戻していくことが大切であり、そのことを支援していく姿勢が子育て支援に求められるのではないのでしょうか。

子育て支援に対しての町の取り組みと今後の課題、少し重複しますが相談窓口の体制は十分か、その相談窓口支援がしっかりしているか、それから最後に、虐待を受けたと見られる子ども

もに対してはどのように対応しているか、町長に答弁をお願いします。

○議長【谷口正一君】 村町長。

○町長【村 隆一君】 中村議員の親を支えるための子育て支援についてのご質問にお答えをいたします。

今、地域で生活するすべての子育て家庭に支援が求められていることから、保育園を開放し、同年齢の子を持つ親とかかわったり、先輩ママと交流をしたり、また、育児教室や子育て講話に参加できる場の提供やマイ保育園制度を推進して一時的に乳幼児を預かる一時預かり事業などの取り組みを行っております。

また、各保育園において、子育てコーディネーターを配置し、保育園に入園されていない乳幼児への子育てプランも作成し、育児不安を抱える保護者に子どもとのかかわり方や遊びなど、一人一人の子どもや保護者の状況に応じて具体的な行動見本などを掲示し、子どもとどう接すればよいか保護者自身が身につくように努めております。

なお、児童虐待の相談件数は、11月現在で31件であります。今後の課題については、保育園や支援センターを広く住民に周知をし、利用していただけるよう工夫をしていきたい、このように思っております。

相談窓口、相談体制等のことでございますが、子育て支援センター3か所、児童センター、親子サロンならびに各保育園でも相談を受け付けており、体制は整っていると思っておりますが、親子サロンでの相談が増加していることから、私とすれば職員の勤務日数等の検討が必要ではないかと、このように考えております。

次に、虐待を受けていると思われる児童への対応については、先ほど町民児童課長が角井議員にお答えをしたとおりであります。

最後に、居場所づくりの場の増設については、平成22年度から新たに民間の運営となる住吉保育園で支援センターが開設される予定になって

おり、さらなる充実が図られるものと期待をいたしております。

大変重要な問題でございます。真剣に取り組んでまいりたい、このように思っております。

○議長【谷口正一君】 中村一子議員。

○1番【中村一子君】 はい、確かに相談窓口の現場なんですけど、人が足らずにパートで対応していたり、そのパートが時間が延長しちゃってもその後の分はちょっとお金でないけど、あと1時間頑張るといような感じで、ボランティアで活動していらっしゃる方もいらっしゃいます。相談窓口の充実をお願いしたいと思えます。

それで、今ある施設を利用、活用をするということについて、再質問させていただきたいと思えます。

シグナスの児童センターありますね。そこはまだまだできることがあるんじゃないかなと思っております。というのは、現在、児童センターは、バドミントンや卓球教室、工作教室、ちびっ子サロンなど、子どもの居場所づくりという役割が大きい。でも、子どもが遊んでいる間に親が学ぶ子育ての場、あるいは「育児に困ったら」というテーマでお話を聞く会などを設けて親同士が情報交換できる場、親が学んで親が育つ場所、親の居場所づくりができないだろうか。3歳から就学前の年齢にあたる保育園児や幼稚園児に対する虐待の割合が多いということをお先ほど言いましたけれども、特に未就学前の親への支援、親育て支援という意味では、児童センターにはまだまだできるがあると思えます。

この点について、町長どう思われますか。お願いします。

○議長【谷口正一君】 村町長。

○町長【村 隆一君】 中村議員のその部門に関しまして、実際担当をいたしております町民福祉部長からお答えをさせていただきます。

○議長【谷口正一君】 焼田町民福祉部長。

○町民福祉部長【焼田新一君】 中村議員の再

質問でございますけども、児童センターのほうでの相談、いろいろな相談ということでございます。

今後、児童センターにあります運営委員会等でも協議、検討させていただきまして、どのようにやっていくかということも、今現在行っている制度の中にどういうふうに溶け込ませていけばいいかということも含めまして検討させていただきますので、よろしくお願ひいたします。

○議長【谷口正一君】 中村一子議員。

○1番【中村一子君】 それでは最後に、親支援のための子育て支援という話なんですけども、親が自分の人生を積極的に生きる、そんな親を見て子どもは希望や夢を持てます。虐待は悲しみの連鎖であり、虐待は虐待の連鎖を生みます。児童虐待に見られるようなだれ一人幸せになることのない状況に対して、本気で取り組んでほしいと思います。

最後の質問です。ボートピアに関する質問です。

ボートピアの売り上げ減少に関する事等についてということで、先ほど塩谷議員、前田議員が質問されたことと若干重複する点もありますが、よろしくお願ひします。

ボートピアの多くは、年々売り上げが減少しています。青森県南部町のボートピアなんぶは、売り上げ当初1.2パーセントだったのが、今は0.5パーセントへと下げられています。この南部町でボートピア交付金の歳入歳出は、昨年、ことしと2年続けて580万円です。ボートピアによって南部町に入るお金が、今は年間580万円しか見込まれていないということです。

先月、私が広報特別委員会の研修で行った宮城県黒川郡大郷町にボートピアがありました。前町長が誘致に意欲的だったそうです。そこでも売り上げの当初1.5パーセントと約束されていた環境整備費は、今は0.8パーセントへと下げられているということです。また、秋田県のボートピア河辺は、当初1.2パーセントだった

交付金は、売り上げの0.3パーセントに下げられています。

津幡町に入るという環境整備費は、みどり市との行政間協定によって、売り上げの1パーセントだといいますが、約束は守られるのですか。1パーセントがずっと守り続けられるのか。売り上げが減ったので0.5パーセント、あるいはもっと下がっていけば、町長がいう町の財政難に対し、いかほどの貢献がボートピアにできるのか大いに疑問を持つからこそ、1パーセントとの約束が守れなければ、その時点でボートピアをやめさせるということ、町長はグッドワンにも、みどり市にも、津幡町民にも約束できますか。

次の質問です。

ボートピアはグッドワン、株式会社グッドワンに民間委託されます。民間委託されるボートピアについて、町長の今の見解を問います。

次の質問です。

ボートピア予定地の周辺の道路が整備されているようで「あれはボートピアへ行く道か」と町民に聞かれました。森林公園を通る町道の庄能瀬線のことかと思われます。この町道は2000年度に着工され、全長2.4キロメートルの道路計画で、ことしで10年目を迎え、現在約11億3,700万円をかけて1キロメートルが完成していると聞いています。どんな目的があるのか。10年かけて半分にも満たない町道の必要性に疑問を持ちますが、この道はボートピアと何か関係のある道なのですか。

また、実際にボートピア予定地の周辺が整備されているという事実があるのでしょうか。

次、最後の、現在の進捗状況についての質問です。

9月以降にみどり市、あるいはグッドワン、あるいはボートピアに関するほかの何かと接触しましたか。あるとすればどのようなことですか。

町長に分かりやすく答弁をお願いします。

○議長【谷口正一君】 村町長。

○町長【村 隆一君】 中村議員のボートピアの売り上げ減少に関する事等についてのご質問にお答えをいたします。

まず、環境整備費の売り上げ1パーセントの約束はずっと守り続けられるのかということでございますが、先ほど前田議員のご質問にもお答えをいたしました。協定書の内容について遵守されるものと考えております。

次に、民間経営するボートピアは、公営ギャンブルと言えるのか、民間委託されるボートピアについての見解はどのことですが、施行者ではないので答える立場にありませんが、公営競技であると思っております。

次に、庄能瀬線がボートピアと関係のある道かとのことですが、庄能瀬線はボートピアの計画以前から計画されているものであります。

次に、実際にボートピア予定地の周辺が整備されている事実はあるのかとのことですが、そういう事実はありません。

次に、9月以降にみどり市、グッドワンあるいはボートピアに関するほかの何かと接触したかとのことですが、私は接触をいたしておりません。

以上でございます。

○議長【谷口正一君】 中村一子議員。

○1番【中村一子君】 再質問をお願いします。

町長は接触されていないということですが、町としては何かそういったことがあるのかどうかということをお聞きしたいと思います。

それと2点目なんです、大体津幡町は年間120億から130億の歳入歳出規模であります。その、それだけの規模の津幡町は、もしもボートピアなんぶのように年間580万円の収入を期待するということになるのであれば、そうまでしてボートピアをつくるということにどんな意義があるのか、そのことについてお伺いします。

○議長【谷口正一君】 村町長。

○町長【村 隆一君】 その2点につきましては、総務部長から答弁をいたします。

○議長【谷口正一君】 坂本総務部長。

○総務部長【坂本 守君】 まず、1点目ですね。

グッドワン、民間のグッドワンもしくは関係者と町長は会っていないということなんですが、町としては何か接触したかということですが、11月初旬に私がグッドワンの社長とお会いする機会がございました。これは先に申しおきますが、表敬訪問とかということではなくて、お会いする機会があつて会っただけでございます。これ何回も言いますけども、表敬訪問と言われても何か変なふうに理解、誤解される場合がありますので、ここは公式の場でございますので、私は責任を持って、お会いする機会があつたということは、つまりお互いに決めて、要件を決めて会つたものではないということでございます。

もう一つ、ボートピアなんぶの環境整備費交付金というものについてでございますが、これは従来からも申しておりますが、ボートピアなんぶのみを参考に、私どもは町長の命を受けて視察をしてきたわけではございません。それ以外に、先ほど前田議員さんの質問でもございましたが、ボートピア川崎も見てまいりました。それからミニボートピア滝野も行っております。私は、総務常任委員会の皆さんとボートピア勝山、福岡県も行っております。そして、議員の皆さんは全員でボートピア玉川も行ってらっしゃいますし、それぞれ常任委員会で行って、先ほども中村議員さんがおっしゃったところも行っております。ボートピアなんぶのみをどうだというようなことについては、私のほうからは、だからそれはどうかということについては、答弁は差し控えます。

以上でございます。

○議長【谷口正一君】 中村一子議員。

○1番【中村一子君】 再質問します。

11月初めというのはいつかということ。グッドワンの社長とお会いになったということですが、それはどのような状況の中で突然いらしたのか、そういった具体的な内容。それとどんな用事できたのか、それとも全く用事がなくぼつんとおいでたのか。もし、用事があるのであれば、どういう用事であったのか、そのようなことについて坂本総務部長はおひとりでお会いになったのか、それともほかの方もいらしていたのか。それ1回限りだったのかということについて、もっと詳しく状況をお願いします。

○議長【谷口正一君】 坂本総務部長。

○総務部長【坂本 守君】 先ほどもちょっと説明したように、示し合わせて会ったわけではありませんので「あなた何しに来たんですか」というようなことも私は聞いておりません。それだけでございます。

以上です。

○議長【谷口正一君】 中村一子議員。

○1番【中村一子君】 これちょっとあの答弁になってないと思うので、要するに会っただけというのは、こんにちっては会っただけという、本当にそういうことだけなのか、そのことについてお聞きしているわけで、会っただけって言われても、話しても会っただけだし、その辺のこと……。

○議長【谷口正一君】 はい、一般質問を終わります。

○1番【中村一子君】 はい、分かりました。

それでは、私の一般質問を終わらせていただきます。

○議長【谷口正一君】 以上で1番 中村一子議員の一般質問を終わります。

次に、9番 道下政博議員。

○9番【道下政博君】 9番 道下政博です。

私の方からは、5点について質問をさせていただきます。

最初の質問でございますが、肺炎球菌ワクチン接種に町の助成をということで、質問をさせ

ていただきます。

当町では、新型インフルエンザ警報はすでに発令されております。感染への注意、喚起がされている状況でございます。

11月11日付の産経新聞社のゆうゆうLifeの佐藤好美さんの記事に「秋の新型インフルエンザ大流行の前に高齢者は接種を」とあり、「肺炎球菌ワクチンがにわかに注目を浴びている」とありました。「高齢者はインフルエンザにかかると肺炎を併発しやすく、死亡率も高い。新型インフルエンザでも構図は同じと見られるからだ。高齢者の肺炎死亡者を減らそうと、ワクチン接種に公費助成をする自治体からは入院患者の減少で医療費削減につながったとの報告も出ている」との記事が目を引きました。今回、一般質問をするきっかけとなったわけでございます。

長野県波田町は、松本市に隣接する人口1万5,000人の町で、3年前肺炎球菌ワクチン公費助成を始めた。当時、町に公費助成を働きかけた波田総合病院の清水幹夫救急総合診療科長は「ワクチンの成果を身にしみて感じています。ワクチンへの公費助成を始める前は、冬季の入院ベッドはインフルエンザから肺炎を併発した高齢者でいっぱい、町立病院なのに救急患者をよそに搬送しなければならない状況でありました。このままでは、救急医療が立ち行かなくなる」と思い、その後町と協議し、肺炎が重症化しやすく長期入院が急激にふえる75歳以上を対象に、肺炎球菌ワクチンの接種に2,000円の助成を始めました。町民の自己負担額は4,000円となり、現在70代後半の接種率は54パーセントに上っているそうです。

町の規模が小さいだけに数字にするのは難しいですが、「ターゲット層の75歳から79歳では、肺炎入院患者がほぼ3分の1になり、目に見える効果も大きく、冬季に満床だったベッドに空きができるようになり、重症患者を断らないで済むようになった」との報告もありました。

また、医療費抑制効果もあった。清水科長は、肺炎患者の入院減で、医療費は昨年度2,600万円減ったと推計している。これに対して、町がワクチン助成にかけた費用は、累計で約160万円。清水科長は「浮いた分を80歳以上のさらに重症化しやすい患者の治療に回すことができる」と喜んでいるとのことである。

また、北海道せたな町で、平成13年に肺炎球菌ワクチンの公費助成に踏み切った医師、村上智彦さんは「公費助成前、町の老人医療費は全国トップだったが、肺炎球菌ワクチン接種で818位まで下がった実績があります。ワクチンは、住民に予防医療の重要性を認識してもらう道具であり、健康への意識が高くなれば、医療費は減る」と話しているそうです。

河北中央病院でのこれまでの肺炎球菌ワクチンの接種人数は、年間で1、2名と聞いており、この結果に大変驚かされましたが、これが実態でございます。ただ、民間の医療機関での実態は把握しておりませんので、津幡町での正確な比率は分かりませんが、この結果から普及が進んでいない原因を考えてみますと、1番目には、この肺炎球菌ワクチンの効果についての情報や話題が少ないこと。

2番目には、河北中央病院では、接種料金が7,350円と高価なこと。

3番目には、接種前に予約が必要なこと。

以上、3つが考えられます。

現在、全国でも肺炎球菌ワクチンの接種率は、4から5パーセントしかない状況とのことあります。

肺炎は、がん、心臓病、脳血管疾患に次ぎ、死因の4位で、高齢者ほど死亡率が高く、その原因となる病原体で特に頻度が高く、重症化しやすいのが肺炎球菌であります。肺炎球菌ワクチンを接種すると、効果は5年以上持続し、インフルエンザワクチンとの併用で肺炎の死亡リスクは約8割減るとされているとのことあります。

今回、町として新型インフルエンザワクチンの接種助成事業、2回接種者の一部助成に踏み切る決断をされたことは、大変すばらしいことと思います。大いに賛同をしたいと思いますとともに、今回私からは、高齢者や慢性の呼吸器疾患ならびに慢性心疾患、糖尿病の患者に、肺炎球菌ワクチンを接種すると、インフルエンザワクチンとの併用で、その8割近い方の命を守ることができることにつながると考えられる肺炎球菌ワクチン接種に町の助成をするべきであると提言したいと思います。

どうか厳しい経済状況下ではありますが、大変効果の高い肺炎球菌ワクチン接種にも助成を行うことを強く提言いたします。

町長より答弁をお願いいたします。

○議長【谷口正一君】 村町長。

○町長【村 隆一君】 道下議員の肺炎球菌ワクチン接種に町の助成をとのご質問にお答えをさせていただきます。

肺炎は、本町でも死因の第4位でございます。75歳以上の慢性呼吸器疾患ならびに慢性心疾患、糖尿病等の基礎疾患を持った方が肺炎にかかって亡くなっており、本町では、肺炎が原因で亡くなった人の割合は平成17年は8.8パーセント、平成18年は9.6パーセント、平成19年は12.2パーセントと死亡数の約1割となっております。

肺炎球菌ワクチン接種は、肺炎死亡リスクを低くしますが、肺炎のすべての原因菌が肺炎球菌によるものではなく、50パーセントが他の菌やウイルスによるものであると言われております。

日本における65歳以上の高齢者の接種率は、年々向上しているものの、いまだ5パーセントにすぎず、接種率が高まらない背景には、自己負担が大きいことやワクチンに対する社会全体の理解が不足していることなどの要因が挙げられており、石川県内では川北町に次いで白山市、内灘町が今年度から肺炎球菌ワクチン予防接種の助成制度を創設しております。

先ほど、私ども議案説明の際に申し上げました新型インフルエンザワクチンの第2回目の全額助成をさせていただきました。そういうことも含めて、本町における肺炎球菌ワクチンの接種の助成につきましては、他市町の動向、また医療費抑制効果が期待できるかを勘案しながら、財源等の確保も含めて検討課題とさせていただきます。前向きに検討してまいりたい、このように思っております。

以上でございます。

○9番【道下政博君】 よろしく願いいたします。

2番目の質問に移らせていただきます。

2番目の質問は、木曾義仲のゆるキャラ作成を提案をした意見でございます。

現在、議会でも木曾義仲NHK大河ドラマ誘致推進特別委員会を設けて、誘致に向けて視察や勉強会を開催しており、大変勉強になっておりますし、私個人の中では少しずつ盛り上がりが出てきている感がありますが、町民の意識や周辺での認知度はまだまだこれからという状況だと思います。

先日、小矢部市での勉強会の折に配付された誘致に向けたパンフレットには、木曾義仲のキャラクター漫画が載せられておりました。小矢部市は津幡町より随分早くに取り組みを進めており、もうすでに漫画キャラクターができ上がっている状況でした。そのとき小矢部市は随分先を行ってるなと思い、津幡町のおくれを痛感いたしました。

11月17日の北國新聞に「石川のゆるキャラふるさと応援」との記事が目に入りました。「県内の自治体や各種団体が生み出したゆるキャラが注目を集めている。

かほく四季まつりのマスコットキャラクター「にゃんたろう」は、デザインの二次利用を求める申請が相次ぎ、菓子や繊維製品などに活用されている。

国立能登青少年交流の家も利用促進へ独自の

キャラクター「ヒノビィ」を制作している。

能登鉄道のオリジナル人形、能登鉄道の制服を着たフィギュアも県内外から人気があり、関係者はゆるキャラブームに乗り、知名度向上や誘客に期待している」との内容でありました。

また、11月30日の新聞記事では「わくたまくん大人気」との記事がありました。「七尾市和倉温泉観光協会が12月に展開する温玉グルメ博覧会のキャラクター「わくたまくん」の携帯ストラップが女性観光客らの人気を集めている。温泉街の各旅館や商店街で今夏から販売を始めたところ、予想を上回る売れ行きで、ゆるキャラブームの中、関係者は「滋賀県彦根市の「ひこにゃん」のような人気キャラクターに育てたい」と期待を寄せている」とのこと。「携帯ストラップは7月当初1,000個を作成したが、旧盆前に完売。新たに2,000個をつくって、11月18日から販売を再開したところ1週間ほどで500個が売れたという。新たな商品開発も計画しており、和倉温泉のイメージキャラクターとして定着させ、さらなる誘客につなげたい」との内容でありました。

以上のように、各自自治体も知名度アップと誘客に知恵を絞っております。

津幡町としても、大河ドラマ誘致を見越して、いよいよこれから知名度アップが必要だと思います。そして、大河ドラマ誘致を一日も早く実現させるための機運づくりの一助として、1番目、木曾義仲のゆるキャラの作成を。2番目、観光地である倶利伽羅古戦場の周知を図るため、木曾義仲のゆるキャラを前面に押し出してPRしていくべきである。3番目、ゆるキャラ木曾義仲を観光物産として、キャラクターグッズの作成や名物菓子の製造、販売等に発展をさせていくこと。

以上のことを提案いたします。

また、通告はしておりませんが、公の名刺には「木曾義仲大河ドラマ誘致に向け頑張っています」とのアピールを入れることもよい

のではないかと思います。

どちらにしても今の時代に乗っかり、ゆるキャラの作成は大変重要であると考えますので、ぜひ実現をさせていただきたいと思っております。

村町長のお考えをお聞かせいただきたいと思っております。

○議長【谷口正一君】 村町長。

○町長【村 隆一君】 道下議員の町に木曾義仲のゆるキャラ作成をとのご質問にお答えをいたします。

初めに、谷口議長を先頭に道下議員を初め議員の皆さま方には、日ごろより県内外の木曾義仲ゆかりの地に関する自治体等への連携、要請活動など、大河ドラマ誘致推進に対しまして力強いご支援をいただいております。ご協力にまず感謝を申し上げたいと思っております。

さて、ご質問の「ゆるキャラ」とは、好感の持てるデザインが特徴とされる「ゆるいキャラクター」を略して、「ゆるキャラ」と表現しているものであります。

全国的にも自治体や各種団体が生み出した愛らしいマスコットが活躍いたしており、県内でも能登ふるさと博における「のとドン」やかほく市の「にゃんたろう」も各種のイベントに出演をいたしまして、そのイメージからさまざまなものにキャラクターとして利用され、PR効果や知名度向上に一翼を担って貢献をしていることは、私も認識をいたしているところでございます。

また、首都圏では、歴史に興味を持つ若い女性の武者衣装や時代の主人公がアニメチックに描かれたものが注目されており、そうしたPR手段も効果があるものと考えております。

隣接する小矢部市では、大河ドラマ誘致に向けた取り組みの中で、メルヘンの街おやべをPRする「メルギューくん」がTシャツやネクタイ、キーホルダーなどにデザインのひとつとして取り入れられ、木曾義仲ゆかりの地のPRをしております。

本町の各地区では、ゆかりの地めぐりや義仲に関する研修会などが開催をされており、中条公民館では、すでにPRグッズとして火牛の計を題材とした絵馬やコースターを自主的に作成され、機運の盛り上げにご協力をいただいているところでございます。

このような活動が町内に次々と展開されれば、目新しいアイデアも自然と生み出され、新鮮なPRとなるものと考えておりまして、さらなる活動の広がりを期待するものであります。

本町では、年度内にNHK本社に対しまして、大河ドラマ誘致の要望書を提出するため、津幡町大河ドラマ誘致推進協議会および実行委員会に、木曾義仲に関する調査、研究、取りまとめの活動をしていただいているところであります。

また、町民の方々には大河ドラマの誘致の理解と関心を持っていただくとともに、さらに機運を盛り上げるために、11月20日でしたが、シグナス内の町立図書館におきまして木曾義仲コーナーを設置させていただきました。

NHK本社に要望書を提出した次の段階といたしましては、石川県や県内関係市町との誘致協力を初めとするさまざまな対策や活動を、協議会、実行委員会を中心にして進めてまいりたい、このように思っております。

その中で、ご提案のようなゆるキャラ作成もあわせて検討をいたしまして、また町民の皆さんの活動の中からのアイデアも参考にし、斬新な方法により倶利伽羅古戦場の全国発信をしてまいりたい、このように思っております。

なお、ゆるキャラ作成の折には、デザイン案など専門的知識や興味をお持ちの方など協力いただきたいと思いますと思っております。

キャラクターグッズなど、観光物産につきましても、以前より「火牛の計せんべい」が販売されており、商業者の自主的な考案を期待するとともに、新商品の開発など、町商工会と連携をいたしまして、順次取り組んでまいりたいと、こういうふうにも思っておりますので、今後とも

ご理解、ご協力をお願いを申し上げたいと思います。

○議長【谷口正一君】 道下政博議員。

○9番【道下政博君】 続きまして、3番目の質問に移りたいと思います。

3番目の質問は、アダプトプログラム（里親制度）の導入をということで質問いたします。

アダプトプログラムとは、町民と行政が協働で進める新しいまち美化プログラムのことでございます。美化ですね。アダプト（adopt）とは英語で「何々を養子にする」の意味であります。一定区画の公共の場所を養子にみたと、町民が里親となって養子の美化、清掃を行い、行政がこれを支援します。町民と行政が互いの役割分担を定め、両者のパートナーシップのもとで美化を進めることであります。

日本では昨年12月までに導入事例350件以上あり、県内では金沢市、加賀市、羽咋市、野々市町、内灘町の5市町が導入しています。

そのうち野々市町では、このアダプトプログラム導入に加えて、建設業者の競争入札参加資格の経営事項審査結果の総合評定値に付与数値を加算できる方式をとっています。アダプトプログラムに積極的に取り組む建設会社に総合点数により等級の格付けが有利となるよう配慮がされています。他市町の取り組みとちょっと違ったおもしろい取り組みではないかと思い、紹介をさせていただきました。

ぜひ当町でも、アダプトプログラムの取り組みと野々市町方式の提案をさせていただきたいと思いますので、町長のお考えをお聞かせいただきたいと思います。

○議長【谷口正一君】 村町長。

○町長【村 隆一君】 道下議員のアダプトプログラム（里親制度）の導入をとのご質問にお答えをいたします。

近年、多様化する行政ニーズに対応するため、住民参画型のまちづくり手法や官民協働による地域社会活動が推進をされております。

津幡町では、津幡町公共土木施設愛護活動支援事業を実施しており、この事業を活用いたしまして現在45のボランティア団体により、道路や河川の清掃や道路植樹帯等における花卉の植栽をいただいているところでございます。

この活動は広く周知されており、生活環境の美化、向上が図られていることに深く感謝をいたしております。

道路、河川等の公共施設の美化活動について、町では引き続き、この公共土木施設愛護活動支援事業の活用を主体とすることを考えておりますが、企業による社会的責任として地域社会でボランティア活動を実施することも、大変有意義であると認識をいたしております。

いわゆるアダプトプログラムの導入については、企業の参加や活動区域の拡大をも含めて、新たな制度設定により実施をするのか、現制度の改定により制度拡充を図ることで対応できるのかを考えてまいりたいと、このように思っております。

なお、当町の入札においては、建設業法に基づく国土交通省および石川県が行う経営事項審査による総合評定値の客観点数を採用しております。アダプトプログラム等の主観点数の採用については、内容も含めて今後研究をしてまいりたいと、このように考えております。

○議長【谷口正一君】 道下政博議員。

○9番【道下政博君】 続きまして、4点目の質問に移ります。

（仮称）津幡北部公園の正式名称を公募で決めることを提案いたします。

まちづくり交付金事業の最終年が来年と目前に迫ってきました。政権交代が現実となり、国の予算の見直しのための事業仕分け作業の中に、このまちづくり交付金事業も見直しの案件の中に入ってしまったのではないかと思います。

今後の北部公園の進捗が急に心配な状況となってきておりますが、それはさておき、予定では来年度中には一部供用が実施されることとな

っていますが、いつまでも仮称という呼び名ではよくないのではないかと思います、提案をさせていただきます。

そこで、正式名称を決めるに当たっては、まちづくりに町民が直接参加するという意味においても、公募で決めるのが最善ではないかと思いい提案いたします。

町長のお考えをお聞かせいただきたいと思えます。

○議長【谷口正一君】 村町長。

○町長【村 隆一君】 (仮称)津幡北部公園の正式名称を公募でのご質問にお答えをいたします。

津幡北部公園につきましては、平成18年度よりまちづくり交付金事業の採択を受け、計画的に整備を進めているところでございますが、当初計画どおり来年度公園の一部を供用することができる予定となっております。

当初より住民参加型の公園整備を目指しまして、計画策定時点から地元関係者の皆さままで組織していただいておりますまちづくり委員会において、公園計画の立案から事業計画に至るまでワーキングを行い進めてまいりました。

ご質問の津幡北部公園の正式名称を公募により決定することにつきましては、町民から愛される、身近に感じる公園となるための一つの手法と考えますが、町といたしましては、これまで北部地区のまちづくりにご尽力をいただいておりますまちづくり委員会と協議をして、対応したいと存じますので、ご理解をお願いを申し上げます。

○議長【谷口正一君】 道下政博議員。

○9番【道下政博君】 委員会ということでございました。私もその委員の一人でございます。また、皆さんで相談をしていきたいというふうに思います。

それでは、最後5番目の質問に移りたいと思えます。

最後の質問は、津幡町公共施設電話番号一覧

の刷新配布を提案したい意見でございます。

現在使用している津幡町公共施設番号一覧は、こちらでございます。各家庭におありかと思えます。私もよく愛用させていただいております。

これは平成12年に作成したものです。我が家にあっては大変便利なものなので、なくさないように、大事に、大事に使用しておりました。下敷きとしても利用できて、大変便利なものだと思っております。その後、一部課名が変更になっているところもあり、また使い込んできて痛みも激しくなり、時々不便さを感じるが生じてきました。

これまでどおりの下敷き形式で、町民から見てより一層使いやすく刷新し、改めて全戸配布してもらえたらいいなと思いい提案をさせていただきます。財源が厳しいことを考えますと、例えば裏面には、広告、民間の企業の広告等を入れて、資金提供してもらうことも考えれば、少し楽になるのではないかと考えますので、ぜひ実現をしていただきたいと思えます。

町長の答弁をお願いいたします。

○議長【谷口正一君】 村町長。

○町長【村 隆一君】 道下議員の津幡町公共施設電話番号一覧の刷新配布をとのご質問にお答えをいたします。

町公共施設電話番号一覧は、町民の皆さんの利便性の向上を目的といたしまして、皆さまからの電話が代表電話を経由せず担当課に直接つながるダイヤルイン方式の採用を契機に、平成8年4月に初版を全戸に配布をいたしました。以後、市内局番が3桁化された平成9年6月と町役場組織の機構改革が行われた平成12年の4月にそれぞれ課名や内容に修正を加え、配布をしております。その後、町商工会青年部が4年に一度発行する「ミニページつばた」に町役場組織の課別電話番号の一覧に加えて、諸官庁電話番号案内として、保育園、学校、社会教育施設、体育・保養施設など、町公共施設電話番号一覧と同内容のものが掲載されていることから、

新たな発行を見合わせてまいりました。

現在、最後に配布した町公共施設電話番号一覧は平成12年4月現在のものであり、内容として当然古く、組織名称や所管業務が異なる部分があり、使用に当たっては、ご不便を大変おかけしております。町商工会の青年部発行の「ミニページつばた」は平成22年2月に発行が予定されておりますが、有償であることを踏まえると利用者は限定されるものと思われま

す。町といたしましては、最新情報をすでに町ホームページに登載しておりますが、町民の皆さまのより一層の利便性を考慮し、紙ベースで早急に最新の町公共施設電話番号一覧を作成して、総合案内などにご用意をいたしまして、希望される方にご利用いただきたいと思います。

また、先ほど道下議員から民間の広告をという話もございました。その点を含めて再検討をしてみたい、このように思っております。

○議長【谷口正一君】 道下政博議員。

○9番【道下政博君】 ぜひ、前向きなご検討をお願いしたいと思います。

以上、道下政博からの5点の一般質問を終了いたします。

ありがとうございました。

○議長【谷口正一君】 以上で9番 道下政博議員の一般質問を終わります。

これにて一般質問を終結いたします。

<閉 議>

○議長【谷口正一君】 以上で、本日の日程はすべて終了いたしました。

お諮りいたします。

委員会審査のため、12月3日から12月8日まで休会といたしたいと思

います。

これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長【谷口正一君】 異議なしと認めます。

したがって、12月3日から12月8日までは、

委員会審査のため休会とすることに決定しました。

次の本会議は、9日に開きます。

本日は、これにて散会いたします。

午後4時35分

平成21年12月9日(水)

○出席議員(18名)

議長	谷口正一	副議長	南田孝是
1番	中村一子	2番	森山時夫
3番	角井外喜雄	4番	酒井義光
5番	塩谷道子	6番	前田幸子
7番	多賀吉一	8番	向正則
9番	道下政博	10番	鈴木準一
13番	山崎太市	14番	洲崎正昭
15番	長谷川恵子	16番	河上孝夫
17番	谷下紀義	18番	中田健二

○欠席議員(0名)

○説明のため出席した者

町長	村隆一	副町長	矢田征夫
総務部長	坂本守	総務課長	長和義
企画財政課長	岡本昌広	監理課長	酒井菊次
税務課長	河上孝光	町民福祉部長	焼田新一
町民児童課長	瀧川嘉孝	保険年金課長	板坂要
健康福祉課長	東本栄三	環境安全課長	坂倉秀夫
産業建設部長	杉本満	産業経済課長	榭田和男
都市建設課長	川村善一	上下水道部長	林敏則
料金課長	北野力	上下水道課長	岡田一博
会計管理者	兼保純一	会計課長	大田新太郎
監査委員事務局長	大坂茂	消防長	高森良昭
消防次長	國本学	教育長	早川尚之
教育部長	藤本英幸	学校教育課長	宮川真一
生涯教育課長	太田和夫	河北中央病院事務長	村田善紀
河北中央病院事務課長	橋屋俊一		

○職務のため出席した事務局職員

議会事務局長	竹本信幸	議会事務局次長	竹田学
総務課長補佐	田中健一	行政係長	田中圭
企画財政課長補佐	納口達也		

○議事日程（第2号）

平成21年12月9日（水） 午後1時30分開議

- 日程第1 認定第1号 平成20年度津幡町一般会計決算の認定についてから
認定第14号 平成20年度津幡町水道事業会計決算の認定についてまで
(委員長報告・質疑・討論・採決)
- 日程第2 議案第78号 平成21年度津幡町一般会計補正予算（第5号）から
議案第90号 津幡町国民健康保険直営河北中央病院事業の設置等に関する条例の一部を改正する条例についてまで
請願第19号から請願第29号まで
(委員長報告・質疑・討論・採決)
- 日程第3 議会議案第10号 平成22年度予算の年内編成を求める意見書から
議会議案第17号 地域間格差を拡大する「地方移譲」に反対し、直轄継続と事業促進を求める意見書まで
(質疑・討論・採決)
- 日程第4 各常任委員会及び議会運営委員会の閉会中の継続調査について
(採決)

○議事日程（追加第1号）

- 日程第1 議会議案第18号 「核兵器のない世界」に向けた政府の責任を果たすことを求める意見書から
議会議案第21号 子どもたちの生命を守るため、ヒブワクチン及び肺炎球菌ワクチンへの公費助成、定期接種化を求める意見書まで
(質疑・討論・採決)

○本日の会議に付した事件

議事日程のとおり

午後 1 時30分

<開 議>

○議長【谷口正一君】 ただいまの出席議員は、18名であります。

よって、これより本日の会議を開きます。

<議事日程の報告>

○議長【谷口正一君】 本日の議事日程は、お手元に配付いたしましたので、ご了承願います。

<会議時間の延長>

○議長【谷口正一君】 なお、あらかじめ本日の会議時間の延長をしておきます。

<議案等上程>

○議長【谷口正一君】 日程第1 9月議会定例会より継続審査となっております、決算審査特別委員会における認定第1号 平成20年度津幡町一般会計ほか、認定第2号から認定第12号までの特別会計、認定第13号および認定第14号の事業会計のそれぞれ決算の認定についてを議題といたします。

<決算審査特別委員長報告>

○議長【谷口正一君】 これより本件に対する委員長の報告を求めます。

南田孝是決算審査特別委員長。

〔決算審査特別委員長 南田孝是君 登壇〕

○決算審査特別委員長【南田孝是君】 ただいま議題となりました平成20年度決算の認定につきまして、決算審査特別委員会における審査の経過および結果についてご報告いたします。

本特別委員会に付託された案件は、平成20年度津幡町一般会計決算のほか11特別会計決算および2事業会計決算の認定であり、先の9月議会定例会で付託され、閉会中も継続して審査することとされたものであります。

これら各会計決算の審査につきましては、去る10月20日から11月13日までにかけて委員会を

開催し、決算書、事項別明細書、主要な施策の成果、各種報告書および監査委員の審査意見書などにに基づき、関係当局から詳細な説明を聴取し、予算執行が適正かつ効率的に行われたかについて慎重に審査したところであります。

その結果、平成20年度の一般会計、国民健康保険特別会計、国民健康保険直営診療所事業特別会計、老人保健特別会計、後期高齢者医療特別会計、介護保険特別会計、簡易水道事業特別会計、公共下水道事業特別会計、農業集落排水事業特別会計、バス事業特別会計、ケーブルテレビ事業特別会計、河合谷財産区特別会計、国民健康保険直営河北中央病院事業会計、水道事業会計の決算については、いずれも全会一致をもって可と認め、本会議に送付するものであります。

なお、審査の過程におきまして、本町財政においてもサブプライム問題を発端としたアメリカ発の世界的な景気の悪化は依然その影を色濃く残しており、税収の増額は見込めず大変厳しい状況にある中、自主財源の確保はもとより、各種事務事業の計画、実行、評価、改善を継続的に行い、より質の高い事務事業の遂行、各施策の優先順位の選択に努めるとともに、政権交代に伴う国の動向を十分見極めながら財源の確保と効率的行政の運営を図るよう要望がありましたので、あわせてご報告し、決算審査特別委員会の委員長報告を終わります。

<決算審査特別委員長報告に対する質疑>

○議長【谷口正一君】 これより決算審査特別委員長に対する質疑に入ります。

ただいまの報告に対する質疑はありませんか。ありませんので、質疑を終結いたします。

<討 論>

○議長【谷口正一君】 これより討論に入ります。

討論はありませんか。

5番 塩谷道子議員。

○5番【塩谷道子君】 認定第1号 平成20年度一般会計決算のうち、2款1項14目 自衛官募集事務費、8款2項3目 町道庄能瀬線道路改良工事費、町道庄能瀬線道路改良事業費、10款5項8目 加茂遺跡広場整備事業費については認定できませんので、そのことについて反対意見を述べます。

まず初めに、自衛官募集事務費についての反対意見を述べます。

12月4日に、航空自衛隊の小松基地において、脚が出ないまま着陸したF15戦闘機の機体底部から出火し、消火活動が行われました。民間機と共有する滑走路が4時間にわたって、使用不能になったということは記憶に新しいところです。

また、12月5日付の北陸中日新聞「航空自衛隊の最近の主な事故・トラブル」という記事が出ていましたが、それによると次の事故が相次いでいます。全部で10件ありましたが、その中から4件についてご紹介しておきます。2007年10月31日、宮城県松島基地においてF2支援戦闘機が名古屋空港で炎上。2008年9月11日、築城基地（福岡県）でF15戦闘機が日本海に墜落。2009年11月25日、北海道の千歳基地、F15戦闘機からエンジン部品が落下。11月29日、築城基地の航空祭で、F15戦闘機から尾翼の一部が落下という記事が出ています。一つ間違えば大変な惨事になっていたと思いますが、これらの事故では幸いにも当事者に重軽傷者が出ただけということで済みました。また、以前にも潜水艦と漁船との衝突事故で、潜水艦の横暴ぶりがマスコミをにぎわしたこともありました。

国民を守ると言いながら、実際には国民に不安を強いている自衛隊の姿があります。また、自衛隊の活動がアメリカと一緒に海外での戦争に協力するようにまでなっている今日、わずかなお金とはいえ、自衛官募集への税金投入を認めるわけにはいきません。

次に、町道庄能瀬線道路改良工事費、町道庄能瀬線道路改良事業費について反対意見を述べます。

この計画は、平成13年度から25年度にかけて全体事業費15億円をかけてつくられる山の中の道です。町長がいつも「大変厳しい財政運営で」とおっしゃっている時期に、少しの時間短縮のために7,762万1,000円というたくさんの税金を使うことは認めるわけにはいきません。

また、環境を守るという点でも、この工事を続けることは認めがたいことです。

一般質問のときに、森山議員がロードキルの問題を取り上げられまして、動物が死ぬことへの痛ましさを述べられましたが、森林公園のすぐ横を通る道ですので、ロードキルの問題はもっと顕著になってくると思います。

また、道路のつくられている森は、落葉樹も多く、本当に美しい森です。森でしたと言ったほうがいいかもしれません。保水力を守る森の役目を考えるとき、森を壊してまで少しの便利さを優先させる時代ではありません。森が削られ道が舗装されるのを、私は痛々しい思いでほとんど毎日見つめてきました。北バイパスから森林公園へ入る道は確保されたわけですから、これ以上町道庄能瀬線を延長することがないように、これ以上町の財政への負担をかけないようにということも申し添えておきたいと思えます。

次に、加茂遺跡広場整備事業費についての反対意見を述べます。

もうすでにこの広場はでき上がっていますし、確かに一般財源からの支出は5,000円余りです。しかし、約2,200万円の交付金にしても、私たちの税金であることには違いありません。現地も見ましたが、これだけの支出をしてつくる必要があったのかと、私には納得のいかないものでしたので認めるわけにはいきません。

以上のような理由で、平成20年度一般会計決算のうちの3項目については、認定することが

できません。

これで私の反対討論を終わります。

○議長【谷口正一君】 ほかに討論はありますか。

4番 酒井義光議員。

○4番【酒井義光君】 私は、平成20年度津幡町決算について賛成の立場で討論させていただきます。

平成20年度の一般会計歳出決算は、総額115億5,573万9,091円で、前年度に比べて3億402万2,917円、率にして2.6パーセントの減額となっております。

その大きな要因は、津幡町が第四次総合計画の中でも重点事業と位置づける北部公園事業の6億5,900万円の減額であり、用地取得費がほぼ完了したことによるものです。

一方で、津幡小学校用地の取得により3億400万円の増額となったのを初め、緊急経済対策事業として4,147万円実施するなどしながらも、単独の普通建設事業費は1億6,562万円の増額にとどめており、普通建設事業全体で2億7,165万円の減額としています。

また、集中改革プランに基づき、人件費の縮減や消耗品の一括管理、備品の共有化による物件費の削減、補助金の見直しなどによる補助費などの経費も圧縮するなど、必要性、緊急度を勘案し、効率よく予算配分するという目標に沿ったメリハリのある予算執行となっています。

歳入についても、収納対策室を設置して徴収努力を怠らず、景気低迷により税収が伸び悩む中で2,164万円増額としています。加えて、国の経済対策などに伴う有利な財源を有効に活用するなどしており、結果として財政調整基金の年度末残高を1億1,857万円増の13億3,322万4,000円とするなど、津幡小学校改築事業などの大型事業の財源確保に努めています。

また、平成20年度決算に基づく財政健全化比率についても、早期健全化団体や財政再建団体となる危険性が認められず、年々改善に向かう

ことが見込まれています。

特別会計や事業会計についても、町民のニーズに対応し、それぞれの目的に応じたサービスを提供しながらも経費の抑制、効率化を図り、借入金の低利への借りかえを計画するなど、経営健全化に向けた努力が見られます。

以上のことから、さらなる経費削減を図り、町民の皆さまの希望と笑顔があふれるまちづくりを目指して、より一層の創意と工夫が満ちた事業となることを期待し、私の賛成討論といたします。

○議長【谷口正一君】 ほかに討論はありますか。

ありませんので、討論を終結いたします。

<採 決>

○議長【谷口正一君】 これより採決いたします。

認定第1号を採決いたします。

この採決は、起立によって行います。

決算審査特別委員長の報告では、認定すべきものとなっております。

お諮りいたします。

委員長の報告のとおり認定することに賛成の諸君の起立を求めます。

[起立者14名 不起立者3名]

○議長【谷口正一君】 起立多数であります。

したがって、認定第1号については、認定することに決定しました。

次に、認定第2号から認定第14号までを一括して採決いたします。

決算審査特別委員長の報告では、いずれも認定すべきものとなっております。

お諮りいたします。

委員長の報告どおり認定することにご異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長【谷口正一君】 異議なしと認めます。

したがって、認定第2号から認定第14号まで

については、いずれも認定することに決定しました。

<議案等上程>

○議長【谷口正一君】 日程第2 議案第78号から議案第90号まで、請願第19号から請願第29号までを一括して議題といたします。

<委員長報告>

○議長【谷口正一君】 これより各常任委員会における付託議案に対する審査の経過および結果につき各常任委員長の報告を求めます。

多賀吉一総務常任委員長。

〔総務常任委員長 多賀吉一君 登壇〕

○総務常任委員長【多賀吉一君】 総務常任委員会に付託されました案件について、総務部長、消防長ならびに関係課長の出席を求め、慎重に審査いたしました結果についてご報告いたします。

議案第78号 平成21年度津幡町一般会計補正予算（第5号）

第1表 歳入歳出予算補正中

歳入 全部

歳出

第1款 議会費	第1項 議会費
第2款 総務費	第1項 総務管理費
	第2項 徴税费
	第4項 選挙費
	第5項 統計調査費
	第6項 監査委員費
	第8項 防災費
第9款 消防費	第1項 消防費

第2表 債務負担行為補正

第3表 地方債補正

については、賛成多数により原案を妥当と認め、可といたしました。

次に、議案第88号 非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例の一部を改正する条例について

議案第89号 津幡町ケーブルテレビ施設の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例について

以上、2件の条例改正については、いずれも全会一致をもって原案を妥当と認め、可といたしました。

次に、請願第19号 「核兵器のない世界」に向けた政府の責任を果たすことを求める意見書の提出を求める請願書については、全会一致をもって採択といたしました。

次に、請願第22号 町民の矜持が許さないボートピア設置計画の中止を求める請願については、賛成少数により不採択といたしました。

次に、請願第23号 （仮称）ボートピア津幡建設計画の中止を求める請願については、賛成少数により不採択といたしました。

次に、請願第24号 石川と富山を結ぶ主要幹線道路そばに誘致する（仮称）ボートピア津幡建設計画の白紙撤回を求める請願については、賛成少数により不採択といたしました。

次に、請願第25号 町議会常任委員会傍聴を許可することを求める請願については、賛成少数により不採択といたしました。

次に、請願第26号 エコポイント制度並びにエコカー補助金の継続実施を求める意見書の提出を求める請願については、全会一致をもって採択といたしました。

次に、請願第28号 地域のくらしを守るための国の予算執行及び予算編成を求める意見書の提出を求める請願については、全会一致をもって不採択といたしました。

以上、総務常任委員会に付託されました案件についての審査結果を本会議に送付するものであります。

以上で報告を終わります。

○議長【谷口正一君】 道下政博文教福祉常任委員長。

〔文教福祉常任委員長 道下政博君 登壇〕

○文教福祉常任委員長【道下政博君】 文教福

社常任委員会に付託されました案件について、教育長、町民福祉部長、教育部長および関係課長の出席を求め、慎重に審査いたしました結果についてご報告いたします。

議案第78号 平成21年度津幡町一般会計補正予算（第5号）

第1表 歳入歳出予算補正中
歳出

第2款	総務費	第3項	戸籍住民登録費
		第7項	防犯と交通安全対策費
第3款	民生費	第1項	社会福祉費
		第2項	児童福祉費
第4款	衛生費	第1項	保健衛生費
		第2項	清掃費
第10款	教育費	第1項	教育総務費
		第2項	小学校費
		第3項	中学校費
		第4項	幼稚園費
		第5項	社会教育費
		第6項	保健体育費

以上、一般会計補正予算については、全会一致をもって原案を妥当と認め、可といたしました。

次に、議案第79号 平成21年度津幡町国民健康保険特別会計補正予算（第2号）

議案第80号 平成21年度津幡町国民健康保険直営診療所事業特別会計補正予算（第1号）

議案第81号 平成21年度津幡町後期高齢者医療特別会計補正予算（第2号）

議案第82号 平成21年度津幡町介護保険特別会計補正予算（第3号）

以上、4件の特別会計補正予算については、いずれも全会一致をもって原案を妥当と認め、可といたしました。

次に、議案第86号 平成21年度津幡町国民健康保険直営河北中央病院事業会計補正予算（第2号）については、全会一致をもって原案を妥当と認め、可といたしました。

議案第90号 津幡町国民健康保険直営河北中央病院事業の設置等に関する条例の一部を改正する条例については、全会一致をもって原案を妥当と認め、可といたしました。

次に、請願第20号 75歳以上と子どもの医療費無料化の早期実現を国に要望する「意見書」の提出を求める請願書については、全会一致をもって不採択といたしました。

次に、請願第21号 後期高齢者医療制度の即時廃止を国に要望する「意見書」の提出を求める請願書については、賛成少数により不採択といたしました。

次に、請願第29号 子どもたちの生命を守るため、ヒブワクチン及び肺炎球菌ワクチンへの公費助成、定期接種化を求める意見書の提出を求める請願については、全会一致をもって採択といたしました。

以上、文教福祉常任委員会に付託されました案件についての審査結果を本会議に送付するものであります。

報告を終わります。

○議長【谷口正一君】 向 正則産業建設常任委員長。

〔産業建設常任委員長 向 正則君 登壇〕

○産業建設常任委員長【向 正則君】 産業建設常任委員会に付託されました案件について、産業建設部長ならびに上下水道部長および関係課長の出席を求め、慎重に審査いたしました結果についてご報告いたします。

議案第78号 平成21年度津幡町一般会計補正予算（第5号）

第1表 歳入歳出予算補正中
歳出

第5款	労働費	第1項	労働諸費
第6款	農林水産業費		
		第1項	農業費
		第2項	林業費
第7款	商工費	第1項	商工費
		第2項	交通政策費

- 第8款 土木費 第1項 土木管理費
- 第2項 道路橋梁費
- 第3項 河川費
- 第4項 都市計画費
- 第5項 住宅費

以上、一般会計補正予算については、全会一致をもって原案を妥当と認め、可といたしました。

次に、議案第83号 平成21年度津幡町公共下水道事業特別会計補正予算（第2号）

議案第84号 平成21年度津幡町農業集落排水事業特別会計補正予算（第2号）

議案第85号 平成21年度津幡町バス事業特別会計補正予算（第1号）

以上、3件の特別会計補正予算については、いずれも全会一致をもって原案を妥当と認め、可といたしました。

次に、議案第87号 平成21年度津幡町水道事業会計補正予算（第2号）については、全会一致をもって原案を妥当と認め、可といたしました。

次に、請願第27号 さらなる緊急雇用対策の実施を求める意見書の提出を求める請願については、全会一致をもって採択といたしました。

以上、産業建設常任委員会に付託されました案件についての審査結果を本会議に送付するものであります。

報告を終わります。

○議長【谷口正一君】 これをもって委員長報告を終わります。

<委員長報告に対する質疑>

○議長【谷口正一君】 各常任委員長に対する質疑に入ります。

ただいまの報告に対する質疑はありませんか。ありませんので、質疑を終結いたします。

<討 論>

○議長【谷口正一君】 これより討論に入ります。

す。

討論はありませんか。

6番 前田幸子議員。

○6番【前田幸子君】 6番 前田です。

私は、議案第78号 平成21年度津幡町一般会計補正予算（第5号）第2表の債務負担行為補正の中学生海外派遣交流事業に反対の立場で討論します。

債務負担行為の理由として、派遣国のオーストラリア・クイーンズランド州での学校体験入学には、州の教育省に事前に申し込みの手続きが必要であり、その申し込み期限および予約金の納入期限が、平成22年度事業分から平成22年3月末となった。よって、本手続を行うには、事業委託業者の決定が不可欠となったため、債務負担行為の手続が必要となった。平成21年度までについては納入期限が4月末日以降であり、当該年度に契約を行うことで支障がなかったため、債務負担行為の設定は必要でなかったと説明を受けました。

町長は、「財政健全化に向けて事業仕分けを」という私の一般質問に対し、税収の落ち込みが激しいことを訴えていらっしゃいました。

「予算の立てようがない。よほどの覚悟で、今以上の努力が必要だ、切実な状況である」との答弁であったと記憶しています。

今回の一般会計補正では、就学援助費受給児童の認定数は200人、当初見込みより50人増で290万円の補正、就学援助費受給生徒の認定数は115人で、35人増で339万円の補正でした。不況の波が家庭に押し寄せている現実が数字となっています。

海外での国際交流を体験するというこの意義は私は十二分に理解していますが、町も家庭も大変な状況の中で、参加できる余裕のある10人の生徒に670万円、一人60万円を越す予算を計上することは教育的視点からも決して公平とは言えません。

交流事業が、ある年はあって、ある年はない

というのは教育上よくないとの教育委員会の見解もありましたが、青森県南部町ではボートピアの環境整備費減収に伴い、中学生海外派遣事業を中止しています。教育省への先行予約ということで申し込みが多々あり、遅れるとはじかれるというような説明もありましたが、今そこまでして実施する必要はないのではないかと考え、反対いたします。

次に、ボートピア建設計画の中止、撤回を求める請願第22号、第23号、第24号、そして傍聴を求める請願第25号に賛成の立場で討論します。

町民の多くが、子どもたちの教育環境悪化、ギャンブル依存による家庭破壊、交通渋滞や事故、暴力団の介入、自然破壊など、さまざまな不安理由からボートピアに反対しています。

今朝のニュースでは、不動産事業を手がけるリビエラコーポレーションというグループ各社が、東京国税局から総額20億円の申告漏れ指摘があり、中でもボートピア横浜に絡む地元対策費に使ったという約2億円についてのニュースがありました。地元対策費とは一体何か。ボートピアにかかわる住民の大きな不安材料はつきません。

3年前になりますが、県内の公民館活動に長年貢献された鶴来町の長老の方が、津幡町のボートピア問題について話された言葉を思い出します。「鶴来町でもかつて舟券売り場の話が出たことがあった。しかし、津幡町ともあろうものが、どうしてばくち場を容認するのか。本当に情けない。品格のある津幡町のはずだったのに、どうしてこんなことになったのか不思議でならない」と。

前矢田町長も、津幡町にはボートピアは要らないと反対されました。昭和49年に編さんされた津幡町史の序文において「町の風格は一日で出来上るものではなく、長い歴史の所産である。これを受け継ぎ、更に向上させ、次代に引継ぐ立場にある」「住んでみたい風格ある町づくりを目標に、新たな輝かしい津幡町の次の歴史が

始まる」と、まちづくりへの意欲を述べられています。直接ボートピア反対の理由をお聞きしたことはありませんが、おそらく町にふさわしい施設ではないと判断されたのではないのでしょうか。

ギャンブル場で町の活性化を図ることは、町民の矜持が許さない。町民の誇りを傷つけることにもなるので、民意に沿って計画を中止してほしいという請願第22号に賛成するものです。

請願第23号は、砺波市に倣いボートピア建設計画の中止を求める津幡町・市民グループ「風」からの請願です。津幡町議会が舟橋区からの請願を採択した1年後、砺波市議会ではボートピア建設に反対する決議をしています。平成19年6月29日の決議文には「緑豊かな生活環境に恵まれ、「青少年健全育成都市宣言」された素晴らしい散居の地に、公営とはいえ、ギャンブル施設の建設は、次代を担う青少年の教育環境に悪影響を与えるほか、治安の悪化、交通量の増大による事故の増加や渋滞、周辺地域への公害問題等々、健全で文化的な市民のくらしが脅かされることは必至である。よって、砺波市百年の大計に照らし、将来に禍根を残すボートピアの建設に反対することを決議する」とあります。何度読んでも、読めば読むほど真つ当な主張であると確信いたします。

村町長の容認から3年が過ぎました。国土交通省への認可申請もされていません。着工もされていません。津幡町の将来を考えて、津幡町議会で同様の決議をすることを町民は待ち望んでいるのだと思います。

請願第24号の請願理由に詳しく述べられていますが、北バイパスは石川、富山を結ぶ交通の要所であり、森林公園の玄関口であります。今年度から町、議会を挙げて、木曾義伸を題材とした大河ドラマ誘致活動を展開し、また、森林公園の活性化に向け、11月15日には「飛べ！まこも めざせ日本一」のイベントもありました。これらの事業はいずれも観光、まちづくり、人

づくりを進め、町の活性化を図っているわけで、石川高専有志による津幡町のイメージアップを推進する会の皆さんは地域の復活、人づくり、まちづくりの輪を広げるには、津幡町単独ではなく、近隣市町村との連携が相互のまちづくりの成功をもたらすとあります。ボートピアは、近隣市町がノーと言っている迷惑施設であり、津幡町にとっても本当の意味で、人にやさしいまち、活気あふれるまち、心が潤うまち、安全で安心なまちであるために、住民の代表である議員の皆さまに、今一度考え直していただきたいと願います。

請願第25号は、常任委員会傍聴を求める住民の意思を尊重し、速やかに傍聴を許可することを求めるというものです。津幡町議会委員会条例は、昭和62年4月に制定されてはいます。制定されてはいるものの、いまだ許可されていません。部屋が狭いからとつっぱるのでは、町民は納得しません。町民のごく当たり前の要望にきっちりこたえていくかどうか、津幡町の議会の民度が計られています。早急に、前向きに、真剣に考えていくべきではないでしょうか。

私の討論を終わります。

○議長【谷口正一君】 ほかにありませんか。

1番 中村一子議員。

○1番【中村一子君】 1番 中村です。

私は、賛成討論が続きますが、平成21年度津幡町一般会計補正予算（第5号）第2表債務負担行為補正として、限度額670万円、中学生海外派遣交流事業について、これについては反対の討論をさせていただきます。

〔議席から発言あり〕

それはすいません。それはちょっと間違えました。それについて、先ほど前田議員が、これについての反対討論ということでお話をされて、重複する部分はあえてしないようにいたします。

実際、この中学生海外派遣交流事業は、10名の中学生が行きます。そして、大体一人負担金は10万円、町は限度額30万円を負担する。その

ような形で、海外に中学生を派遣している事業です。これはどうやって選ばれますかという、それはまず学校の校長先生の推薦が要ります。そして、その推薦を受けて、審査会で校長先生や教育長や教育委員長や、そういった方を含めての面接、書類審査の上、決定されます。ことしは新型のインフルエンザで派遣されることはなかったのですが、一昨年は27名ほどの応募があって、そのうちの10名が選ばれたということです。この670万円という予算は、平等に中学生に渡すべきだと私は思います。この中学生派遣事業は平等性に欠ける、ある人は選ばれて町の補助を受けて海外へ行けるけど、そうでない子どもたちはどんな思いをするだろう。

それから先ほど前田議員が言われましたが、就学援助費生徒それから児童、追加で補正として約85名分の金額、補正が出ております。その援助費というのは、約630万円ぐらいです。そういうふう困窮している家庭のもとで育つ生徒がいる中で、一方、町の補助を得て10万の負担金を払って、そして海外へ行ける生徒たち。この違いを思うとやはり、この海外派遣事業というもの、こういう事業というものがもっと見直されていいのではないかと思うものです。海外を知ること、世界を知るとは、本当に大事だと思います。しかし、平等性という意味においても、そして行けなかった子どもたちの思いを受けとめるという意味でも、見直しが必要なのではないかと私は思うのです。

続きまして、請願第22、23、24号 ボートピア中止あるいは白紙撤回を求める請願についておよび第25号 町議会常任委員会の傍聴を許可することを求める請願について賛成の立場で討論いたします。

これについても、すでにさまざまな形で、語り尽くされてきているそういう中で、またあえてこれについて議員の皆さまに賛成の同意を願いながら、討論させていただきます。

まず、第22号。津幡町がギャンブル場で町の

活性を図ることは町民の誇りを傷つけるので、民意に沿って、ボートピア設置計画を中止してほしいという請願です。これは町民の多くがボートピアに反対する本当の理由を、それは、ギャンブルでまちおこしを計画することに町民が大きく誇りを傷つけられたのだ、そのように請願の理由として書かれております。0.2パーセント、財政規模の約0.2パーセントの環境整備費、それを欲しさに、近隣他市町にとっては迷惑の種でしかないギャンブル施設を受け入れ、町の品位を損なうことは、町民の矜持、誇り、プライドが許されない、そのような請願であります。

これは、この請願者から聞いた話ではありませんが、近所に出て畑をしていたおじいさんが言っていたということです。それは「ギャンブルに頼らんならん町やったか。町になったんか。そんな町になってしもうたんか。情けない。恥ずかしい」そういう言葉だったそうです。この誇りというものがどれぐらい大事なことか、私はここにいる皆さまにもう一度考えていただきたい。誇りを傷つけられる、誇りを失うということが、津幡町にとってどれぐらい負の遺産となるか、そのことをよくよく考えていただきたい。

続きまして、第23号 砺波市のボートピア建設計画中止に倣い、(仮称)ボートピア津幡建設計画の中止を求める請願。これについての賛成討論です。

これについては、前田議員が私以上に賛成の意味を詳しく説明して話をいただいていると思います。ただ一つ、つけ加えらるるならば「青少年健全育成都市宣言」、砺波市はそれをしております。それから「庄川と散居に広がる健康フラワー都市」、それをまちづくりの将来像としてあげていると宣言しております。その上で、ボートピアというものが将来に禍根を残すものだと、だから反対するというものです。それに倣って津幡町も中止を求めるというもの

です。

そして、最後に24号ですが、これは、地域交流の要となる主要道をギャンブル場から守り、心が安らぐまちを実現するため、場外舟券売り場は要らないというものです。富山県では、富山工業高等専門学校と富山商船高等専門学校が正式に合併して富山高等専門学校となったそうです。津幡町には、石川工業高等専門学校があります。今後は、この新しくスーパー高専として生まれた富山の高専と津幡町が行き来をすることになるであろう文化交流、学术交流、それが十分に期待される2つの県のあり方だという思いを述べられています。その主要道にギャンブル場はいかがか。非常にそぐわない。津幡町は、このボートピア津幡建設計画に白紙撤回をすることを要望するというものです。ぜひ、その点についても皆さまに考えていただきたいと思ひます。

最後に、町議会常任委員会傍聴を許可することを求める請願です。これについては、他の議会へ行ってこの話をしますと「何だ当たり前のことじゃないか」と言われます。もちろん条例でも定められております。これは当然のことです。ただ、なぜ傍聴できないか。それは委員長が許可がないからです。なぜ、委員長の許可がないのか。委員長の許可が結果としておりないもので、その結果、例えば常任委員会の傍聴を3年間求め続けてきた人たちがいます。その人たちは3年間、ずっとこの委員会の傍聴をさせてくれと、委員長に申し出てきたものです。しかし、3年間も傍聴が許可されていない。どんな理由があるにせよ、このことは早急に解決、議会としては解決していかなければならない問題だと思ひます。ですから、この請願を採択し、町民が常任委員会を傍聴する、できるようなそのような議会として願うものであります。以上にとりましたが、私の討論を終わります。

○議長【谷口正一君】 ほかに討論はありません

んか。

5番 塩谷道子議員。

○5番【塩谷道子君】 3人目になりますが、大変よく似た意見になると思います。反対の意見がないようですので、続けて意見を述べさせていただきます。

まず初めに、議案第78号 一般会計補正予算のうち第2表債務負担行為補正、中学生海外派遣交流事業には反対の立場で、また請願につきましては、第20号、第21号、第22号、第23号、第24号、第25号とそれぞれ賛成の立場で意見を述べます。第26号につきましては、反対の立場で意見を述べます。

まず初めに、議案第78号についてですが、私は、中学生海外派遣交流事業には反対ですので、当然ながらこの債務負担行為補正にも反対をいたします。以前にもこれは問題になったと思いますが、10人の生徒を派遣するというそのことが問題になったと思います。昨年の10月以降の不況からなかなか立ち直れない経済状況のもとで、子どもの貧困の問題がクローズアップされるようになりました。先のお二方も述べられましたように津幡町でも就学援助を受ける家庭がふえまして、今回の補正予算で小学校50人、中学校35人で増となっています。生徒に中学生海外派遣交流事業のことが伝えられたとき、それは全く自分には関係ないことになってしまう生徒がいることだと思います。前回は1人10万円の負担ということでしたが、海外へ行くとなれば、それ以上にまだ出費も十分考えられます。入り口の部分で、自分には当てはまらないという思いを持たせることを行政として行うべきではないと思います。

きのうの全員協議会で、人材育成基金を使っ
ての事業で、これがあつたり、なかつたりする
のはよくないということでした。私は、その言
葉を聞きまして、河合谷小学校閉校のことを思
い出してしまいました。あれだけ残してほしい
という保護者や地域の人の気持ちは聞き入れら

れませんし、あつてほしいというものをなくして
しまったと思っています。一方、中学生海外
派遣交流事業に10人を派遣することは続ける
というこの矛盾を、私はずっと感じ続けるだろ
うと思います。

次に、請願について述べます。

まず、第20号 75歳以上と子どもの医療費無
料化の請願についての賛成意見です。この請願
のようになればどんなにいいことかと、みんな
思っていると思います。全員協議会での文教福
祉常任委員長の報告によりますと、これは理想
ではあるけれども、財政状況を考えると時期尚
早ではないかという意見で否決されたというこ
とをお聞きました。つまり、財源さえあれば賛
成ということに受け取れます。

政権がかわりました。事業仕分けも行われて
います。ただ、その項目から外されて大変歯が
ゆい思いをしていることが、米軍への思いやり
予算であり、自衛隊の軍事費の見直しです。も
し、これもきちっと見直しがされれば、財源は
出てきます。必要以上の軍事費が使われていま
す。一部米軍への思いやり予算についても見直
しが行われましたが、それはそこで働いている
人の分だけですので、本来の米軍への思いやり
予算の削減にはなりません。世界が平和へ動き
出しているときに、いつまでも軍事費にしがみ
ついて聖域化するということは、はなはだ時代
おくれとしか言いようがありません。平和憲法
を持つ日本だからこそ、平和外交を強く推し進
めるべきで、軍備を進めると福祉が削られてく
るのは、例えばアメリカを見ても一目瞭然だ
と思います。決して幸せな姿とは思えません。

政府税制調査会が4日、所得税の扶養控除廃
止と連動して、住民税の扶養控除まで廃止する
方針を固めたと聞きます。扶養控除が廃止され
ますと、所得税と住民税が増税になるだけでな
く、保育料、国民健康保険税などにも負担増が
波及します。医療費の無料化を町に求めている
わけではありません。国に求めているわけです

から、私たちの思いをしっかりと伝えればいいのではないのでしょうか。

次に、後期高齢者医療制度の即時廃止を求める第21号についての請願に賛成の意見を述べます。

民主党は、1年半前の参議院で当時の野党共同の廃止法案を成立させました。選挙での公約でも廃止を訴えていました。新政権ができて、これで年齢で差別する後期高齢者医療制度がなくなると、高齢者は本当に喜んだものです。それを先送りとはあまりにも残酷な話です。このまま放置すればどういうことが起きるか。後期高齢者医療制度の保険料が、高齢者の人口増や医療費の増加に従って、2年ごとに際限なく上がることとなります。こういう高齢者いじめの法律は、早く廃止することを求めることが必要ではないのでしょうか。我が党の主張していることは、老人保健制度に一たん戻した上で、国庫負担をふやし、窓口負担を無料にすることや高過ぎる保険料を引き下げることが提案しています。年齢で差別する後期高齢者医療制度を即時廃止することに、私は賛成です。

次に、(仮称)ポートピアについての請願ですが、すべてに賛成ですので一括して述べます。

どの請願も大変町民の思いを述べたもので共感しています。ギャンブルでまちおこしをする計画は、本当に大きく誇りを傷つけられるものです。村町長が初めのころ大変慎重であったのは、同じ思いがあったからではないかと思えます。町が本当に町民に理解を得ようとするなら、何度も要求にあった説明会や学習会の開催は進んで行われるべきではないのでしょうか。

また、砺波市議会のポートピア建設に反対する決議も読ませていただきましたが、大変砺波市のまちづくりへの誇りを感じましたし、次代を担う子どもたちの心の育ちを思う暖かさも感じられました。津幡町議会でも、こういうことがなされないものかと本当に思っています。

また、地域の主要道の整備に伴っていろんな

交流が生まれてくる中で、ギャンブル場がそばにあるということは、今、町が示している町の姿とは、相入れないものだと思います。

以上の理由で、これらの請願には賛成します。

次に、町議会常任委員会の傍聴を許可することを求める請願ですが、この請願は考えると大変おかしい請願でして、すぐに、すでに常任委員会の傍聴ができるわけで、委員長が許可しないために実現しないだけの問題です。したがって、こういう同じ内容の請願が出されるということ自体おかしいと思いますし、当然検討されているわけですから、早く許可するという方向が出るようにしていただきたいものだと思います。

例えば、傍聴を実現するために必要な工夫というのは、今までにも出ています。広い部屋に移って交代で常任委員会を開く、あるいは部屋が狭いなら入る人数を制限するとどうかという問題なども出ています。議会制度検討委員会で、時間をそんなにかけなくても検討できることだと思いますので、ぜひお願いしたいと思えます。

私は、前回にも同じ内容の請願が出ていましたので、当然12月議会からは実施されるのだろうと期待をしておりました。委員長の決断で可能となりますので、ぜひお願いしたいと思えます。

最後に、エコポイント、エコカー減税の請願について反対意見を述べます。

旧政権は、景気対策として、これらのエコ対策をしてきました。しかし、エコの粉飾を取ってみるとトヨタやパナソニックをはじめ財界トップ企業への応援策にすぎないことが分かってきたのではないのでしょうか。これらの補正予算が衆議院を通った翌日、5月14日の自民党と日本経団連の政策を語る会で、経団連側が「経済界の要望を幅広く取り入れてもらっており、改めて感謝申し上げます」と、お礼の言葉を述べています。

我が党の笠井衆議院議員が予算委員会で述べ

たことですが、エコカーの増産を理由に、400パーセント増産のエコカー、プリウスを製造している堤工場に配置になるわけですが、ここではトヨタが首を切った6,000人を対象にはがきを送って、再募集をしています。しかし、以前の期間工と同じように、今回も増産が終わったら期間工切りができるようになっていきます。日本経済が急激に悪化した原因は、もともと家計が冷え込んでいた上に、輸出頼みを強めてきた大手製造業が一気に派遣切り、期間工切りをしたためです。

また、環境対策の面から考えても、大型テレビを買えばエコポイントになるというのは矛盾しています。電力消費量の大きなものを買えばエコポイントがつくというのでは、環境対策にはなっていないのではないのでしょうか。

本気で景気の回復を考えるなら、製造業への派遣を認める労働者派遣法を抜本的に改正し、正規雇用をふやすという労働のルールをつくるのが必要だと思います。このエコポイント、エコカー減税の政策では、最も支援を必要とするワーキングプアや低所得者には、ほとんど恩恵のない施策の延長にしかならないので、私はこれに同意することはできません。

以上で、私の討論を終わります。

○議長【谷口正一君】 ほかに討論はありませんか。

ありませんので、討論を終結いたします。

<採 決>

○議長【谷口正一君】 これより採決いたします。

議案第78号を採決いたします。

この採決は、起立によって行います。

委員長の報告は、原案可決とされております。お諮りいたします。

委員長の報告どおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

[起立者13名 不起立者4名]

○議長【谷口正一君】 起立多数であります。

よって、議案第78号は、原案のとおり可決されました。

次に、議案第79号から議案第90号までを一括して採決いたします。

委員長の報告は、いずれも原案可決とされております。

お諮りいたします。

委員長の報告どおり決することにご異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長【谷口正一君】 異議なしと認めます。

よって、議案第79号から議案第90号までは、いずれも原案のとおり可決されました。

次に、請願第19号 「核兵器のない世界」に向けた政府の責任を果たすことを求める意見書の提出を求める請願書を採決いたします。

委員長の報告は、採択とされております。

お諮りいたします。

請願第19号を採択することにご異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長【谷口正一君】 異議なしと認めます。

よって、請願第19号は、採択とすることに決しました。

次に、請願第20号 75歳以上と子どもの医療費無料化の早期実現を国に要望する「意見書」の提出を求める請願書を採決いたします。

この採決は、起立によって行います。

委員長の報告は、不採択とされております。

お諮りいたします。

請願第20号を採択することに賛成の諸君の起立を求めます。

[起立者2名 不起立者15名]

○議長【谷口正一君】 起立少数であります。

よって、請願第20号は、不採択とすることに決しました。

次に、請願第21号 後期高齢者医療制度の即時廃止を国に要望する「意見書」の提出を求め

る請願書を採決いたします。

この採決は、起立によって行います。

委員長の報告は、不採択とされております。

お諮りいたします。

請願第21号を採択することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔起立者3名 不起立者14名〕

○議長【谷口正一君】 起立少数であります。

よって、請願第21号は、不採択とすることに決しました。

次に、請願第22号 町民の矜持が許さないボートピア設置計画の中止を求める請願を採決いたします。

この採決は、起立によって行います。

委員長の報告は、不採択とされております。

お諮りいたします。

請願第22号を採択することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔起立者4名 不起立者13名〕

○議長【谷口正一君】 起立少数であります。

よって、請願第22号は、不採択とすることに決しました。

次に、請願第23号 (仮称) ボートピア津幡建設計画の中止を求める請願を採決いたします。

この採決は、起立によって行います。

委員長の報告は、不採択とされております。

お諮りいたします。

請願第23号を採択することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔起立者4名 不起立者13名〕

○議長【谷口正一君】 起立少数であります。

よって、請願第23号は、不採択とすることに決しました。

次に、請願第24号 石川と富山を結ぶ主要幹線道路そばに誘致する(仮称)ボートピア津幡建設計画の白紙撤回を求める請願を採決いたします。

この採決は、起立によって行います。

委員長の報告は、不採択とされております。

お諮りいたします。

請願第24号を採択することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔起立者4名 不起立者13名〕

○議長【谷口正一君】 起立少数であります。

よって、請願第24号は、不採択とすることに決しました。

次に、請願第25号 町議会常任委員会傍聴を許可することを求める請願を採決いたします。

この採決は、起立によって行います。

委員長の報告は、不採択とされております。

お諮りいたします。

請願第25号を採択することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔起立者4名 不起立者13名〕

○議長【谷口正一君】 起立少数であります。

よって、請願第25号は、不採択とすることに決しました。

次に、請願第26号 エコポイント制度並びにエコカー補助金の継続実施を求める意見書の提出を求める請願を採決いたします。

この採決は、起立によって行います。

委員長の報告は、採択とされております。

お諮りいたします。

請願第26号を採択することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔起立者16名 不起立者1名〕

○議長【谷口正一君】 起立多数であります。

よって、請願第26号は、採択とすることに決しました。

次に、請願第27号 さらなる緊急雇用対策の実施を求める意見書の提出を求める請願を採決いたします。

委員長の報告は、採択とされております。

お諮りいたします。

請願第27号を採択することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長【谷口正一君】 異議なしと認めます。

よって、請願第27号は、採択とすることに決しました。

次に、請願第28号 地域のくらしを守るための国の予算執行及び予算編成を求める意見書の提出を求める請願を採決いたします。

この採決は、起立によって行います。

委員長の報告は、不採択とされております。

お諮りいたします。

請願第28号を採択することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔起立者1名 不起立者16名〕

○議長【谷口正一君】 起立少数であります。

よって、請願第28号は、不採択とすることに決しました。

次に、請願第29号 子どもたちの生命を守るため、ヒブワクチン及び肺炎球菌ワクチンへの公費助成、定期接種化を求める意見書の提出を求める請願を採決いたします。

委員長の報告は、採択とされております。

お諮りいたします。

請願第29号を採択することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長【谷口正一君】 異議なしと認めます。

よって、請願第29号は、採択とすることに決しました。

<議会議案上程>

○議長【谷口正一君】 日程第3 議会議案第10号から議会議案第17号までを一括して議題といたします。

多賀吉一総務常任委員長提出の議会議案第10号 平成22年度予算の年内編成を求める意見書、議会議案第11号 「地方の声を直接国政に伝える」請願権の保障を求める意見書、議会議案第12号 地方の社会資本整備促進を求める意見書、議会議案第13号 高速道路原則無料化の撤回を求める意見書、以上、4件の議会議案について一括して趣旨説明を求めます。

多賀吉一総務常任委員長。

○総務常任委員長【多賀吉一君】 9月に新政権が発足し、従来の政策が大幅に見直され、これまで地方にとって重要であった制度、事業などは、廃止または縮小となることが心配されています。

また、政府内の意見の不一致により、いろいろな施策の決定に混乱を生じていることは、皆さま新聞やテレビのニュース等でご存じかと思えます。

総務常任委員会では、町の施策や予算編成に混乱が生じないように、皆さんと協議をし、4件の意見書の提出を地方自治法第109条第7項および津幡町議会会議規則第14条第3項の規定により、議会議案として提出させていただくということになりました。

提出者 総務常任委員長 多賀吉一が委員会の皆さまにかわり意見書の趣旨説明をさせていただきます。

なお、皆さんのお手元に意見書を配付させていただいております。朗読により、各意見書の趣旨説明とさせていただきたいと思えます。

議会議案第10号 平成22年度予算の年内編成を求める意見書。

政府は、新政権発足に伴い、従来の予算編成及び税制改正作業を大胆に見直し、予算編成の組み替えを明言している。

特に、行政刷新会議による事業仕分けでは、これまで国が行ってきた諸事業を地方に移管する方針を示し、地方交付税についても抜本的に見直す方針を示した。同会議の結論のとおり、平成22年度予算が編成されるのであるならば、来年度の地方自治体予算編成にも大きな影響を与えることとなる。

一方、行政刷新会議が予算編成に対し、いかなる権限を持っているのか法的根拠もなく、閣僚からも仕分け作業に対する異論もあり、事業仕分けの内容が来年度予算にどのように反映されるのかは、まったく不透明である。

地方自治体は、新政権の予算編成を受け、年明けから速やかに予算編成作業に着手し、地域住民の生活や地域経済に影響を与えないよう適切に執行しなければならない。しかし、現状は政府の平成22年度予算編成に対する基本的な考えが明確ではなく、地方自治体では来年度予算編成に向けて不安や戸惑いが広がっている。

よって、国におかれては、地方自治体が速やかに予算編成作業に着手できるよう、平成22年度予算を年内に着実に編成するよう強く要望する。

次に、議会議案第11号 「地方の声を直接国政に伝える」 請願権の保障を求める意見書。

地方の声を国政に伝える上で、主権者の代表たる地方自治体の首長が、中央政府に対し陳情することは極めて重要な手段である。

政府・与党は、「分権型陳情への改革」として窓口を民主党本部幹事長室に一元化したところである。これに対し、地方自治体の首長から「こうしたやり方で国に地方の声が届くのか」と不安や危惧する声が多く上がっている。

本来、政治と行政の役割は切り離して考えるべきであり、立法府を構成する政党が特に多様化・専門化している行政の要望等を一元化して受けることで、事実上、行政への窓口を閉ざすことは憲法で保障する国民の請願権を侵害することにもつながりかねない。

よって、国におかれては、行政府として直接地方の声に耳を傾け、確実に受け止める適切な仕組みを保障するよう強く要望する。

次に、議会議案第12号 地方の社会資本整備促進を求める意見書。

地方における社会資本整備は、地域住民の生活や経済・社会活動を支える礎であり、「人」や「モノ」の交流基盤の整備、農業などの食料生産基盤の充実、災害防止など、住民が安全・安心で、豊かな生活を営むために必要不可欠なものである。

しかし、行政刷新会議の事業仕分けでは、本

来、充実されるべき地方の社会資本整備に係る事業の廃止や大幅な縮減がなされようとしている。本町においても、中山間地をはじめ社会資本整備が必要な地域が多く存在しているため、都市圏との格差がより一層広がることが懸念されている。地方を元気にし、活力を創出するためにも、真に必要な社会資本整備の充実を図る必要がある。

よって、国におかれては、地方における社会資本整備の促進にあたって、下記の事項を実現されるよう強く要望する。

記

- 1 地方は、都市圏に比べて産業基盤や生活関連基盤等の社会資本整備が不十分であることから、全国一律の視点ではなく、地方の実情を踏まえた予算配分を行うことによって、安全・安心で快適な社会生活を望む住民の期待に応えること。また、食料生産を担う農林関係の促進を図ること。
- 2 石川県の建設業は、全産業就業人口の約1割を雇用する基幹産業であり、地域の社会資本を整備し、雇用を支え、まさに地域に貢献してきたところであり、その経営が成り立つよう公共投資に係る事業量を確保すること。
- 3 建設業者は、地方自治体と災害協定を結ぶなど、災害時における応急復旧や除雪についても重要な役割を果たしている。しかし、中小零細規模の建設業者は、大幅な公共投資の減額によって雇用の維持や除雪機械の保有すら困難な状況にある。今後、町民生活の安全・安心にも支障を来すことにならないよう、その経営が成り立つよう適切な施策を講ずること。
- 4 行政刷新会議による「事業仕分け」結果に対し、平成22年度予算編成の最終判断にあたっては、拙速を避け、地方の声に重きを置くこと。また、地方自治体の判断に任せるとした事業については、財源的な裏付けを明らかにすること。特に、廃止と仕分けされた農道

の整備については、農産物の物流の基軸としてのみならず、地域に密着した生活道路としても必要不可欠であることから、必要な予算を確保すること。

次に、議会議案第13号 高速道路原則無料化の撤回を求める意見書。

政府は高速道路の原則無料化の方針を打ち出し、国土交通省では段階的な無料化に向けた社会実験経費6,000億円を平成22年度予算概算要求に盛り込んでいる。

しかし、鉄道、フェリー、バス業界などから「客離れが進む」との懸念が示されている。特に、地域の公共交通を支えるバス業界にとっては、高速道路無料化による影響で経営が悪化し、地域のバス交通網の縮小につながる可能性が高い。また、鉄道の経営悪化を招くおそれもあり、その結果、自家用車を利用できない多くの「交通弱者」を生み出すことは明らかである。

政府が目指す無料化による経済効果についても、高速道路利用で地方の買い物客が都市部に流れ、結果的に地域間格差の拡大を助長し、地域経済の活性化にはつながらない。

また、地方の高速道路建設は未だ途上にあり、原則無料化の結果、高速道路をはじめ地域に必要な道路整備事業の予算確保が困難になることは明らかである。

さらに、政府の温室効果ガス排出削減方針とも大きく矛盾し、旧道路公団の債務返済についても国民負担が増大することも明らかであり、国民の6割以上が高速道路の原則無料化に反対しているとの調査結果も出ている。

よって、国におかれては、高速道路の原則無料化方針を撤回されるよう強く要望する。

地方自治法第99条の規定により、4件の意見書を提出させていただくものであります。

議員各位の皆さまのご理解、ご賛同をお願いいたします。

<質 疑>

○議長【谷口正一君】 これより議案に対する質疑に入ります。

質疑はありませんか。

ありませんので、質疑を終結いたします。

<討 論>

○議長【谷口正一君】 これより討論に入ります。

討論はありませんか。

9番 道下政博議員。

○9番【道下政博君】 今ほど、総務常任委員長である多賀吉一議員のほうから、議会議案10号、そして11号、12号、13号と出されました。内容をお聞きしておまして、私も随分と共感をいたしましたところについて、討論をさせていただきたいと思えます。

特に、議会議案第12号。その中の4番目の「行政刷新会議における事業仕分け結果に対し」というところでございますが、国のほうでも、政府与党が行った事業仕分け、大変注目をされました。私も注意深く、テレビ、新聞等で拝見をさせていただきました。

事業仕分けは、公明党が政党として初めてマニフェストで提案し、2006年の行政改革推進法に盛り込まれたのが最初でありました。民主党が初めて取り組んだわけではないことを、誤解のないようにまずお伝えをしたいと思います。

今回、民主党政府の行政刷新会議が来年度予算概算要求の内容を洗い出す目的で行った事業仕分けは、これまで水面下で見えなかった国の予算編成について国民の関心を集めたことは、一定の役割を果たしたと言えますが、さまざまな問題も指摘されました。

ノーベル化学賞受賞者で理化学研究所理事長の野依良治さんが、11月25日文科科学省で開かれた政策会議先端科学技術調査会に出席され、

「科学技術は生命線であり、コストと将来への投資をごっちゃにするのは見識に欠ける」と科学技術予算に厳しい事業仕分けを批判しました。

同じく野依さんは、事業仕分けで凍結とされた次世代スーパーコンピューターについても「外国から買ってあげればいいという人がいるが、それはその国への隷属、奴隷化することを意味することだ。歴史の法廷に立つ覚悟があつて言っているのか」と強い口調で批判をされました。

一方、世界で初めて人工多能性幹（iPS）細胞をつくった京都大学の山中伸弥教授も同日、iPS細胞の特許成立の記者発表で、科学技術分野でも予算削減を求めた行政刷新会議の事業仕分けに対して「日本の将来はどうなってしまうのか」と述べられ、憂慮する考えを示されました。山中教授は「iPS細胞の研究は、10年間支援してもらい、幸運にも開花した研究の中の一つである。10年前のどの研究が将来大きな成果につながるかだれも予測できない」と述べられています。

私は、以上の事業仕分けの問題から学ぶべきことは、コストとそれによる成果だけを基準に予算編成をするのは、大変偏った考えであると考えられるべきであります。

今回提出される議会議案この一つ一つの内容について、しっかりと政府与党が考え、そして日本のあるべき将来をきっちりと見据え、そして誤りのない方向に導いてくれることを願ひまして、私の賛成討論とさせていただきます。

○議長【谷口正一君】 ほかに討論はありませんか。

1番 中村一子議員。

○1番【中村一子君】 ただいま議会議案第10号、11号、12号、13号ということで、意見書の提案がありました。

私も総務常任委員会におりますので、このことについては総務常任委員会でお話をさせていただいたところがあります。私としては、これは私の意見ですが、議会議案第10号について、年内に編成を求める意見書、予算の年内編成を求める意見書については賛成なんです。それから13号の高速道路原則無料化の撤回を求める意

見書、これについても私は賛成の気持ちを持っております。

ただ、11号と12号についてなんですが、11号、これは「地方の声を直接国政に伝える」請願権の保障を求める意見書となっております。この意見書について、一元化をしていることで、事実上、行政への窓口を閉ざすというような文言が書かれております。私は、一元化というのはなぜあるのかと今思っております、それは今、国は借金もたくさんになり大変なことになっている。そして、そのツケと申しますか影響が、私たち一人一人のところに届いております。今、町民であろうが、日本の全体の国であろうが、そのことについては、やはり考えていかなければならないと思うんです。今後は、国の均衡のある発展、そのことを視点において考えていかなければならない。そういう意味で、今情報を一元化するということは、私は大事なことではないかと思ひます。確かに新聞、テレビ等でも幹事長室に一元化ということは問題あるんじゃないかという意見も聞いております。私自身もそのことについては問題であるのではないかと思っておりますが、今後は、国家戦略室等も含めて一元化していくという、そういうことも十分に考えられる。ですから、この意見書で一元化ということについての意見書を出すということについては、私は反対します。

それから12号についてですが、これは地方の社会資本整備促進を求める意見書ということですが、確かに社会資本整備促進ということが重要なことだと思っております。ただ、先ほども申しましたように、国の全体としての発展、均衡ある発展を、今後私たちは考えていかなければならないという視点のもとに立てば、今この意見書を提出することはどうなんだろうかと、自分としては疑問を持たざるを得ません。ここに書かれていることは、確かに私自身も納得できることはあります。ただ、やはりこれを意見書として出すということについては、自分とし

ては賛成できないという意味で反対したいと思います。

○議長【谷口正一君】 ほかにありませんか。
ありませんので、討論を終結いたします。

<採 決>

○議長【谷口正一君】 これより議案採決に入ります。

議会議案第10号を採決いたします。

お諮りいたします。

原案のとおり決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長【谷口正一君】 異議なしと認めます。

よって、議会議案第10号は、原案のとおり可決されました。

次に、議会議案第11号を採決いたします。

お諮りいたします。

原案のとおり決することにご異議ありませんか。

〔「異議あり」と呼ぶ者あり〕

○議長【谷口正一君】 異議がありますので、起立によって採決いたします。

お諮りいたします。

原案のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔起立者15名 不起立者2名〕

○議長【谷口正一君】 起立多数であります。

よって、議会議案第11号は、原案のとおり可決されました。

次に、議会議案第12号を採決いたします。

お諮りいたします。

原案のとおり決することにご異議ありませんか。

〔「異議あり」と呼ぶ者あり〕

○議長【谷口正一君】 異議がありますので、起立によって採決いたします。

お諮りいたします。

原案のとおり決することに賛成の諸君の起立

を求めます。

〔起立者16名 不起立者1名〕

○議長【谷口正一君】 起立多数であります。

よって、議会議案第12号は、原案のとおり可決されました。

次に、議会議案第13号を採決いたします。

お諮りいたします。

原案のとおり決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長【谷口正一君】 異議なしと認めます。

よって、議会議案第13号は、原案のとおり可決されました。

<議会議案上程>

○議長【谷口正一君】 次に、向 正則産業建設常任委員長提出の議会議案第14号 食料供給力の向上と農林水産業の振興・発展のための対策を求める意見書および議会議案第15号 農山村の多面的機能を維持する施策の推進を求める意見書についての趣旨説明を求めます。

向 正則産業建設常任委員長。

○産業建設常任委員長【向 正則君】 産業建設常任委員会では、現在混迷する現政権下での農林水産施策に意見書を、地方自治法第109条第7項および津幡町議会会議規則第14条第3項の規定により、2件提出するものであります。

朗読により、趣旨説明にかえさせていただきます。

議会議案第14号 食料供給力の向上と農林水産業の振興・発展のための対策を求める意見書。

現在、世界の食料需給は、人口の増加と中国・インドなどの人口大国の経済発展等により需要が増加する一方、単収の伸びの鈍化、地球温暖化の進行などによる異常気象の頻発、砂漠化の進行や水資源の不足などにより供給は不安定化し、中長期的にひっ迫することが懸念されている。

このような農業をめぐる状況の中、特に2千

年以上に及ぶ歴史を持つ稲作は、我が国の食料供給力の根幹であり、また、転作作物の中心となる麦・大豆については、自給率向上に資し、水田農業を支える作物として定着しつつあり、将来に向けた食料供給力を確保する観点から、今後とも水田農業において農業者が十分な所得を確保し、意欲と展望を持って営農が継続できるよう支援することが不可欠である。

また、これまで国民の「食・住」を支えてきた農林水産業の発展のためには、地域の実情を反映しつつ、国からの持続性のある支援策が重要である。

よって、国におかれては、食料供給力の向上と農林水産業の振興・発展のため、下記の事項を早急に対応されるよう強く要望する。

記

1 食料施策について

(1) 米戸別所得補償モデル事業について

補償対象の米価水準の基礎となる「標準的な生産に要する費用」は、全国一律とせず、地域の実情や経営規模を考慮した制度設計とすること。

(2) 水田利活用自給力向上事業について

食料自給率の向上など、国の施策に沿って転作の主力作物として作付けを推進してきた麦や大豆等については、これまでの助成水準を維持するよう必要な予算を確保すること。

2 平成22年度農林水産関係予算について

農林水産業の発展、農山漁村の振興に支障を来さないよう、平成22年度予算編成において必要な予算を確保すること。

3 日米F T A（自由貿易協定）について

日米のF T A締結は、食料供給力と我が国の「食と農業」を支える人々の暮らしに打撃を与え、地域経済の安定、国土保全の観点から大きな影響が懸念されるため、農業分野の取り扱いには慎重を期すること。

議会議案第15号 農山村の多面的機能を維持

する施策の推進を求める意見書。

我が国の農山村は、安全・安心な食料を供給するだけでなく、豊かな自然環境、美しい景観、きれいな空気と水を生み出すなど、多面的な機能を発揮している。

しかしながら、こうした地域においては、高齢化の進行、担い手や就業機会の不足、生活環境の整備の遅れなどにより、耕作放棄の深刻化などが顕著になっている。このまま放置すれば、農山村の多面的機能が失われ、国民すべてにとって大きな損失が生じることが強く懸念されている。

よって、国におかれては、農山村の多面的機能を維持・向上させるため、下記の事項を実施されるよう強く要望する。

記

1 条件が不利な状況にある中山間地域における農業生産の維持を図り、農山村の多面的機能を確保するための「中山間地域等直接支払制度」を充実・強化すること。

2 耕作放棄地は、農作業の非効率化と食料自給率の向上を図る上で重大な支障となっている。農地は、安全・安心な食料の安定供給の確保、豊かな自然環境の保全や災害の防止など多面的な機能を有するため、国が直接関与する施策のもと耕作放棄地対策を強化すること。

3 間伐の推進による健全な森林の整備・保全は、木材の利用拡大を図るだけでなく、森林の果たす役割として保水力の強化や低炭素社会を実現する上でも大変に重要となっており、いわゆる「美しい森林（もり）づくり」を展開するための必要な財源を確保すること。

以上、地方自治法第99条の規定により、2件意見書を提出するものであります。

以上、地方自治法第99条の規定により、2件意見書を提出するものであります。

議員の皆さまの賛同をよろしくお願いいたします。

<質 疑>

○議長【谷口正一君】 これより議案に対する
質疑に入ります。

質疑はありませんか。

ありませんので、質疑を終結いたします。

<討 論>

○議長【谷口正一君】 これより討論に入ります。

討論はありませんか。

ありませんので、討論を終結いたします。

<採 決>

○議長【谷口正一君】 これより議案採決に入ります。

議会議案第14号を採決いたします。

お諮りいたします。

原案のとおり決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長【谷口正一君】 異議なしと認めます。

よって、議会議案第14号は、原案のとおり可決されました。

次に、議会議案第15号を採決いたします。

お諮りいたします。

原案のとおり決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長【谷口正一君】 異議なしと認めます。

よって、議会議案第15号は、原案のとおり可決されました。

<議会議案上程>

○議長【谷口正一君】 次に、議会議案第16号谷下紀義議員ほか2名提出の非核三原則の法制化を求める意見書についての趣旨説明を求めます。

17番 谷下紀義議員。

○17番【谷下紀義君】 非核三原則の法制化を求める意見書。

朗読をもって説明にかえさせていただきます。

提案者 私、そして賛成議員に中村議員、森山議員でございます。

広島・長崎の原爆被爆から64年が経った。この間、被爆者たちは、核兵器による犠牲者が二度と生まれぬことを強く願い、国内外で被爆体験を語る運動を続けてきている。地球上から核兵器をなくすことは被爆国の国民として強い願いであり、責務でもある。

本年4月5日、オバマ米国大統領はプラハでの演説で、核兵器を使用したことのある唯一の核兵器保有国として、「米国は核兵器のない世界へ向けて確固とした第一歩を踏み出す」ことを明言した。

こうした中、今こそ日本は、唯一の被爆国として、核兵器廃絶に向けた主導的役割を果たすべきである。

よって、政府におかれては、「非核三原則」を国是としてかかげるだけでなく、その法制化を図られるよう強く要請する。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

よろしく、ご賛同のほどお願いいたします。

説明を終わります。

<質 疑>

○議長【谷口正一君】 これより議案に対する
質疑に入ります。

質疑はありませんか。

ありませんので、質疑を終結いたします。

<討 論>

○議長【谷口正一君】 これより討論に入ります。

討論はありませんか。

ありませんので、討論を終結いたします。

<採 決>

○議長【谷口正一君】 これより議案採決に入

ります。

議会議案第16号を採決いたします。

お諮りいたします。

原案のとおり決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長【谷口正一君】 異議なしと認めます。

よって、議会議案第16号は、原案のとおり可決されました。

<議会議案上程>

○議長【谷口正一君】 次に、議会議案第17号角井外喜雄議員ほか2名提出の地域間格差を拡大する「地方移譲」に反対し、直轄継続と事業促進を求める意見書についての趣旨説明を求めます。

3番 角井外喜雄議員。

○3番【角井外喜雄君】 議会議案第17号 地域間格差を拡大する「地方移譲」に反対し、直轄継続と事業促進を求める意見書。

提出者 私 角井外喜雄、賛成者 塩谷道子、山崎太市。

趣旨説明は、配付してある資料を朗読し、その旨といたします。

地域間格差を拡大する「地方移譲」に反対し、直轄継続と事業促進を求める意見書。

地方分権改革推進委員会は、国の権限の地方移譲について、社会資本整備を実施する地方整備局などを廃止・統合することのほか、国が管理する河川や国道についても国から地方への移譲を求めており、今後は事業の遅延や維持管理水準の後退が懸念される。

加えて、「地方分権」については、国の来年度予算編成と同様に国民生活の利便性や地方の継続的な発展の観点で議論されていないことから、本来の目的である「国民・住民のための行政組織の確立」から「道州制の確立に向けた分権改革」へと姿を変えている。

また、国の事業に対し、地方自治体との「二

重行政」であると批判しているが、「行政の住み分け」であると考えている。国が「幹」となり最重要である本川や国道を担当し、県はそれに次ぎ「枝」となる支川、地方道を担当し、市町村では「葉」となる支川や地方道を担当しており、決して「二重行政」とは言えない。

国が担当する河川や道路などの社会資本は、全国の整備状況や地域特性を熟知し、地域間に大きな差が生じないような整備を行うべきであるし、憲法にうたわれている「法の下での平等」「住居・移転の自由」「生存権と国の社会的使命」を果たすため、国に課せられた責務である。

引き続き、幹となる社会資本の整備を国が行うことは、多くの国民、とりわけ地方に住む国民にとって必ずや有益であると考えます。

さらに、災害時に必要な幹線道路の緊急復旧、大規模な河川施設の機能確保などは、連続的かつ広域的に対応することが最善であり、引き続き、国が行うべきであるし、緊急的な復旧が困難な地方自治体への支援は、被災地以外から求めなければならないことから、国が行うことで、より迅速に対応することが可能となる。

特に、石川県において重要な河川である手取川、梯川及び石川県の産業基盤を支える国道8号、157号、159号、160号及び470号、さらに手取川上流域白山砂防、石川海岸、手取川ダムの整備や維持管理は、石川県民の安全・安心を確保するためには大変重要であり、災害時は大型の人的支援や機器の保有・保管、高い技術力を要する国土交通省の各地方整備局や事務所が実施することが最も適切である。

こうしたことから、地方整備局や国道・河川の各事務所を実施してきた事業や役割は、引き続き継続して実施していくことが、国民・町民の安全で安心な生活を確保し、産業基盤を揺るぎないものとするためには重要である。そのため、石川県に関連する国土交通省北陸地方整備局及び管轄する金沢河川国道事務所及び金沢河川国道事務所の各出張所を存続することが不可

欠である。

よって、政府及び関係機関におかれては、下記の事項について措置されるよう強く要望する。

記

- 1 「二重行政の解消」というキャッチフレーズだけの改革を改め、国民の生命・財産を守るために必要な公共事業については、引き続き国がその責任において実施すること。
- 2 住民の安全・安心な生活を脅かし、地域間格差の拡大につながる直轄事業の地方移譲及び国土交通省地方出先機関の統廃合は行わないこと。
- 3 石川県内における河川では手取川及び梯川、道路では一般国道8号、157号、159号、160号及び470号、海岸では石川海岸、砂防では手取川上流域白山砂防、ダムでは手取川ダムの直轄での整備や維持管理を継続すること。
- 4 各事業を管轄する国土交通省北陸地方整備局、金沢河川国道事務所及び金沢河川国道事務所の既存出張所を存続すること。

町議会会議規則第14条第1項および第2項の規定、また地方自治法第99条の規定により、意見書を提出するものであります。

議員の皆さまのご賛同をよろしくお願いいたします。

<質 疑>

○議長【谷口正一君】 これより議案に対する質疑に入ります。

質疑はありませんか。

ありませんので、質疑を終結いたします。

<討 論>

○議長【谷口正一君】 これより討論に入ります。

討論はありませんか。

ありませんので、討論を終結いたします。

<採 決>

○議長【谷口正一君】 これより議案採決に入ります。

議会議案第17号を採決いたします。

お諮りいたします。

原案のとおり決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長【谷口正一君】 異議なしと認めます。

よって、議会議案第17号は、原案のとおり可決されました。

<閉会中の継続調査>

○議長【谷口正一君】 日程第4 各常任委員会および議会運営委員会の閉会中の継続調査についてを議題といたします。

総務常任委員会を初めとする3常任委員会委員長および議会運営委員会委員長から、お手元に配付のとおり、それぞれ閉会中の継続調査の申出書が議長のもとに参っております。

お諮りいたします。

各委員会から申し出のあった事項につきましては、閉会中も継続して調査することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長【谷口正一君】 異議なしと認めます。

よって、各委員会から申し出のあった事項につきましては、閉会中も継続して調査することに決しました。

ここで、暫時休憩いたします。午後3時45分から再開いたします。

〔休憩〕 午後3時32分

〔再開〕 午後3時45分

○議長【谷口正一君】 休憩前に引き続き会議を再開いたします。

お諮りいたします。

先ほどの請願第19号、請願第26号、請願第27号および請願第29号の採択に伴い、議会議案第18号から議会議案第21号までを日程に追加することにしたいと思います。

これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長【谷口正一君】 異議なしと認めます。

よって、議会議案第18号から議会議案第21号までを日程に追加することに決しました。

<議会議案上程>

○議長【谷口正一君】 追加日程第1 議会議案第18号から議会議案第21号までを一括して議題といたします。

議会議案第18号 中村一子議員ほか2名提出の「核兵器のない世界」に向けた政府の責任を果たすことを求める意見書についての趣旨説明を求めます。

1番 中村一子議員。

○1番【中村一子君】 議会議案第18号 「核兵器のない世界」に向けた政府の責任を果たすことを求める意見書。津幡町議会会議規則第14条第1号および第2項の規定により提出します。

提出者は、私 町議会議員中村一子、同じく森山時夫、同じく多賀吉一。

趣旨説明は、朗読をもってかえさせていただきます。

「核兵器のない世界」に向けた政府の責任を果たすことを求める意見書。

1945年に広島、長崎に原爆が投下されてから64年が経ったが、核兵器の残虐さと非人道性は世代を超えて人々を苦しめ続けている。核兵器のない世界をつくることは、唯一の被爆国である我が国はもとより全世界の人類共通の願いである。

オバマ米国大統領は、本年4月5日プラハで行った演説で「核兵器を使用したことのある唯一の核兵器保有国として、米国は行動する道義的責任がある」と述べ、「米国は核兵器のない世界へ向けて確固とした第一歩を踏み出す」ことを国家目標にすると、初めて公式に言明した。

また、9月24日には国連本部で、国連安全保障理事会の首脳級特別会合が開催され、「核兵

器のない世界」をめざした条件づくりに取り組む決意をうたった決議が、全会一致で採択された。鳩山首相もこの会合で演説し、唯一の被爆国として「日本は核廃絶に向けて先頭に立つ」と表明した。

こうした動きは、「核兵器のない世界」が核兵器保有国も含めた世界の圧倒的世論であり、各国政府が核兵器廃絶に向けて具体的に行動することが強く求められているものである。

よって、政府におかれては、「核兵器のない世界」を一日も早く実現するため、下記の事項について積極的な役割を果たすよう強く要望する。

記

- 1 核兵器廃絶を主題とした国際交渉を開始することを、世界に呼びかけること。
- 2 核兵器保有国に対して、来年の国連・NPT（核不拡散条約）再検討会議で、核兵器廃絶を達成する「明確な約束」を再確認することを求め、その実現に向けて最大限の努力を行うこと。

以上、地方自治法第99条の規定により、意見書を提出するものであります。

ご賛同のほど、よろしく申し上げます。

<質 疑>

○議長【谷口正一君】 これより議案に対する質疑に入ります。

質疑はありませんか。

ありませんので、質疑を終結いたします。

<討 論>

○議長【谷口正一君】 これより討論に入ります。

討論はありませんか。

ありませんので、討論を終結いたします。

<採 決>

○議長【谷口正一君】 これより議案採決に入

ります。

議会議案第18号を採決いたします。

本案は起立によって採決いたします。

お諮りいたします。

原案のとおり決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長【谷口正一君】 異議なしと認めます。

よって、議会議案第18号は、原案のとおり可決されました。

<議会議案上程>

○議長【谷口正一君】 次に、議会議案第19号 森山時夫議員ほか2名提出のエコポイント制度及びエコカー補助金の継続実施を求める意見書についての趣旨説明を求めます。

2番 森山時夫議員。

○2番【森山時夫君】 議会議案第19号 エコポイント制度及びエコカー補助金の継続実施を求める意見書。津幡町議会会議規則第14条第1項および第2項の規定により提出をする。

提出者 森山、賛成者 多賀、鈴木両議員であります。

趣旨説明は朗読によって行いますので、よろしくお願いをいたします。

エコポイント制度及びエコカー補助金の継続実施を求める意見書。

世界が深刻な地球温暖化問題に直面する中、日本は世界の環境政策をリードしていく責任がある。また、低炭素社会実現に向けたさまざまな取り組みを通し、日本が誇る環境技術によって雇用を創出し、経済成長と温室効果ガス排出削減を同時に進める体制づくりや長期戦略が必要である。

平成21年度補正予算事業として実施されているエコポイント制度と環境対応車へのエコカー補助金は、平成22年3月末が期限となっている。

エコポイント制度は、申請受付件数も着実にふえ、国民に周知されてきた。環境対応車への

エコカー補助金についても納車待ちの車種が出るなど大きな効果を生んでおり、温室効果ガスを大幅に削減するためには、家庭における削減対策の強化は不可欠である。

また、直近の2四半期で実質GDPがプラス成長になっていることを踏まえれば、効果が出ている政策は今後も継続すべきである。

よって、国におかれては、今後もさらなる需要の創出、消費の喚起及び低炭素化の推進を図るため、下記の施策が確実に実施されるよう強く要望する。

記

1 平成22年3月末で期限が切れる「エコポイントの活用によるグリーン家電普及促進事業」及び「環境対応車への買い換え・購入に対する補助制度」を延長すること。

2 現在、「エコポイントの活用によるグリーン家電普及促進事業」で対象となっているエアコン・冷蔵庫・地上デジタル放送対応テレビのほか、省エネ効果が期待される商品にもエコポイント制度の活用を検討すること。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出します。

趣旨説明をこれで終わらせていただきます。

議員の皆さま方のご賛同をよろしくお願いをいたします。

<質 疑>

○議長【谷口正一君】 これより議案に対する質疑に入ります。

質疑はありませんか。

ありませんので、質疑を終結いたします。

<討 論>

○議長【谷口正一君】 これより討論に入ります。

討論はありませんか。

ありませんので、討論を終結いたします。

<採 決>

○議長【谷口正一君】 これより議案採決に入ります。

議会議案第19号を採決いたします。

この採決は、起立によって行います。

お諮りいたします。

議会議案第19号に賛成の諸君の起立を求めます。

〔起立者16名 不起立者1名〕

○議長【谷口正一君】 起立多数であります。

よって、議会議案第19号は、原案のとおり可決されました。

<議会議案上程>

○議長【谷口正一君】 次に、議会議案第20号山崎太市議員ほか2名提出のさらなる緊急雇用対策の実施を求める意見書についての趣旨説明を求めます。

13番 山崎太市議員。

○13番【山崎太市君】 議会議案第20号 さらなる緊急雇用対策の実施を求める意見書。津幡町議会会議規則第14条第1項および第2項の規定により提出するものであります。

提出者は、私 山崎太市、賛成者 角井外喜雄議員、同じく洲崎正昭議員であります。

本文の朗読をもって、趣旨説明にかえさせていただきます。

さらなる緊急雇用対策の実施を求める意見書。

雇用失業情勢は、完全失業率が5.3パーセント（21年10月）、有効求人倍率が、0.43倍と依然、厳しい情勢を示し、年末、年度末に向けてさらなる悪化も懸念されている。

政府は、10月23日に「緊急雇用対策」を取りまとめたが、「既存の施策・予算の活用により取りまとめる」とされており、財政措置も考慮したもう一段の緊急雇用対策を講ずる必要がある。

よって、政府におかれては、年末・年度末のさらなる雇用悪化を防ぐため、下記の事項につ

いて一層の取り組みを行うよう強く要請する。

記

- 1 「雇用調整助成金」の運用に当たっては、助成金支給の要件となる前年同期や直前3カ月の売り上げ、製品等の生産量の規定について実態に即した緩和を行い、助成金支給の拡充を図ること。
- 2 セーフティーネット強化の観点から、雇用保険の非正規労働者への適用範囲の拡大を図ること。
- 3 「訓練・生活支援給付」については、雇用保険や失業給付の支給の対象とならない求職者への第2のセーフティーネットとして、恒久化を図ること。
- 4 「緊急雇用対策」で示されたハローワークのワンストップ・サービス化を進めることが本来の職業紹介業務に支障を来さないよう、職員の増員も含めたハローワークの窓口体制の強化を図ること。
- 5 第2の就職氷河期を招かないために、企業と学生のミスマッチ解消のための情報提供体制の充実など、新卒者への就職支援体制を強化すること。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書の提出をするものであります。

議員各位の賛同をよろしくお願いいたします。

<質 疑>

○議長【谷口正一君】 これより議案に対する質疑に入ります。

質疑はありませんか。

ありませんので、質疑を終結いたします。

<討 論>

○議長【谷口正一君】 これより討論に入ります。

討論はありませんか。

ありませんので、討論を終結いたします。

<採 決>

○議長【谷口正一君】 これより議案採決に入ります。

議会議案第20号を採決いたします。

本案は起立によって採決いたします。

お諮りいたします。

原案のとおり決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長【谷口正一君】 異議なしと認めます。

よって、議会議案第20号は、原案のとおり可決されました。

<議会議案上程>

○議長【谷口正一君】 次に、議会議案第21号道下政博議員ほか2名提出の子どもたちの生命を守るため、ヒブワクチン及び肺炎球菌ワクチンへの公費助成、定期接種化を求める意見書についての趣旨説明を求めます。

9番 道下政博議員。

○9番【道下政博君】 趣旨説明については、朗読によりかえさせていただきます。

議会議案第21号 子どもたちの生命を守るため、ヒブワクチン及び肺炎球菌ワクチンへの公費助成、定期接種化を求める意見書。

上記の議案を次のとおり、津幡町議会会議規則第14条第1項および第2項の規定により提出する。

提出者 私 道下政博、賛成者 酒井義光議員、同じく河上孝夫議員でございます。

子どもたちの生命を守るため、ヒブワクチン及び肺炎球菌ワクチンへの公費助成、定期接種化を求める意見書。

細菌性髄膜炎は、乳幼児に重い後遺症を引き起こしたり、死亡に至るおそれが高い重篤な感染症で、その原因の75パーセントがヒブ（H i b =ヘモフィルスインフルエンザ菌 b型）と肺炎球菌によるものである。細菌性髄膜炎は早期診断が困難なこと、発症後の治療には限界があ

ることなどから、罹患前の予防が非常に重要で、H i bや肺炎球菌による細菌性髄膜炎については乳幼児期のワクチン接種により効果的に予防することが可能である。

世界保健機関もワクチンの定期予防接種を推奨しており、すでに欧米、アジア、アフリカなど100カ国以上で導入され、90カ国以上で定期予防接種とされており、こうした国々では発症率が大幅に減少している。

日本においては、世界から20年遅れてH i bワクチンが昨年12月に販売開始となり、小児用肺炎球菌ワクチン（7価ワクチン）も欧米より約10年遅れて今年10月に国内初承認され、来年春までに販売開始の予定となっている。

医療機関においてワクチンの接種が可能となっても、任意接種であるため費用負担が大きく、公費助成や定期接種化など、子どもたちの命を守るための早急な対策が必要である。

よって、政府におかれては、細菌性髄膜炎の予防対策を図るため、下記の事項について一日も早く実現されるよう強く要望する。

記

1 H i bワクチン及び小児用肺炎球菌ワクチンの有効性、安全性を評価した上で、予防接種法を改正し、H i b重症感染症（髄膜炎、咽頭蓋炎、敗血症）を定期接種対象疾患に位置付けること。

2 ワクチンの安全供給のための手立てを講ずること。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

以上、全議員の皆さまの賛同を願い、趣旨説明を終わります。

<質 疑>

○議長【谷口正一君】 これより議案に対する質疑に入ります。

質疑はありませんか。

ありませんので、質疑を終結いたします。

<討 論>

○議長【谷口正一君】 これより討論に入ります。

討論はありませんか。

ありませんので、討論を終結いたします。

<採 決>

○議長【谷口正一君】 これより議案採決に入ります。

議会議案第21号を採決いたします。

お諮りいたします。

原案のとおり決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長【谷口正一君】 異議なしと認めます。

よって、議会議案第21号は、原案のとおり可決されました。

以上、今議会で可決されました議会議案第10号から議会議案第21号までの提出先および処理方法につきましては、議長にご一任願います。

<閉議・閉会>

○議長【谷口正一君】 以上をもって、本定例会に付議されました案件の審議は、すべて終了いたしました。

よって、平成21年第8回津幡町議会定例会を閉会いたします。

これにて散会いたします。

午後4時05分

地方自治法第123条第2項の規定により、これに署名する。

議会議長 谷口 正一

署名議員 角井外喜雄

署名議員 酒井 義光

参 考 資 料

1. 一般質問通告一覧表	1
1. 議会議案	2
1. 決算審査特別委員会審査報告書	17
1. 委員会審査結果表	18
1. 閉会中の継続調査申出書	21
1. 請 願	25

平成 21 年第 8 回津幡町議会定例会一般質問通告一覧表

番号	質問議員氏名	質 問 事 項		答 弁 者	
1	3番 角井外喜雄	1	児童虐待防止への取り組みについて	町民児童課長	
		2	小中学生の携帯電話所持について	教 育 長	
		3	次期町長選の出馬を問う	町 長	
2	17番 谷下 紀義	1	イノシシ対策について	町 長 産業建設部長 産業経済課長	
3	11番 南田 孝是	1	住民が主役の地域づくりとしての協働事業提案制度を	町 長	
		2	高齢者の外出支援策と買い物代行制度について	町 長	
4	2番 森山 時夫	1	国の予算改革による町行政の行方について	町 長	
		2	国道 8 号津幡北バイパスにおけるロードキル対策について	町 長	
5	5番 塩谷 道子	1	小学校 1. 2 年生での 30 人以下学級を求める	町 長	
		2	子どもの医療費の中学校卒業までの入院費・通院費の無料化を求める	町 長	
		3	住民税・国民健康保険税などの滞納者に対する町のきめ細かな対応を求める	総 務 部 長	
		4	介護についての多様な要望を受け止め、それにこたえる町の取り組みを求める	町民福祉部長	
		5	介護保険に関わるリフォームについて	保険年金課長	
		6	(仮称) ボートピア津幡設置計画の白紙撤回を求める	町 長	
6	6番 前田 幸子	1	民主党政権との関係を町はどのように構築していくのか	町 長	
		2	財政健全化に向け、町も「事業仕分け」の意気込みが必要ではないか	町 長	
		3	ボートピア問題を問う	1 「ボートピアなんぶ」の現状はどうなっているのか	町 長
2 12年前の嵐山町でのボートピア誘致にからむ襲撃事件について	町 長				
7	4番 酒井 義光	1	通学路の安全対策について	町 長	
		2	耕作放棄地の取り組みについて	町 長	
8	1番 中村 一子	1	監査委員制度等の問題点について	1 委員選出の経緯を問う	町 教 育 長
			2 監査実施体制は十分か	町 長	
			3 外部監査を導入する考えはないか	町 長	
			4 住民監査請求の監査報告書のホームページ公開を	監査委員事務局長	
		2	親を支えるための子育て支援について	町 長	
3	ボートピアの売り上げ減少に関すること等について	町 長			
9	9番 道下 政博	1	肺炎球菌ワクチン接種に町の助成を	町 長	
		2	町に木曾義仲のゆるキャラ作成を	町 長	
		3	アダプトプログラム（里親制度）の導入を	町 長	
		4	(仮称) 津幡北部公園の正式名称を公募で	町 長	
		5	津幡町公共施設電話番号一覧の刷新配布を	町 長	

平成21年12月9日

津幡町議会議長 谷口正一様

提出者 総務常任委員長 多賀吉一

平成22年度予算の年内編成を求める意見書

上記の議案を次のとおり、地方自治法（昭和22年法律第67号）第109条第7項及び津幡町議会会議規則（昭和62年津幡町議会規則第1号）第14条第3項の規定により提出する。

平成22年度予算の年内編成を求める意見書

政府は、新政権発足に伴い、従来の予算編成及び税制改正作業を大胆に見直し、予算編成の組み替えを明言している。

特に、行政刷新会議による事業仕分けでは、これまで国が行ってきた諸事業を地方に移管する方針を示し、地方交付税についても抜本的に見直す方針を示した。同会議の結論のとおり、平成22年度予算が編成されるのであるならば、来年度の地方自治体予算編成にも大きな影響を与えることとなる。

一方、行政刷新会議が予算編成に対し、いかなる権限を持っているのか法的根拠もなく、閣僚からも仕分け作業に対する異論もあり、事業仕分けの内容が来年度予算にどのように反映されるのかは、まったく不透明である。

地方自治体は、新政権の予算編成を受け、年明けから速やかに予算編成作業に着手し、地域住民の生活や地域経済に影響を与えないよう適切に執行しなければならない。しかし、現状は政府の平成22年度予算編成に対する基本的な考えが明確ではなく、地方自治体では来年度予算編成に向けて不安や戸惑いが広がっている。

よって、国におかれては、地方自治体が速やかに予算編成作業に着手できるよう、平成22年度予算を年内に着実に編成するよう強く要望する。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

平成21年12月9日

津幡町議会議長 谷口正一様

提出者 総務常任委員長 多賀吉一

「地方の声を直接国政に伝える」請願権の保障を求める意見書

上記の議案を次のとおり、地方自治法（昭和22年法律第67号）第109条第7項及び津幡町議会会議規則（昭和62年津幡町議会規則第1号）第14条第3項の規定により提出する。

「地方の声を直接国政に伝える」請願権の保障を求める意見書

地方の声を国政に伝える上で、主権者の代表たる地方自治体の首長が、中央政府に対し陳情することは極めて重要な手段である。

政府・与党は、「分権型陳情への改革」として窓口を民主党本部幹事長室に一元化したところである。これに対し、地方自治体の首長から「こうしたやり方で国に地方の声が届くのか」と不安や危惧する声が多く上がっている。

本来、政治と行政の役割は切り離して考えるべきであり、立法府を構成する政党が特に多様化・専門化している行政の要望等を一元化して受けることで、事実上、行政への窓口を閉ざすことは憲法で保障する国民の請願権を侵害することにもつながりかねない。

よって、国におかれては、行政府として直接地方の声に耳を傾け、確実に受け止める適切な仕組みを保障するよう強く要望する。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

平成21年12月9日

津幡町議会議長 谷口正一様

提出者 総務常任委員長 多賀吉一

地方の社会資本整備促進を求める意見書

上記の議案を次のとおり、地方自治法（昭和22年法律第67号）第109条第7項及び津幡町議会議規則（昭和62年津幡町議会議規則第1号）第14条第3項の規定により提出する。

地方の社会資本整備促進を求める意見書

地方における社会資本整備は、地域住民の生活や経済・社会活動を支える礎であり、「人」や「モノ」の交流基盤の整備、農業などの食料生産基盤の充実、災害防止など、住民が安全・安心で、豊かな生活を営むために必要不可欠なものである。

しかし、行政刷新会議の事業仕分けでは、本来、充実されるべき地方の社会資本整備に係る事業の廃止や大幅な縮減がなされようとしている。本町においても、中山間地をはじめ社会資本整備が必要な地域が多く存在しているため、都市圏との格差がより一層広がることが懸念されている。地方を元気にし、活力を創出するためにも、真に必要な社会資本整備の充実を図る必要がある。

よって、国におかれては、地方における社会資本整備の促進にあたって、下記の事項を実現されるよう強く要望する。

記

- 1 地方は、都市圏に比べて産業基盤や生活関連基盤等の社会資本整備が不十分であることから、全国一律の視点ではなく、地方の実情を踏まえた予算配分を行うことによって、安全・安心で快適な社会生活を望む住民の期待に応えること。また、食料生産を担う農林関係の促進を図ること。
- 2 石川県の建設業は、全産業就業人口の約1割を雇用する基幹産業であり、地域の社会資本を整備し、雇用を支え、まさに地域に貢献してきたところであり、その経営が成り立つよう公共投資に係る事業量を確保すること。
- 3 建設業者は、地方自治体と災害協定を結ぶなど、災害時における応急復旧や除雪についても重要な役割を果たしている。しかし、中小零細規模の建設業者は、大幅な公共投資の減額によって雇用の維持や除雪機械の保有すら困難な状況にある。今後、町民生活の安全・安心にも支

障を来すことにならないよう、その経営が成り立つよう適切な施策を講ずること。

- 4 行政刷新会議による「事業仕分け」結果に対し、平成22年度予算編成の最終判断にあたっては、拙速を避け、地方の声に重きを置くこと。また、地方自治体の判断に任せるとした事業については、財源的な裏付けを明らかにすること。特に、廃止と仕分けされた農道の整備については、農産物の物流の基軸としてのみならず、地域に密着した生活道路としても必要不可欠であることから、必要な予算を確保すること。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

平成21年12月9日

津幡町議会議長 谷口正一様

提出者 総務常任委員長 多賀吉一

高速道路原則無料化の撤回を求める意見書

上記の議案を次のとおり、地方自治法（昭和22年法律第67号）第109条第7項及び津幡町議会会議規則（昭和62年津幡町議会規則第1号）第14条第3項の規定により提出する。

高速道路原則無料化の撤回を求める意見書

政府は高速道路の原則無料化の方針を打ち出し、国土交通省では段階的な無料化に向けた社会実験経費6,000億円を平成22年度予算概算要求に盛り込んでいる。

しかし、鉄道、フェリー、バス業界などから「客離れが進む」との懸念が示されている。特に、地域の公共交通を支えるバス業界にとっては、高速道路無料化による影響で経営が悪化し、地域のバス交通網の縮小につながる可能性が高い。また、鉄道の経営悪化を招くおそれもあり、その結果、自家用車を利用できない多くの「交通弱者」を生み出すことは明らかである。

政府が目指す無料化による経済効果についても、高速道路利用で地方の買い物客が都市部に流れ、結果的に地域間格差の拡大を助長し、地域経済の活性化にはつながらない。

また、地方の高速道路建設は未だ途上にあり、原則無料化の結果、高速道路をはじめ地域に必要な道路整備事業の予算確保が困難になることは明らかである。

さらに、政府の温室効果ガス排出削減方針とも大きく矛盾し、旧道路公団の債務返済についても国民負担が増大することも明らかであり、国民の6割以上が高速道路の原則無料化に反対しているとの調査結果も出ている。

よって、国におかれては、高速道路の原則無料化方針を撤回されるよう強く要望する。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

平成21年12月9日

津幡町議会議長 谷口正一様

提出者 産業建設常任委員長 向正則

食料供給力の向上と農林水産業の振興・発展のための対策を求める意見書

上記の議案を次のとおり、地方自治法（昭和22年法律第67号）第109条第7項及び津幡町議会会議規則（昭和62年津幡町議会規則第1号）第14条第3項の規定により提出する。

食料供給力の向上と農林水産業の振興・発展のための対策を求める意見書

現在、世界の食料需給は、人口の増加と中国・インドなどの人口大国の経済発展等により需要が増加する一方、単収の伸びの鈍化、地球温暖化の進行などによる異常気象の頻発、砂漠化の進行や水資源の不足などにより供給は不安定化し、中長期的にひっ迫することが懸念されている。

このような農業をめぐる状況の中、特に2千年以上に及ぶ歴史を持つ稲作は、我が国の食料供給力の根幹であり、また、転作作物の中心となる麦・大豆については、自給率向上に資し、水田農業を支える作物として定着しつつあり、将来に向けた食料供給力を確保する観点から、今後とも水田農業において農業者が十分な所得を確保し、意欲と展望を持って営農が継続できるよう支援することが不可欠である。

また、これまで国民の「食・住」を支えてきた農林水産業の発展のためには、地域の実情を反映しつつ、国からの持続性のある支援策が重要である。

よって、国におかれては、食料供給力の向上と農林水産業の振興・発展のため、下記の事項を早急に対応されるよう強く要望する。

記

1 食料施策について

(1) 米戸別所得補償モデル事業について

補償対象の米価水準の基礎となる「標準的な生産に要する費用」は、全国一律とせず、地域の実情や経営規模を考慮した制度設計とすること。

(2) 水田利活用自給力向上事業について

食料自給率の向上など、国の施策に沿って転作の主力作物として作付けを推進してきた麦や大豆等については、これまでの助成水準を維持するよう必要な予算を確保すること。

2 平成22年度農林水産関係予算について

農林水産業の発展、農山漁村の振興に支障を来さないよう、平成22年度予算編成において必要な予算を確保すること。

3 日米F T A（自由貿易協定）について

日米のF T A締結は、食料供給力と我が国の「食と農業」を支える人々の暮らしに打撃を与え、地域経済の安定、国土保全の観点から大きな影響が懸念されるため、農業分野の取り扱いには慎重を期すること。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

平成21年12月9日

津幡町議会議長 谷口正一様

提出者 産業建設常任委員長 向 正 則

農山村の多面的機能を維持する施策の推進を求める意見書

上記の議案を次のとおり、地方自治法（昭和22年法律第67号）第109条第7項及び津幡町議会会議規則（昭和62年津幡町議会規則第1号）第14条第3項の規定により提出する。

農山村の多面的機能を維持する施策の推進を求める意見書

我が国の農山村は、安全・安心な食料を供給するだけでなく、豊かな自然環境、美しい景観、きれいな空気と水を生み出すなど、多面的な機能を発揮している。

しかしながら、こうした地域においては、高齢化の進行、担い手や就業機会の不足、生活環境の整備の遅れなどにより、耕作放棄の深刻化などが顕著になっている。このまま放置すれば、農山村の多面的機能が失われ、国民すべてにとって大きな損失が生じることが強く懸念されている。

よって、国におかれては、農山村の多面的機能を維持・向上させるため、下記の事項を実施されるよう強く要望する。

記

- 1 条件が不利な状況にある中山間地域における農業生産の維持を図り、農山村の多面的機能を確保するための「中山間地域等直接支払制度」を充実・強化すること。
- 2 耕作放棄地は、農作業の非効率化と食料自給率の向上を図る上で重大な支障となっている。
農地は、安全・安心な食料の安定供給の確保、豊かな自然環境の保全や災害の防止など多面的な機能を有するため、国が直接関与する施策のもと耕作放棄地対策を強化すること。
- 3 間伐の推進による健全な森林の整備・保全是、木材の利用拡大を図るだけでなく、森林の果たす役割として保水力の強化や低炭素社会を実現する上でも大変に重要となっており、いわゆる「美しい森林（もり）づくり」を展開するための必要な財源を確保すること。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

平成21年12月9日

津幡町議会議長 谷口正一様

提出者 津幡町議会議員 谷下 紀義

賛成者 津幡町議会議員 中村 一子

同 津幡町議会議員 森山 時夫

非核三原則の法制化を求める意見書

上記の議案を次のとおり、津幡町議会会議規則（昭和62年津幡町議会規則第1号）第14条第1項及び第2項の規定により提出する。

非核三原則の法制化を求める意見書

広島・長崎の原爆被爆から64年が経った。この間、被爆者たちは、核兵器による犠牲者が二度と生まれぬことを強く願い、国内外で被爆体験を語る運動を続けてきている。地球上から核兵器をなくすことは被爆国の国民として強い願いであり、責務でもある。

本年4月5日、オバマ米国大統領はプラハでの演説で、核兵器を使用したことのある唯一の核兵器保有国として、「米国は核兵器のない世界へ向けて確固とした第一歩を踏み出す」ことを明言した。

こうした中、今こそ日本は、唯一の被爆国として、核兵器廃絶に向けた主導的役割を果たすべきである。

よって、政府におかれては、「非核三原則」を国是としてかかげるだけでなく、その法制化を図られるよう強く要請する。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

平成21年12月9日

津幡町議会議長 谷口正一様

提出者 津幡町議会議員 角井外喜雄
賛成者 津幡町議会議員 塩谷道子
同 津幡町議会議員 山崎太市

地域間格差を拡大する「地方移譲」に反対し、直轄継続と事業促進を求める意見書

上記の議案を次のとおり、津幡町議会会議規則（昭和62年津幡町議会規則第1号）第14条第1項及び第2項の規定により提出する。

地域間格差を拡大する「地方移譲」に反対し、直轄継続と事業促進を求める意見書

地方分権改革推進委員会は、国の権限の地方移譲について、社会資本整備を実施する地方整備局などを廃止・統合することのほか、国が管理する河川や国道についても国から地方への移譲を求めており、今後は事業の遅延や維持管理水準の後退が懸念される。

加えて、「地方分権」については、国の来年度予算編成と同様に国民生活の利便性や地方の継続的な発展の観点は議論されていないことから、本来の目的である「国民・住民のための行政組織の確立」から「道州制の確立に向けた分権改革」へと姿を変えている。

また、国の事業に対し、地方自治体との「二重行政」であると批判しているが、「行政の住み分け」であると考えている。国が「幹」となり最重要である本川や国道を担当し、県はそれに次ぎ「枝」となる支川、地方道を担当し、市町村では「葉」となる支川や地方道を担当しており、決して「二重行政」とは言えない。

国が担当する河川や道路などの社会資本は、全国の整備状況や地域特性を熟知し、地域間に大きな差が生じないような整備を行うべきであるし、憲法にうたわれている「法の下での平等」「住居・移転の自由」「生存権と国の社会的使命」を果たすため、国に課せられた責務である。

引き続き、幹となる社会資本の整備を国が行うことは、多くの国民、とりわけ地方に住む国民にとって必ずや有益であると考えている。

さらに、災害時に必要な幹線道路の緊急復旧、大規模な河川施設の機能確保などは、連続的かつ広域的に対応することが最善であり、引き続き、国が行うべきであるし、緊急的な復旧が困難な地方自治体への支援は、被災地以外から求めなければならないことから、国が行うことで、より迅速に対応することが可能となる。

特に、石川県において重要な河川である手取川、梯川及び石川県の産業基盤を支える国道8号、

157号、159号、160号及び470号（能越自動車道）、さらに手取川上流域白山砂防、石川海岸、手取川ダムの整備や維持管理は、石川県民の安全・安心を確保するためには大変重要であり、災害時は大型の人的支援や機器の保有・保管、高い技術力を要する国土交通省の各地方整備局や事務所が実施することが最も適切である。

こうしたことから、地方整備局や国道・河川の各事務所で実施してきた事業や役割は、引き続き継続して実施していくことが、国民・町民の安全で安心な生活を確保し、産業基盤を揺るぎないものとするためには重要である。そのため、石川県に関連する国土交通省北陸地方整備局及び管轄する金沢河川国道事務所及び金沢河川国道事務所の各出張所を存続することが不可欠である。

よって、政府及び関係機関におかれては、下記の事項について措置されるよう強く要望する。

記

- 1 「二重行政の解消」というキャッチフレーズだけの改革を改め、国民の生命・財産を守るために必要な公共事業については、引き続き国がその責任において実施すること。
- 2 住民の安全・安心な生活を脅かし、地域間格差の拡大につながる直轄事業の地方移譲及び国土交通省地方出先機関の統廃合は行わないこと。
- 3 石川県内における河川では手取川及び梯川、道路では一般国道8号、157号、159号、160号及び470号（能越自動車道）、海岸では石川海岸、砂防では手取川上流域白山砂防、ダムでは手取川ダムの直轄での整備や維持管理を継続すること。
- 4 各事業を管轄する国土交通省北陸地方整備局、金沢河川国道事務所及び金沢河川国道事務所の既存出張所（手取川出張所、小松出張所、白峰砂防出張所、尾口砂防出張所、松任海岸出張所、手取川ダム管理支所、加賀国道維持出張所、能登国道維持出張所、金沢国道維持出張所）を存続すること。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

平成21年12月9日

津幡町議会議長 谷口正一様

提出者 津幡町議会議員 中村 一子
賛成者 津幡町議会議員 森山 時夫
同 津幡町議会議員 多賀 吉一

「核兵器のない世界」に向けた政府の責任を果たすことを求める意見書

上記の議案を次のとおり、津幡町議会会議規則（昭和62年津幡町議会規則第1号）第14条第1項及び第2項の規定により提出する。

「核兵器のない世界」に向けた政府の責任を果たすことを求める意見書

1945年に広島、長崎に原爆が投下されてから64年経ったが、核兵器の残虐さと非人道的性は世代を超えて人々を苦しめ続けている。核兵器のない世界をつくることは、唯一の被爆国である我が国はもとより全世界の人類共通の願いである。

オバマ米国大統領は、本年4月5日プラハで行った演説で「核兵器を使用したことのある唯一の核兵器保有国として、米国は行動する道義的責任がある」と述べ、「米国は核兵器のない世界へ向けて確固とした第一歩を踏み出す」ことを国家目標にすると、初めて公式に言明した。

また、9月24日には国連本部で、国連安全保障理事会の首脳級特別会合が開催され、「核兵器のない世界」をめざした条件づくりに取り組む決意をうたった決議が、全会一致で採択された。鳩山首相もこの会合で演説し、唯一の被爆国として「日本は核廃絶に向けて先頭に立つ」と表明した。

こうした動きは、「核兵器のない世界」が核兵器保有国も含めた世界の圧倒的世論であり、各国政府が核兵器廃絶に向けて具体的に行動することが強く求められているものである。

よって、政府におかれては、「核兵器のない世界」を一日も早く実現するため、下記の事項について積極的な役割を果たすよう強く要望する。

記

- 1 核兵器廃絶を主題とした国際交渉を開始することを、世界に呼びかけること。
- 2 核兵器保有国に対して、来年の国連・NPT（核不拡散条約）再検討会議で、核兵器廃絶を達成する「明確な約束」を再確認することを求め、その実現に向けて最大限の努力を行うこと。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

平成21年12月9日

津幡町議会議長 谷口正一様

提出者 津幡町議会議員 森山 時夫
賛成者 津幡町議会議員 多賀 吉一
同 津幡町議会議員 鈴木 準一

エコポイント制度及びエコカー補助金の継続実施を求める意見書

上記の議案を次のとおり、津幡町議会会議規則（昭和62年津幡町議会規則第1号）第14条第1項及び第2項の規定により提出する。

エコポイント制度及びエコカー補助金の継続実施を求める意見書

世界が深刻な地球温暖化問題に直面する中、日本は世界の環境政策をリードしていく責任がある。また、低炭素社会実現に向けたさまざまな取り組みを通し、日本が誇る環境技術によって雇用を創出し、経済成長と温室効果ガス排出削減を同時に進める体制づくりや長期戦略が必要である。

平成21年度補正予算事業として実施されているエコポイント制度と環境対応車へのエコカー補助金は、平成22年3月末が期限となっている。

エコポイント制度は、申請受付件数も着実にふえ、国民に周知されてきた。環境対応車へのエコカー補助金についても納車待ちの車種が出るなど大きな効果を生んでおり、温室効果ガスを大幅に削減するためには、家庭における削減対策の強化は不可欠である。

また、直近の2四半期で実質GDPがプラス成長になっていることを踏まえれば、効果が出ている政策は今後も継続すべきである。

よって、国におかれては、今後もさらなる需要の創出、消費の喚起及び低炭素化の推進を図るため、下記の施策が確実に実施されるよう強く要望する。

記

- 1 平成22年3月末で期限が切れる「エコポイントの活用によるグリーン家電普及促進事業」及び「環境対応車への買い換え・購入に対する補助制度」を延長すること。
- 2 現在、「エコポイントの活用によるグリーン家電普及促進事業」で対象となっているエアコン・冷蔵庫・地上デジタル放送対応テレビのほか、省エネ効果が期待される商品にもエコポイント制度の活用を検討すること。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

平成21年12月9日

津幡町議会議長 谷口正一様

提出者 津幡町議会議員 山崎 太市
賛成者 津幡町議会議員 角井外喜雄
同 津幡町議会議員 洲崎 正昭

さらなる緊急雇用対策の実施を求める意見書

上記の議案を次のとおり、津幡町議会会議規則（昭和62年津幡町議会規則第1号）第14条第1項及び第2項の規定により提出する。

さらなる緊急雇用対策の実施を求める意見書

雇用失業情勢は、完全失業率が5.3%（21年10月）、有効求人倍率が、0.43倍（同）と依然、厳しい情勢を示し、年末、年度末に向けてさらなる悪化も懸念されている。

政府は、10月23日に「緊急雇用対策」を取りまとめたが、「既存の施策・予算の活用により取りまとめる」とされており、財政措置も考慮したもう一段の緊急雇用対策を講ずる必要がある。

よって、政府におかれては、年末・年度末のさらなる雇用悪化を防ぐため、下記の事項について一層の取り組みを行うよう強く要請する。

記

- 1 「雇用調整助成金」の運用に当たっては、助成金支給の要件となる前年同期や直前3カ月の売り上げ、製品等の生産量の規定について実態に即した緩和を行い、助成金支給の拡充を図ること。
- 2 セーフティーネット強化の観点から、雇用保険の非正規労働者への適用範囲の拡大を図ること。
- 3 「訓練・生活支援給付」については、雇用保険や失業給付の支給の対象とならない求職者への第2のセーフティーネットとして、恒久化を図ること。
- 4 「緊急雇用対策」で示されたハローワークのワンストップ・サービス化を進めることが本来の職業紹介業務に支障を来さないよう、職員の増員も含めたハローワークの窓口体制の強化を図ること。
- 5 第2の就職氷河期を招かないために、企業と学生のミスマッチ解消のための情報提供体制の充実など、新卒者への就職支援体制を強化すること。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

平成21年12月9日

津幡町議会議長 谷口正一様

提出者 津幡町議会議員 道下 政博
賛成者 津幡町議会議員 酒井 義光
同 津幡町議会議員 河上 孝夫

子どもたちの生命を守るため、ヒブワクチン及び肺炎球菌ワクチンへの公費助成、定期接種化を求める意見書

上記の議案を次のとおり、津幡町議会会議規則（昭和62年津幡町議会規則第1号）第14条第1項及び第2項の規定により提出する。

子どもたちの生命を守るため、ヒブワクチン及び肺炎球菌ワクチンへの公費助成、定期接種化を求める意見書

細菌性髄膜炎は、乳幼児に重い後遺症を引き起こしたり、死亡に至るおそれが高い重篤な感染症で、その原因の75%がヒブ（Hib＝ヘモフィルスインフルエンザ菌b型）と肺炎球菌によるものである。細菌性髄膜炎は早期診断が困難なこと、発症後の治療には限界があることなどから、罹患前の予防が非常に重要で、Hibや肺炎球菌による細菌性髄膜炎については乳幼児期のワクチン接種により効果的に予防することが可能である。

世界保健機関（WHO）もワクチンの定期予防接種を推奨しており、すでに欧米、アジア、アフリカなど100カ国以上で導入され、90カ国以上で定期予防接種とされており、こうした国々では発症率が大幅に減少している。

日本においては、世界から20年遅れてHibワクチンが昨年12月に販売開始となり、小児用肺炎球菌ワクチン（7価ワクチン）も欧米より約10年遅れて今年10月に国内初承認され、来年春までに販売開始の予定となっている。

医療機関においてワクチンの接種が可能となっても、任意接種であるため費用負担が大きく、公費助成や定期接種化など、子どもたちの命を守るための早急な対策が必要である。

よって、政府におかれては、細菌性髄膜炎の予防対策を図るため、下記の事項について一日も早く実現されるよう強く要望する。

記

- 1 Hibワクチン及び小児用肺炎球菌ワクチン（7価ワクチン）の有効性、安全性を評価した上で、予防接種法を改正し、Hib重症感染症（髄膜炎、咽頭蓋炎、敗血症）を定期接種対象疾患（一類疾病）に位置付けること。
- 2 ワクチンの安全供給のための手立てを講ずること。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

津幡町議会議長 谷口 正一 様

決算審査特別委員会委員長 南 田 孝 是

委員会審査報告書

本委員会に付託された事件は、審査の結果、次のとおり決定したので、津幡町議会会議規則第77条の規定により報告します。

議案番号	件 名	議決結果
認定第1号	平成20年度津幡町一般会計決算の認定について	認 定
認定第2号	平成20年度津幡町国民健康保険特別会計決算の認定について	〃
認定第3号	平成20年度津幡町国民健康保険直営診療所事業特別会計決算の認定について	〃
認定第4号	平成20年度津幡町老人保健特別会計決算の認定について	〃
認定第5号	平成20年度津幡町後期高齢者医療特別会計決算の認定について	〃
認定第6号	平成20年度津幡町介護保険特別会計決算の認定について	〃
認定第7号	平成20年度津幡町簡易水道事業特別会計決算の認定について	〃
認定第8号	平成20年度津幡町公共下水道事業特別会計決算の認定について	〃
認定第9号	平成20年度津幡町農業集落排水事業特別会計決算の認定について	〃
認定第10号	平成20年度津幡町バス事業特別会計決算の認定について	〃
認定第11号	平成20年度津幡町ケーブルテレビ事業特別会計決算の認定について	〃
認定第12号	平成20年度津幡町河合谷財産区特別会計決算の認定について	〃
認定第13号	平成20年度津幡町国民健康保険直営河北中央病院事業会計決算の認定について	〃
認定第14号	平成20年度津幡町水道事業会計決算の認定について	〃

平成 21 年第 8 回津幡町議会定例会

常任委員会議案審査結果表

総務常任委員会

議案番号	件名	議決結果
議案第78号	平成21年度津幡町一般会計補正予算（第5号） 第1表 歳入歳出予算補正中 歳入 全部 歳出 第1款 議会費 第1項 議会費 第2款 総務費 第1項 総務管理費 第2項 徴税費 第4項 選挙費 第5項 統計調査費 第6項 監査委員費 第8項 防災費 第9款 消防費 第1項 消防費 第2表 債務負担行為補正 第3表 地方債補正	原案可決
議案第88号	非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例の一部を改正する条例について	〃
議案第89号	津幡町ケーブルテレビ施設の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例について	〃
請願第19号	「核兵器のない世界」に向けた政府の責任を果たすことを求める意見書の提出を求める請願書	採 択
請願第22号	町民の矜持が許さないポータピア設置計画の中止を求める請願	不 採 択
請願第23号	（仮称）ポータピア津幡建設計画の中止を求める請願	〃
請願第24号	石川と富山を結ぶ主要幹線道路そばに誘致する（仮称）ポータピア津幡建設計画の白紙撤回を求める請願	〃
請願第25号	町議会常任委員会傍聴を許可することを求める請願	〃
請願第26号	エコポイント制度並びにエコカー補助金の継続実施を求める意見書の提出を求める請願	採 択
請願第28号	地域のくらしを守るための国の予算執行及び予算編成を求める意見書の提出を求める請願	不 採 択

平成 21 年第 8 回津幡町議会定例会

常任委員会議案審査結果表

文教福祉常任委員会

議案番号	件 名	議決結果
議案第78号	平成21年度津幡町一般会計補正予算（第5号） 第1表 歳入歳出予算補正中 歳 出 第2款 総務費 第3項 戸籍住民登録費 第7項 防犯と交通安全対策費 第3款 民生費 第1項 社会福祉費 第2項 児童福祉費 第4款 衛生費 第1項 保健衛生費 第2項 清掃費 第10款 教育費 第1項 教育総務費 第2項 小学校費 第3項 中学校費 第4項 幼稚園費 第5項 社会教育費 第6項 保健体育費	原案可決
議案第79号	平成21年度津幡町国民健康保険特別会計補正予算（第2号）	〃
議案第80号	平成21年度津幡町国民健康保険直営診療所事業特別会計補正予算（第1号）	〃
議案第81号	平成21年度津幡町後期高齢者医療特別会計補正予算（第2号）	〃
議案第82号	平成21年度津幡町介護保険特別会計補正予算（第3号）	〃
議案第86号	平成21年度津幡町国民健康保険直営河北中央病院事業会計補正予算（第2号）	〃
議案第90号	津幡町国民健康保険直営河北中央病院事業の設置等に関する条例の一部を改正する条例について	〃
請願第20号	75歳以上と子どもの医療費無料化の早期実現を国に要望する「意見書」の提出を求める請願書	不採択
請願第21号	後期高齢者医療制度の即時廃止を国に要望する「意見書」の提出を求める請願書	〃
請願第29号	子どもたちの生命を守るため、ヒブワクチン及び肺炎球菌ワクチンへの公費助成、定期接種化を求める意見書の提出を求める請願	採 択

平成 21 年第 8 回津幡町議会定例会

常任委員会議案審査結果表

産業建設常任委員会

議案番号	件 名	議決結果
議案第78号	平成21年度津幡町一般会計補正予算（第5号） 第1表 歳入歳出予算補正中 歳 出 第5款 労働費 第1項 労働諸費 第6款 農林水産業費 第1項 農業費 第2項 林業費 第7款 商工費 第1項 商工費 第2項 交通政策費 第8款 土木費 第1項 土木管理費 第2項 道路橋梁費 第3項 河川費 第4項 都市計画費 第5項 住宅費	原案可決
議案第83号	平成21年度津幡町公共下水道事業特別会計補正予算（第2号）	〃
議案第84号	平成21年度津幡町農業集落排水事業特別会計補正予算（第2号）	〃
議案第85号	平成21年度津幡町バス事業特別会計補正予算（第1号）	〃
議案第87号	平成21年度津幡町水道事業会計補正予算（第2号）	〃
請願第27号	さらなる緊急雇用対策の実施を求める意見書の提出を求める請願	採 択

津議発第202号

平成21年12月9日

津幡町議会議長

谷口正一様

総務常任委員会

委員長 多賀吉一

閉会中の継続調査申出書

本委員会は、次の事件について閉会中もなお調査を継続する必要があると認めたので、津幡町議会会議規則第75条の規定により申し出ます。

記

調査事件

1. 町総合計画に関する事項
1. 行財政全般に関する事項
1. 消防に関する事項

津議発第203号

平成21年12月9日

津幡町議会議長

谷口正一様

文教福祉常任委員会

委員長 道下政博

閉会中の継続調査申出書

本委員会は、次の事件について閉会中もなお調査を継続する必要があると認めたので、津幡町議会会議規則第75条の規定により申し出ます。

記

調査事件

1. 学校教育・生涯学習に関する事項
1. スポーツ及び文化財に関する事項
1. 社会福祉・社会保障に関する事項
1. 公衆衛生・環境衛生に関する事項
1. 医療に関する事項

津議発第204号

平成21年12月9日

津幡町議会議長

谷口正一様

産業建設常任委員会

委員長 向正則

閉会中の継続調査申出書

本委員会は、次の事件について閉会中もなお調査を継続する必要があると認めたので、津幡町議会会議規則第75条の規定により申し出ます。

記

調査事件

1. 土木事業に関する事項
1. 開発事業・都市計画に関する事項
1. 農林業に関する事項
1. 商工業及び観光に関する事項
1. 上下水道事業に関する事項

津議発第205号

平成21年12月9日

津幡町議会議長

谷口正一様

議会運営委員会

委員長 長谷川 恵子

閉会中の継続調査申出書

本委員会は、次の事件について閉会中もなお調査を継続する必要があると認めたので、津幡町議会会議規則第75条の規定により申し出ます。

記

調査事件

1. 議会の運営に関すること。

受理番号	請願第19号	受理年月日	平成21年11月11日	付託委員会	総務常任委員会
件名	「核兵器のない世界」に向けた政府の責任を果たすことを求める意見書の提出を 求める請願書				
請願者 住所氏名	石川県金沢市上荒屋1-312 「核兵器のない世界を」国際署名をすすめ、 2010年国連に代表を送る石川県実行委員会 代表委員 東 孝 二	紹介議員	塩 谷 道 子		
<p>【請願趣旨】</p> <p>1945年8月6日に広島に、8月9日に長崎に原爆が投下されてから、64年が経ちました。</p> <p>あの日、きのこ雲の下で無数の人々が言語に絶する惨害を体験し、多くの命が奪われ、そして今も、核兵器の残虐さと非人道性は世代を超えて人々を苦しめ続けています。</p> <p>核兵器のない世界をつくることは、被爆者の皆さんの願いであり、このことを世界の人びとの共通の思いとして、核兵器廃絶を求める運動が日本と世界で続けられてきました。</p> <p>いま世界では、核兵器廃絶をめぐって、新たな状況がうまれています。</p> <p>今年4月にオバマ米大統領はプラハで演説し、「核兵器を使用したことのある唯一の核兵器保有国として、米国は行動する道義的責任がある」と述べ、「米国は核兵器のない世界を追求することを明確に宣言する」と、核兵器廃絶を米国の国家目標とすることを、初めて公式に言明しました。</p> <p>9月24日には国連本部で、国連安保理の首脳級特別会合が開催され、「核兵器のない世界」をめざした条件づくりに取り組む決意をうたった決議が、全会一致で採択されました。鳩山首相もこの会合で演説し、「唯一の被爆国としての道義的責任」として、日本が「廃絶に向けて先頭に立つ」と表明しました。</p> <p>こうした動きは、「核兵器のない世界」が核兵器保有国も含めた世界の圧倒的世論であることを示しています。そして、各国政府は、核兵器廃絶に向けて具体的に行動することが求められています。</p> <p>「核兵器のない世界」を一日もはやく実現するために、貴議会が政府に対して、次のことを求める意見書を提出することを請願します。</p> <p>【請願事項】</p> <p>次のことを政府に求める意見書を採択すること。</p> <ol style="list-style-type: none"> 1. 核兵器廃絶を主題とした国際交渉を開始することを、世界に呼びかけること。 2. 核兵器保有国に対して、来年の国連・NPT(核不拡散条約)再検討会議で、核兵器廃絶を達成する「明確な約束」を再確認することを求め、その実現に向けて最大限の努力を行うこと。 <p>以上、地方自治法第124条の規定により請願します。</p>					

受理番号	請願第20号	受理年月日	平成21年11月12日	付託委員会	文教福祉常任委員会
件名	75歳以上と子どもの医療費無料化の早期実現を国に要望する「意見書」の提出を求める請願書				
請願者住所氏名	石川県金沢市上荒屋1-312 全日本年金者組合 石川県本部 福原孝一	紹介議員	塩谷道子		
<p>先の総選挙の結果、新政権が誕生し、国民生活を第一にする政策がすすめられることが期待されます。雇用や仕事の状況が改善されず、暮らしに困難を抱える家庭が増えている中で、医療の分野において国民の負担が軽減され、健康な生活ができるようになることは、国民の切なる願いです。</p> <p>「75歳以上の医療費無料化」については、70歳以上（石川県では69歳）の医療費が無料になった時期もあります。また、ヨーロッパ諸国など、病院窓口での支払いがゼロの国もあります。</p> <p>石川県では、来年1月から川北町が75歳以上の医療費無料化を実施します。</p> <p>新政権は、少子化対策を政策の大きな柱としているはずで、子どもの医療費が窓口で無料になれば、親は安心して子育てをすることができます。</p> <p>国は、高齢者と子どもの医療費無料化を、社会保障拡充の一步として早期実現するよう下記のように求めます。</p> <p style="text-align: center;">記</p> <p>1. 「75歳以上の医療費」及び「子どもの医療費」は、すみやかに無料にしてください。</p> <p>以上の請願を地方自治法第124条により提出します。</p>					

受理番号	請願第21号	受理年月日	平成21年11月12日	付託委員会	文教福祉常任委員会
件名	後期高齢者医療制度の即時廃止を国に要望する「意見書」の提出を求める請願書				
請願者住所氏名	石川県金沢市上荒屋1-312 全日本年金者組合 石川県本部 福原孝一	紹介議員	塩谷道子		
<p>先の総選挙の結果、「国民生活を第一に」を掲げる民主党が社民党・国民新党と共に連立政権を樹立しました。</p> <p>10月26日に開始された臨時国会において、鳩山首相の施政方針が表明されましたが、高齢者・国民が求めている諸政策のうち後期高齢者医療制度については、前政権の政策が継続しており、生活苦難には少しも光が当てられていません。</p> <p>後期高齢者医療制度は、昨年4月に実施されましたが、当初から「年齢による差別医療はやめるべきだ。」「世界に類例がない悪法」など国民からの批判が強くありました。また、このまま現行制度が続けば「来年4月よりさらに保険料が上がる」と保険者に不安・不満の声が広がっています。</p> <p>新政権や大臣から廃止は当然と表明されたにもかかわらず、先送りが公表されています。国民の声を真摯に受け止め、下記の要望を直ちに履行してください。</p> <p style="text-align: center;">記</p> <p>1. 後期高齢者医療制度を即時廃止し、一旦「老人保健」に戻した上で、新制度についてはその後の国会で十分審議し実施されたい。</p> <p>以上の請願を地方自治法第124条により提出します。</p>					

受理番号	請願第22号	受理年月日	平成21年11月17日	付託委員会	総務常任委員会
件名	町民の矜持が許さないボートピア設置計画の中止を求める請願				
請願者住所氏名	津幡町字能瀬口150番地 津幡町民の誇りを守る会 代表 中村政利	紹介議員	中村一子 前田幸子 塩谷道子		
<p>【請願要旨】</p> <p>津幡町がギャンブル場で町の活性化を図ることは町民の誇りを傷つけるので、民意に沿ってボートピア設置計画を中止してほしい。</p> <p>【請願理由】</p> <p>津幡町議会は地元とされる舟橋区から出されたボートピア誘致に関する請願を2006年の6月議会で採択し、10月には町長が議会の決定を民意と解し誘致への同意を表明している。</p> <p>議会採択の背景には、議員たちがすでに、いくつかの他地域のボートピアを視察し、交通上も治安上も問題なく、町の新たな産業となり、また財源ともなると期待していたことが挙げられている。しかし、同年の秋から起こった反対運動はわずか4ヶ月で町内の参政権有権者の半数を超えるボートピア設置に反対する署名を集め、民意はボートピア設置を認めていないことが明らかになった。</p> <p>ボートピアに町の活性化を期待する議員たちに欠けていたのは、町民の多くがボートピアに反対する真の理由への理解である。町民は、金沢市に隣接し人口が増え交通の要衝として発展しつつある未来への希望あふれる津幡町が、また、田園や山河に囲まれた美しい風土にある津幡町が、ギャンブルで町興しを計画することに大きく誇りを傷つけられたのだ。わずか財政規模の0.2パーセントの環境整備費欲しさに、近隣他市町にとっては迷惑の種でしかないギャンブル施設を受け入れ町の品位を損なうことは町民の矜持が許さなかったのだ。治安、交通、教育の上で何の問題もないといくら胸を張られても、それらは二義的な問題である。</p> <p>自分たちが信念をもって受け入れたギャンブル場であるならば、民意を覆す努力もなされてしかるべきであった。ところが、町民から出たボートピアの説明会や学習会の要求をことごとく議会は退けてきた。あたかも規定路線以外の思考は許されていないかのようなのである。</p> <p>掛け違えたボタンを直し、身だしなみを整え、誇りある津幡町に戻るには早いに越したことはない。ボートピア設置計画を中止する議決を求めてこの請願を提出する。</p> <p>以上、地方自治法第124条の規定によって請願する。</p>					

受理番号	請願第23号	受理年月日	平成21年11月17日	付託委員会	総務常任委員会
件名	(仮称) ボートピア津幡建設計画の中止を求める請願				
請願者住所氏名	津幡町・市民グループ「風」世話人 津幡町字清水イ117 一丸 靖子 津幡町字太田へ33-2 稲垣 巖一 津幡町字舟橋そ23-3 井上 研一 津幡町字舟橋そ23-3 井上 俊子 津幡町字庄リ28 黒田 英世 津幡町井上の荘1-49 桑江 はるみ 津幡町字潟端570-6 杉野 洋一郎 津幡町字横浜い88-1 問谷 元子 津幡町字緑が丘2-97 竹森 昭一 津幡町字津幡ケ21-17 中西 政敏子 津幡町字津幡ろ87 長曾 孝子 津幡町字津幡ろ87 長曾 正明 津幡町字能瀬口150 中村 政利 津幡町字御門ろ19-3 平野 昌枝 津幡町字清水ニ347-1 前田 猛夫 津幡町字津幡ケ21-17 水野 スウ 津幡町字加賀爪ニ97-4 宗田 眞知子 津幡町字加賀爪ニ97-4 宗田 良治 津幡町字潟端461-10 山田 絵美子 津幡町字緑が丘1-146 山田 健二 津幡町字吉倉ナ32 吉本 律子	紹介議員	前田 幸子 中村 一子		
<p>【請願要旨】 砺波市のボートピア建設計画中止に依い、(仮称)ボートピア津幡建設計画の中止を求める。</p> <p>【請願理由】 津幡町舟橋地区に建設予定の(仮称)ボートピア津幡は、平成18年10月の村隆一町長の誘致容認から3年以上過ぎました。不況が深刻化している中、政権もかわり、国も大きく様変わりしています。国土交通省への認可申請もされず、着工もされていない現在、津幡町の将来を考え、見直しをする機会と思われます。砺波市では議会、市長、市民の反対でボートピア建設計画が中止となりました。</p> <p>砺波市議会の決議文には反対する理由が明確に述べられています。</p> <p style="text-align: center;">ボートピア建設に反対する決議</p> <p>現在、砺波市内で計画が再浮上しているボートピア計画について、市内の各種団体を通じ、建設に反対する全市的な署名活動が展開されている。これまでに、県内いくつかの市町村で誘致の動きがあるたびに、自治体や住民の反対によって建設が阻止されてきた経緯がある。</p> <p>もとより、「庄川と散居に広がる健康フラワー都市」をまちづくりの将来像として掲げる砺波市には、ふさわしくない施設と判断せざるをえない。緑豊かな生活環境に恵まれ、「青少年健全育成都市宣言」された素晴らしい散居の地に、公営とはいえ、ギャンブル施設の建設は、次代を担う青少年の教育環境に悪影響を与えるほか、治安の悪化、交通量の増大による事故の増加や渋滞、周辺地域への公害問題等々、健全で文化的な市民のくらしが脅かされることは必至である。よって、砺波市百年の大計に照らし、将来に禍根を残すボートピアの建設に反対することを決議する。</p> <p style="text-align: center;">平成19年6月29日 砺波市議会</p> <p>津幡町議会において、再度検討を重ね、(仮称)ボートピア津幡の建設計画を中止する議決を求めます。</p> <p>以上、地方自治法第124条の規定によって請願します。</p>					

受理番号	請願第24号	受理年月日	平成21年11月17日	付託委員会	総務常任委員会
件名	石川と富山を結ぶ主要幹線道路そばに誘致する（仮称）ボートピア津幡建設計画の白紙撤回を求める請願				
請願者住所氏名	石川県河北郡津幡町字緑が丘1-146 石川工業高等専門学校有志による津幡町のイメージアップを推進する会 代表 山田健二	紹介議員	前田幸子 中村一子		
<p>【請願要旨】</p> <p>地域交流の要となる主要道をギャンブル場から守り、心がやすらぐまちを実現するために場外舟券売り場はいらない。</p> <p>【請願理由】</p> <p>先月、富山県小矢部市に「道の駅メルヘンおやべ」がオープンし、石川県からも多くの家族連れが訪れている。足湯や特産物販売の他にドッグランもあり、動物と触れ合う親子連れの憩いの場を提供している。ホームページも充実しており、今後の活動が期待される。少子化ばかりではなく、この先人口減少に向かう我が国を考えれば、今まさに地域の復活、人づくり、まちづくりの輪を広げる行動をおこさなければいけない。地域を結ぶ主要道は、そうした活動を支える環境としても位置づけられ、津幡町のみならず近隣市町村との連携が、相互のまちづくりの成功をもたらす。津幡町の高等教育機関である石川工業高等専門学校においても、地域ボランティアとして様々な地域貢献に参画することで地域連携を実践している。富山県では富山工業高等専門学校と富山商船高等専門学校が正式に合併し富山高等専門学校となり、新しくスーパー高専として生まれ変わった。富山県との学術交流、地域交流、文化交流の要となる主要道そばにギャンブル場（場外舟券売り場）があってはならない。緑あふれる森林公園を大切にし、「人にやさしい町」「活気あふれる町」「心が潤う町」「安全で安心な町」が公営ギャンブルと連携する必要は全くない。（仮称）ボートピア津幡建設計画の白紙撤回を求める。</p> <p>以上、地方自治法第124条の規定によって請願します。</p>					

受理番号	請願第25号	受理年月日	平成21年11月17日	付託委員会	総務常任委員会
件名	町議会常任委員会傍聴を許可することを求める請願				
請願者 住所氏名	津幡町字庄口57-5 酒井治夫	紹介議員	前田幸子 中村一子 塩谷道子		
<p>【請願要旨】</p> <p>常任委員会傍聴を求める住民の意思を尊重し、速やかに傍聴を許可することを求める。</p> <p>【請願理由】</p> <p>住民の暮らしに直結する地方自治への関心が近年益々高くなっている中、地方議会にも住民に開かれた議会の実現が求められている。8月30日の衆議院選挙において政権が交代し、情報公開が大きく前進している。津幡町議会委員会条例は昭和62年4月に制定されているが、傍聴は未だ許可されたことはない。津幡町に隣接する全ての自治体（金沢市、かほく市、内灘町、小矢部市）では、既に委員会条例に沿って傍聴は許可されている。同じ条例文を持つ津幡町においても、速やかに傍聴を許可することを求めるものである。</p> <p>以上、地方自治法第124条の規定によって請願します。</p>					

受理番号	請願第26号	受理年月日	平成21年11月18日	付託委員会	総務常任委員会
件名	エコポイント制度並びにエコカー補助金の継続実施を求める意見書の提出を求める請願				
請願者住所氏名	河北郡津幡町字能瀬ハ105-3 公明党津幡支部津幡地区委員 池田邦三	紹介議員	道下政博		
<p>【請願理由】</p> <p>本年度補正予算で緊急経済対策の一環として進められている省エネ家電の普及を後押しする「エコポイント制度」と環境対応車への「エコカー補助金制度」は、国民からの人気も高く、関係業界も継続を強く望んでいます。</p> <p>両制度の目的は、第一に、世界的な経済危機から一刻も早く脱却するために需要を下支えするとともに、個人消費を喚起することにあります。第二に、省エネ商品を普及させることで、環境負荷の少ない低炭素社会への転換を強力に進めることにはありますが、いずれの点においても、その役割を十分に果たし終えたとは言い難く、更なる継続が望ましい状況にあります。</p> <p>今後懸念されている“景気の二番底”を避けるためにも、引き続き需要創出、消費喚起を促すなどの景気浮揚の取り組みは重要であり、かつまた低炭素化を推進する施策についても、ここで手を抜くわけにはいきません。</p> <p>鳩山首相は、2020年までに二酸化炭素（CO₂）などの温室効果ガスの排出量を1990年比で25%削減すると気候変動に関する国連首脳会合で表明しましたが、この国際公約を達成するためにも、政府は温室効果ガスの削減につながる、あらゆる政策を総動員する必要があります。</p> <p>政府におかれては、今後も更なる大きな波及効果が期待できるエコポイント制度とエコカー補助金制度を来年度以降も継続するよう強く要望します。</p> <p>以上、地方自治法第124条の規定によって請願します。</p>					

受理番号	請願第27号	受理年月日	平成21年11月18日	付託委員会	産業建設常任委員会
件名	さらなる緊急雇用対策の実施を求める意見書の提出を求める請願				
請願者住所氏名	河北郡津幡町字能瀬ハ105-3 公明党津幡支部津幡地区委員 池田邦三	紹介議員	道下政博		
【請願要旨】					
<p>1. 「雇用調整助成金」の運用に当たっては、助成金支給の要件となる前年同期や直前3ヶ月の売上、製品等の生産量の規定について実態に即した緩和を行い、助成金支給の拡充を図ること。</p> <p>2. セーフティーネット強化の観点から、雇用保険の非正規労働者への適用範囲の拡大を図ること。</p> <p>3. 「訓練・生活支援給付」については、雇用保険や失業給付の支給の対象とならない求職者への第2のセーフティーネットとして、恒久化を図ること。</p> <p>4. 「緊急雇用対策」で示されたハローワークのワンストップ・サービス化を進めることが本来の職業紹介業務に支障をきたさないよう、職員の増員も含めたハローワークの窓口体制の強化を図ること。</p> <p>5. 第2の就職氷河期を招かないために、企業と学生のミスマッチ解消のための情報提供体制の充実など、新卒者への就職支援体制を強化すること。</p>					
【請願理由】					
<p>雇用失業情勢は完全失業率が5.3%（21年10月）、有効求人倍率が、0.43倍（同）と依然、厳しい情勢を示し、年末、年度末に向けてさらなる悪化も懸念されています。</p> <p>政府は、10月23日に「緊急雇用対策」を取りまとめましたが「既存の施策・予算の活用により取りまとめる」とされており、財政措置も考慮したもう一段の緊急雇用対策を講じる必要があります。</p> <p>つきましては、年末・年度末のさらなる雇用悪化を防ぐため、政府におかれては、上記の点について一層の取り組みを行うよう強く要請します。</p> <p>以上、地方自治法第124条の規定によって請願します。</p>					

受理番号	請願第28号	受理年月日	平成21年11月18日	付託委員会	総務常任委員会
件名	地域のくらしを守るための国の予算執行及び予算編成を求める意見書の提出を求める請願				
請願者住所氏名	河北郡津幡町字太田ろ143-4 公明党津幡支部津幡南地区委員 石川 陳 雅	紹介議員	道 下 政 博		
<p>【請願趣旨】</p> <p>1. 平成21年度補正予算において、地域経済に影響を及ぼす事業について執行停止をやめること。</p> <p>2. 執行停止となった「子育て応援特別手当」について、執行停止の理由を明確にするとともに、子育て世帯の切実な声を踏まえ、復活させること。</p> <p>3. 「地域活性化・公共投資臨時交付金」の一部執行停止については、地域経済に与える影響が重大なことから、それに代わる新たな措置を講ずること。</p> <p>4. 「地域医療再生臨時特例交付金」の執行停止については、地域住民に対する医療サービスの低下が懸念されることから、執行停止をやめること。</p> <p>【請願理由】</p> <p>平成21年度補正予算が一部執行停止されたことにより、地方においては、各議会が予算の減額補正を迫られるなど、国民生活に多大な影響を及ぼしています。</p> <p>わが国の景気は失業率が高水準にあるなど依然として厳しい状況にあり、先行き不安を解消する見通しは立っていません。</p> <p>とりわけ年末・年度末にかけて大きな正念場を迎える地域経済にとっては、家計への支援により個人消費を拡大するとともに、中小企業支援や雇用対策を切れ目なく実行していくことが極めて重要です。</p> <p>政府は、今後の予算執行および予算編成において、地域経済に十分配慮するとともに、「地域のくらしを守る」との視点に立って、特に上記の点に十分留意するよう強く要望します。</p> <p>以上、地方自治法第124条の規定によって請願します。</p>					

受理番号	請願第29号	受理年月日	平成21年11月18日	付託委員会	文教福祉常任委員会
件名	子どもたちの生命を守るため、ヒブワクチン及び肺炎球菌ワクチンへの公費助成、定期接種化を求める意見書の提出を求める請願				
請願者住所氏名	河北郡津幡町字太田ろ143-4 公明党津幡支部津幡南地区委員 石川 陳 雅	紹介議員	道 下 政 博		
【請願要旨】					
<p>1. Hibワクチン及び小児用肺炎球菌ワクチン（7価ワクチン）の有効性、安全性を評価したうえで、予防接種法を改正し、Hib重症感染症（髄膜炎、喉頭蓋炎、敗血症）を定期接種対象疾患（一類疾病）に位置付けること。</p> <p>2. ワクチンの安定供給のための手立てを講じること。</p>					
【請願理由】					
<p>細菌性髄膜炎は、乳幼児に重い後遺症を引き起こしたり、死亡にいたる恐れが高い重篤な感染症で、その原因の75%がヒブ（Hib＝ヘモフィルスインフルエンザ菌b型）と肺炎球菌によるものです。細菌性髄膜炎は早期診断が困難なこと、発症後の治療には限界があることなどから、罹患前の予防が非常に重要で、Hibや肺炎球菌による細菌性髄膜炎については乳幼児期のワクチン接種により効果的に予防することが可能です。</p> <p>世界保健機関（WHO）もワクチンの定期予防接種を推奨しており、既に欧米、アジア、アフリカなど100カ国以上で導入され、90カ国以上で定期予防接種とされており、こうした国々では発症率が大幅に減少しています。</p> <p>日本においては、世界から20年遅れてHibワクチンが昨年12月に販売開始となり、小児用肺炎球菌ワクチン（7価ワクチン）も欧米より約10年遅れて今年10月に国内初承認され、来年春までに販売開始の予定となっています。</p> <p>医療機関においてワクチンの接種が可能となっても、任意接種であるため費用負担が大きく、公費助成や定期接種化など、子どもたちの命を守るための早急な対策が必要です。</p> <p>そこで、細菌性髄膜炎の予防対策を図るために、政府におかれましては上記の事項について、一日も早く実現されますよう強く要望します。</p> <p>以上、地方自治法第124条の規定によって請願します。</p>					